

経済産業省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

ア 「平成 18 年度予算概算要求等に係る事前評価書」（平成 17 年 8 月 31 日付け平成 17・08・31 広第 1 号による送付分）における 107 件の政策評価のうち、経済産業省が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した 68 件^(注 1)の政策評価

イ 「平成 16 年度事後評価書」（平成 17 年 3 月 31 日付け平成 17・03・31 広第 1 号による送付分から平成 17 年 9 月 28 日付け平成 17・07・19 資第 5 号による送付分まで）における 96 件の政策評価のうち、経済産業省が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した 10 件^(注 2)の政策評価

(注 1) 経済産業省は、同省政策評価基本計画において、同一・類似の目的を有する事業をまとめた「施策」を基本単位として評価を行うこととしている。「平成 18 年度予算概算要求等に係る事前評価書」には、計 107 の施策及びそれらに含まれる約 770 の事業についての事前評価の結果がまとめられており、今回の審査の対象とした 68 施策には計約 460 の事業が含まれている。

なお、研究開発を対象とした評価及び個々の公共事業についての評価については、別途整理する予定であり、今回の審査の対象から除いている。

(注 2) 経済産業省は、同省政策評価基本計画において、同一・類似の目的を有する事業をまとめた「施策」を基本単位として評価を行うこととしている。「平成 16 年度事後評価書」には、計 96 の施策及びそれらに含まれる約 390 の事業についての事後評価の結果がまとめられており、今回の審査の対象とした 10 施策には計 69 の事業が含まれている。

なお、研究開発を対象とした評価及び個々の公共事業についての評価については、別途整理する予定であり、今回の審査の対象から除いている。

2 事前評価についての審査

(1) 審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている（基本方針 I-4-ア）。事前評価においては、一定規模以上の事業費を要する個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策について、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年

法律第 86 号。以下「評価法」という。) 第 9 条及び同法施行令 (平成 13 年政令第 323 号) 第 3 条)。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業や規制等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、さらに質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

(政策効果の把握及び得ようとする効果の達成見込みについて)

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている (評価法第 3 条)。事前評価を行う場合には、政策を決定する前の時点において、当該政策の実施により得られると見込まれる政策効果を把握した上で、「得ようとする効果」と「実際に見込まれる効果」との関係性を明らかにし、当該政策の有効性を検証することが必要である。すなわち、事前評価においては、当該政策を実施することにより得ようとする政策効果は本当に得られるのか、その確実性 (安定性) はどの程度のものなのかについて明らかにしていくことが求められる。

また、得ようとする政策効果が費用に見合ったものとなっているかどうか等の効率性に関する予測は、評価の対象とされる政策に適合した測定手法が開発されない状況において定量的に行うことは必ずしも容易なことではない。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により得ようとする効果について、実際にどの程度得られると見込まれるかなど、得ようとする効果の達成見込みの確からしさがどのように検証されているか。
- ③ 費用に見合った政策効果が得られるかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

(事前評価の結果の妥当性の検証について)

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である (基本方針 I-4-U)。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的 (定量的) に把握でき

るものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

(2) 審査の結果

経済産業省は、同省政策評価基本計画において、同一・類似の目的を有する事業をまとめた「施策」を基本単位として評価を行うこととしている。この基本計画に基づき作成された「経済産業省政策評価実施要領」（以下「実施要領」という。）の中で、事前評価においては、企画・立案しようとする施策について、目的、必要性、コスト等を明らかにすることとされている。

評価の対象とされた政策をみると、75 施策の下にまとめられた約 490 事業の中には、平成 17 年度以前から継続して実施されている事業（継続事業）が多数含まれている。

経済産業省は、事前評価の対象としたすべての施策について、基本計画の期間中において計画的に事後評価（中間段階の評価を含む。）を実施することとしており、その事後評価において、継続事業を含めたそれぞれの事業の実施によるこれまでの効果の発現状況の検証や、今後得られると見込まれる効果の把握を行うこととしている。

上記を踏まえて、「平成 18 年度概算要求等に向けた事前評価書」における 107 件の政策評価のうち、平成 18 年度から新たに実施しようとする事業について行われた事前評価（27 施策 51 事業）のうち、経済産業省が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した事前評価（26 施策 50 事業）の審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである（詳細は、別添 1 政策評価審査表参照）。

【審査結果整理表】

整理番号	施策（施策及び施策に含まれる事業）	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに 関する検証方法		効率性に関する情報	検証を行う時期の 特定	効果の把握の方法 の特定性
			推論	その他			
3	産業人材の育成・円滑な供給のための環境整備						
	(7) 若者と中小企業との事業ネットワーク構築事業（委託）	△	○		△	○	○
	(8) 高専等活用中小企業人材育成事業（委託）	△	○		△	○	○
10	リサイクル関連の情報提供、普及啓発、市場環境整備						
	(7) 地域省エネ型リユース促進事業（委託）	△	○		△	○	○
12	地球環境問題への対策の推進						
	(2) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の構築（委託）	△	○		△	○	○
13	環境に調和した企業行動の促進						
	(7) 製品グリーンパフォーマンス高度化推進事業（委託）	△	○		△	○	○
	(8) 環境マネジメントシステム構築推進（政策金融）	△	○		△	○	○
15	繊維産業施策						
	(4) 繊維製造関連技術開発（補助）						
	f. 排水処理における余剰汚泥の減容化技術開発	○	○		△	○	○
21	先導的分野における戦略的情報化の推進及び基盤整備						
	(3) IT・サービス融合基盤整備事業（委託）	○	○		△	○	○
	(11) 地域医療情報連携システムの標準化及び実証事業（委託）	○	○		△	○	○
	(13) ITSの規格化事業（第2フェーズ）	○	○		△	○	○
24	コンテンツ制作・流通促進支援						
	(3) 映像コンテンツ国際共同制作基盤整備事業（委託）	△	○		△	○	○

整理番号	施策（施策及び施策に含まれる事業）	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに関する検証方法		効率性に関する情報	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
			推論	その他			
25	日本国際博覧会の推進						
	(1) 国際博覧会政府参加事業（委託）	△	○		△	○	○
26	物流効率化対策						
	(1) 商品データ共有化システムの構築（委託）	△	○		△	○	○
	(2) 受発注～決済までの次世代EDI標準化（委託）	△	○		△	○	○
	(3) 標準システム課題抽出仕様改良事業（補助）	△	○		△	○	○
	(4) データキャリアの国際標準化事業（委託）	△	○		△	○	○
	(5) 流通・物流効率化調査費（委託）	—	○		△	○	○
	(6) 流通・物流効率化システム開発調査事業（委託）	△	○		△	○	○
27	中心市街地活性化事業の推進						
	(8) 少子高齢化等対応型中小商業活性化施設整備事業（少子高齢化等対応型中小商業活性化施設整備費補助金）（補助）	△	○		△	○	○
	(9) 少子高齢化等対応型中小商業活性化支援事業（補助）	△	○		△	○	○
30	非鉄金属の探鉱・開発の促進						
	(5) 金属資源素材供給可能性等調査委託費（委託）	△	○		△	○	○
42	省エネ設備・機器の導入支援						
	(12) エネルギーの面的利用導入促進対策費補助事業（補助）	△	○		△	○	○
44	新エネルギー設備・機器の導入支援						
	(15) 風力発電系統連系対策補助金事業（補助）	△	○		△	○	○

整理 番号	施策（施策及び施策に含まれる事業）	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに 関する検証方法		効率性に関する情報	検証を行う時期の 特定	効果の把握の方法 の特定性
			推論	その他			
45	需要に応じた電源開発の着実な推進						
	原子力発電所立地地域共生交付金（交付金）	△	○		△	○	○
	核燃料サイクル交付金（交付金）	△	○		△	○	○
48	電力需給システムの高度化（負荷平準化、石炭火力発電LNG化等）						
	（9）高効率湯器導入促進事業費補助金（補助）	△	○		△	○	○
	（10）先導的負荷平準化機器導入普及モデル事業委託費（委託）	△	○		△	○	○
51	原子力安全に係る国際協力						
	（2）原子力発電所安全管理等人材育成事業（委託）	△	○		△	○	○
	（4）原子炉導入可能性調査等委託費（委託）	△	○		△	○	○
	（6）廃止石油坑井封鎖事業費補助金（補助）	△	○		△	○	○
52	鉱害防止施策						
	（7）遠隔海域石油開発環境安全調査（委託）	○	○		△	○	○
	（8）石油及び天然ガス鉱山坑井廃止基準調査委託費（委託）	○	○		△	○	○
56	下請中小企業振興						
	（6）取引あっせんシステム整備拡充事業（委託）	△	○		△	○	○
57	中小企業経営資源強化対策・事業再構築支援						
	（11）中小企業知的財産啓発普及事業（委託）	△	○		△	○	○
	（12）中小企業事業継続計画普及事業（委託）	△	○		△	○	○
	（13）市場挑戦型中小企業活力強化事業（委託）	○	○		△	○	○

整理 番号	施策（施策及び施策に含まれる事業）	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに 関する検証方法		効率性に関する情報	検証を行う時期の 特定	効果の把握の方法 の特定性
			推論	その他			
60	基盤技術を担う中小企業支援（サポーティング・インダストリー支援）						
	（１）川上・川下ネットワーク構築支援事業（委託）	○	○		△	○	○
	（２）戦略的基盤技術高度化支援事業（委託）	○	○		△	○	○
	（３）中小企業基盤技術継承支援事業（補助）	△	○		△	○	○
	（４）中小企業への計量標準供給基盤強化事業（補助）	○	○		△	○	○
	（５）高専等活用中小企業人材育成事業（委託）	○	—		△	○	○
64	中小企業への資金供給の円滑化						
	（６）信用保証制度情報収集分析補助事業（補助）	△	○		△	○	○
101	開発途上国との共同研究を通じた我が国の技術協力						
	（３）途上国提案型開発支援研究協力事業（補助）	△	○		△	○	○
103	通商円滑化						
	（９）東アジア大等の対外経済政策推進対策費（委託）	△	○		△	○	○
	（１０）経済連携促進のための産業高度化推進事業（補助）	○	○		△	○	○
105	国際的な知的財産保護の促進						
	（１）模倣品対策強化事業（委託）	△	○		△	○	○
106	工業標準の整備						
	（１）社会ニーズ対応型基準創成調査研究（委託）	△	○		△	○	○
	（２）新規分野・産業協力強化型国際標準提案（委託）	○	○		△	○	○
	（３）国内人材育成等基盤体制強化（委託）	○	○		△	○	○

整理番号	施策（施策及び施策に含まれる事業）	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに 関する検証方法		効率性に関する情報	検証を行う時期の 特定	効果の把握の方法 の特定性
			推論	その他			
107	知的基盤の整備						
	(8) 計量法の執行に係る情報収集・調査事業（委託）	△	○		△	○	○
	合計	○=14 △=35	○=49		△=50	○=50	○=50
(備考)							

- (注) 1 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」「どの程度」「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「○」を、「何を」「どうする」のことは説明されているものの、「どの程度」は明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「△」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「-」を記入している。
- 2 「効果の達成見込みに関する検証方法」欄には、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類を記入している（複数もあり得る。）
「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。
<その他（例示）>
「比較」 過去の同種類別の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。
「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。
「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。
- 3 「効率性に関する情報」欄には、当該政策（施策や事業）の実施に要する費用等に関する分析の結果が示されている場合には「○」（当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「◎」）を、当該政策の実施に要する費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額（実績額）等の記載にとどまっている場合には「△」を、上記の情報が記載されていない場合には「-」を記入している。
- 4 「検証を行う時期の特定」欄には、当該政策（施策や事業）について、事後の検証を行う時期が特定されている場合には「○」、事後の検証を行うことはしているが時期が特定されていない場合には「△」、実施することが明らかにされていない場合は「-」を記入している。
- 5 「政策効果の把握の方法の特定性」欄には、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされている場合には「○」を、効果の把握の方法が不明確の場合には「△」を記入している。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

3 事後評価についての審査

(1) 審査の考え方と点検の項目

(政策効果の把握について)

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第

3条)。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針 I-5-A）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが、具体的に把握されているか。また、把握された効果が、得ようとする効果の全体を表すものとなっているか。
- ③ 費用に見合った政策効果が得られたかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

（把握された効果と評価結果との関連性について）

事業評価方式を用いた事後評価（事後の検証）においては、事前の時点に行った評価内容を踏まえ、実際に得られた政策効果を把握・測定した上で、あらかじめ期待していた政策効果が得られたのかどうか、見込んでいた政策効果と比べて実際に得られた政策効果はどのように評価されるものなのかを明らかにしていくことが求められる。

特に事後評価の対象となる事務事業等が継続中のものである場合（中間段階の評価）には、社会経済情勢の変化、実際の効果の発現状況等を踏まえ、今後とも継続していくことで得ようとする効果が当初の見込みどおりに確保できるのかについての分析が求められる。

この審査においての点検を行っているのは、次の項目である。

- 中間段階の評価においては、発現した政策効果の把握の状況を踏まえつつ、当該政策の継続、中止等の反映方針との関係において合理的な説明が行われているか。

（2）審査の結果

「平成 16 年度事後評価書」における 66 施策 141 事業についての評価のうち、経済産業省が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した 10 施策 69 事業の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである（詳細は、別添 2 政策評価審査表参照）。

【審査結果整理表】

整理番号	施策（施策及び施策に含まれる事業）	得ようとする効果の明確性	把握した効果の客観性	効率性に関する情報	把握された効果と評価の結果との関連性
1	民間能力の活用による産業インフラの整備				
	(1) 民間能力活用特定施設緊急整備費	—	○	△	○
	(2) 民活法特定施設整備事業	—	○	△	○
	(3) 民活法特定施設整備事業	—	○	△	○
	(4) 中小企業基盤整備機構の債務保証	—	○	△	○
	(5) 新産業社会基盤施設整備基本調査	—	○	△	○
2	リサイクル関連の情報提供、普及啓発、市場環境整備				
	(1) 循環ネットワーク整備事業	△	○	△	—
	(2) 循環ビジネス人材教育・循環ビジネスアドバイザー派遣事業	△	○	△	—
	(3) 中小企業環境・安全等対応情報提供事業	△	○	△	—
	(4) 自動車リサイクル促進普及情報提供事業	△	(把握時期未到)	◎	
	(5) 循環型製品・システム市場化開発調査	△	○	△	—
	(6) 特定家庭用機器等再商品化関係事業	—	○	△	—
3	皮革産業振興対策				
	(1) 皮革産業振興対策事業	△	○	△	○
	(2) 地方皮革産業振興対策事業	△	○	△	○
4	石油・LPガスの国家備蓄・民間備蓄の維持・推進				
	(1) 国家石油備蓄事業の維持	△	○	△	—
	(2) 民間石油備蓄体制の維持	△	○	△	—
	(3) 石油備蓄事業の推進	△	○	△	—
	(4) 国家LPガス備蓄事業の維持	△	○	△	—
	(5) 民間LPガス備蓄体制の維持	△	○	△	—
	(6) LPガス備蓄事業の推進	△	○	△	—
	(7) 石油、LPG備蓄機能整備	△	○	△	—
	(8) 石油貯蔵施設立地対策等交付金	△	○	△	—

整理番号	施策（施策及び施策に含まれる事業）	得ようとする効果の明確性	把握した効果の客観性	効率性に関する情報	把握された効果と評価の結果との関連性
5	液化石油ガスの流通合理化等				
	(1) -①石油ガス流通合理化対策事業費補助金	○	○	△	○
	(1) -②石油ガス流通合理化対策事業費補助金	○	○	△	○
	(2) 家庭用高効率小型ガス冷房機器導入促進事業	△	○	△	○
	(3) -①石油ガス利用・供給設備導入促進対策費補助金	○	○	△	○
	(3) -②石油ガス利用・供給設備導入促進対策費補助金	○	○	△	○
6	新エネルギー設備・機器の導入支援				
	(1) 地域新エネルギー導入促進対策事業	△	○	△	○
	(2) 地域エネルギー開発利用事業	△	○	○	○
	(3) 新エネルギー事業者支援対策費補助金	△	△	△	○
	(4) 新エネルギー非営利活動促進事業	△	○	△	○
	(5) 地域主導の地球温暖化防止支援事業	△	○	△	○
	(6) 住宅用太陽光発電導入促進対策費補助金	—	○	△	○
	(7) 廃棄物発電促進対策費補助金	△	○	△	○
	(8) 住宅用太陽熱高度利用システム導入促進対策費補助金	—	○	△	○
	(9) クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金	—	○	△	○
	(10) エネルギー需給構造改革投資促進税制	—	○	△	○
	(11) 地域エネルギー利用設備の固定資産税の軽減措置	—	○	△	○
	(12) 財政投融资	—	○	△	○
	(13) 地域新エネルギービジョン策定等事業	—	○	△	○

整理番号	施策（施策及び施策に含まれる事業）	得ようとする効果の明確性	把握した効果の客観性	効率性に関する情報	把握された効果と評価の結果との関連性
	(14) 新エネルギー設備導入促進情報公開対策等事業	△	○	△	○
	(15) 未利用エネルギー活用地域熱供給システム普及促進対策費補助金のうち未利用エネルギー活用地域熱供給システム事業調査費補助金	△	○	△	○
	(16) 廃棄物発電導入技術調査費補助金	—	○	△	○
	(17) 未利用エネルギー活用地域熱供給システム普及促進対策費補助金のうち、未利用エネルギー活用地域熱供給システム啓蒙普及事業費補助金	△	○	△	○
	(18) 新エネルギー非営利活動支援事業費補助金	△	○	△	○
7 中小企業施策の広報					
	(1) テレビ放送による中小企業情報提供事業	△	○	○	○
	(2) e-中小企業庁&ネットワーク事業	△	○	○	○
	(3) 組合等連携組織情報化対策事業	—	○	○	○
	(4) 中小企業施策広報資料作成事業	○	○	○	○
	(5) 中小企業白書の作成・公表	○	○	○	○
	(6) 創業連携情報収集・発信事業	—	○	○	○
8 中小企業連携組織対策					
	(1) 創業連携人材養成等支援事業（指導員等人件費を含む）	○	○	◎	○
	(2) 小企業連携組織支援事業	○	○	◎	○
	(3) 組合等連携組織情報化対策事業	○	○	◎	○
	(4) 創業連携組織調査開発等支援事業	○	○	◎	○
	(5) 創業連携情報収集・発信事業	○	○	◎	○
	(6) 新商品テクノフェア事業	△	○	◎	○
	(7) 意匠・デザイン保全事業	△	○	△	○

整理番号	施策（施策及び施策に含まれる事業）	得ようとする効果の明確性	把握した効果の客観性	効率性に関する情報	把握された効果と評価の結果との関連性
	(8) 独立行政法人中小企業基盤整備機構（旧中小企業総合事業団）による高度化事業	○	○	△	○
	(9) 独立行政法人中小企業基盤整備機構（旧中小企業総合事業団）による高度化事業関連	△	○	△	○
9 中小企業のIT化支援					
	(1) IT活用型経営革新モデル事業	△	○	◎	○
	(2) 戦略的情報化投資活性化支援事業	△	○	△	○
	(3) 都道府県等中小企業支援センター等事業	—	○	△	○
	(4) 中小企業・ベンチャー総合支援センター事業	—	○	△	○
	(5) 支援センター等交流ネットワーク事業	△	○	△	○
	(6) 養成研修事業	△	○	△	○
	(7) 中小企業技術基盤強化推進事業	○	○	△	○
	(8) 地域IT推進協議会支援事業	○	○	△	○
	(9) 中小企業向けe-Learning事業	△	○	△	○
10 人権啓発活動支援対策					
	(1) 人権啓発支援事業	△	○	△	○
	合計	○=14 △=37	○=67 △=1	◎=8 ○=7	○=55
(備考)					

- (注) 1 「政策番号」欄における番号は、経済産業省政策評価書に番号が付されていないため、当省において便宜上通し番号を付した。
- 2 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」「どの程度」「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「○」を、「何を」「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」は明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「△」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「—」を記入している。
- 3 「把握した効果の客観性」欄には、実際に得られた効果が具体的に把握されている（「何が」「どの程度」「どうされた」）場合には「○」を、効果についての記載はあるがどの程度の効果が得ら

れたのが明確にされていない場合、効果の把握が個別的なものにとどまっており全体を表していない場合、「得ようとする効果」が複数挙げられているにもかかわらず、そのうちの主要な効果が把握されていない場合等には「△」を、効果についての記載がない場合には「－」を記入している。

- 4 「効率性に関する情報」欄には、当該政策（施策や事業）の実施に要した（要する）費用等に関する分析の結果が示されている場合には「○」（当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られた（得られると見込まれる）政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「◎」）を、当該政策の実施に要した（要する）費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額（実績額）等の記載にとどまっている場合には「△」を、上記の情報が記載されていない場合には「－」を記入している。
- 5 「把握された効果と評価の結果との関連性」欄には、把握された効果と評価の結果との関連性について、不整合が特にみられない場合には「○」を、両者の関連性について必要な説明がなされていない場合には「△」を記入している。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

【別添 1】

政策評価審査表（事前評価関係）

（説明）

本審査表は、公表された経済産業省の「平成18年度予算概算要求等に係る事前評価書」（研究開発を対象とした評価及び個々の公共事業についての評価を除く。）を基に総務省の責任において整理したものである。

各欄の記載事項については、以下のとおりである。

欄 名		記 載 事 項
「整理番号」欄		評価書の記載番号（「事前評価書施策一覧（平成18年度予算等要望時）」を基に番号を記入した。
「政策（施策及び施策に含まれる手段たる事業）」欄		評価の対象とされた施策の名称及び目的並びに施策に含まれる手段たる事業の名称（平成18年度から新たに実施しようとする事業についてはその概要を含む。）を記入した。
「得ようとする効果」欄		政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「有効性」欄	「効果の達成見込みの根拠」欄	政策の実施により「得ようとする効果」が実際に得られる見込みについて、それがどの程度確実なものなのか、その根拠（確からしさ）が評価の過程でどのように検証されたのかを整理し、記入した。
	「分類」欄	<p>「得ようとする効果の達成見込みの根拠」の内容について、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類を記入した（複数もあり得る。）。</p> <p>「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。</p> <p>＜その他の検証方法（例示）＞</p> <p>「比較」 過去の同種類別の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。</p> <p>「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。</p> <p>「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。</p>
「必要性及び効率性に関する特記事項」欄		<p>以下に該当するものについて記入した。</p> <p>「必要性」 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの</p> <p>「効率性」 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの</p>
「検証を行う時期」欄		事後的な検証を行うこととしている場合に、その時期を記入した。
「効果の把握の方法」欄		得られると見込まれる効果をどのように把握・推計したのか（事後の検証を予定している場合には、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのか）を記入した。

政策評価審査表（事前評価関係）

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
2	新事業創出・創業促進施策 新規開業数を5年間で倍増させることを目標として、創業促進のための施策を総合的に実施することにより、新規雇用創出を図る（平成13年の目標設定時において基準とした平成8年～平成11年の間の開業数の年平均は約18万社（出典：総務省「事業所・企業統計」）であることから、施策目標となる開業数は年36万社となる。）。						
	(1) エンジェル税制（税制）		継続事業				
	(2) 新産業創出・活性化融資制度（政策金融）		継続事業				
	(3) 知的財産有効活用支援事業（政策金融）		継続事業				
	(4) 女性、若者／シニア起業家支援資金（政策金融・国民生活金融公庫）		継続事業				
	(5) 女性、若者／シニア起業家支援資金（政策金融・中小企業金融公庫）		継続事業				
	(6) 新創業融資制度（政策金融）		継続事業				
	(7) 大学連携型起業家育成施設整備事業（補助）		継続事業				
	(8) サービス産業創出支援事業（委託）		継続事業				
	(9) 創業・ベンチャー支援事業（交付金）		継続事業				
	(10) 起業家教育促進事業（委託）		継続事業				
	(11) 起業家輩出支援事業（補助）		継続事業				
	(12) 創業人材育成事業（創業塾等）（補助）		継続事業				
	(13) 創業意識喚起活動事業（委託）		継続事業				
	(14) 中小ITベンチャー支援事業（委託）		継続事業				

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
3	産業人材の育成・円滑な供給のための環境整備 我が国経済・産業の競争力を維持・向上させるため、それを担う産業人材の育成・円滑な供給を目的として、特に以下の3つの観点から環境整備に取り組む。 (1) 産業競争力を支える「高度人材」の育成 (2) 中小企業の人材育成・確保 (3) 将来を担う若年者の就職促進						
	(1) 産学連携人材育成事業(委託)	継続事業					
	(2) サービス産業人材育成事業(委託)	継続事業					
	(3) 産学協同実践的IT教育促進事業(委託)	継続事業					
	(4) 技術経営人材育成プログラム導入促進事業(委託)	継続事業					
	(5) 事業再生人材育成プログラム導入促進事業(委託)	継続事業					
	(6) 人材投資促進税制(税制)	継続事業					
	(7) 若者と中小企業との事業ネットワーク構築事業(委託) 地域において成長期にある中小企業の旺盛な人材採用ニーズを活用するため、若者就業対策と中小企業人材確保対策の観点から、30程度のモデル地域において、地域の特性や実情を踏まえながら、若者が集まるジョブカフェや教育現場等を利用して地域の中小企業と地域の若者とを橋渡しする以下のサービスを提供する事業を委託する。 1) 地域における若者のニーズを踏まえて、中小企業の採用力を向上させるために経営者向けの研修を行う。 2) ジョブカフェや教育現場と協力して、上記研修を受けた中小企業経営者による職業セミナー・共同職場説明会を実施する。 3) これらの職業セミナーや共同職場説明会を受けて、当該中小企業に興味を持った学生等を対象としたインターンシップを実施する。 これら一連の事業を実施することで、若者と地域の中小企業との接点を発掘する。 【18年度予算要求額】2,003,607千円	○若者と地域企業の橋渡し役を担い、地域における中小企業人材の確保・育成のアウトソーシングの仕組みを確立させることで、若者の就職先選択における中小企業の選択幅を広げる。	○若者の就業対策についてはこれまで各種行ってきたところであるが、産業界との連携不足によるボトルネックを解消し、より効果をあげるために、中小企業側の人材対策と合わせた対策の推進が必要である。これを進めることで、若者の雇用促進と企業の人材対策という二つの政策課題に対する施策効果が期待できると判断	推論	【必要性】 ○「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月閣議決定) ○「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」(平成16年12月若者自立・挑戦戦略会議)	事後評価：平成17年度	○参加者に対して実施するアンケートから、以下の指標を用いて効果を把握 ・参加する中小企業者(経営者)の満足度 ・参加する若者の満足度
	(8) 高専等活用中小企業人材育成事業(委託) 地域の高専等との連携により、地元の中小企業のニーズに即した技術教育を行うため、プロジェクトを実施する機関がカリキュラムの開発や研修等を行う。 【18年度予算要求額】1,203,174千円	○当面3年間で、事業戦略の具現化・導入先端技術を活かすことのできるオペショナルな人材を中小企業の現場と高専等の連携の中で育成する。平成18年度においては、全国60箇所程度で実施	○中小企業の現場における有用な人材の定着を図る上で、企業の人材育成は重要であるが、中小企業単体でこれを行うことは難しく、実践教育に適した設備と人材(人脈)を有する高専を活用して行うことで、効率的・効果的に人材育成を図ることができると判断	推論	【必要性】 ○「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月閣議決定) ○「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」(平成16年12月若者自立・挑戦戦略会議)	事後評価：平成17年度	○研修終了後にアンケート調査を実施することにより、以下の指標を用いて効果を把握 ・研修の実施回数 ・カリキュラムに対する受講生(受講生所属企業)の満足度
	(9) 企業等OB人材活用推進事業(委託)	継続事業					
	(10) 新事業育成専門家養成等研修事業(補助)	継続事業					
	(11) 若年者のためのワンストップサービスセンターの整備(委託)	継続事業					
	(12) 地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクト(委託)	継続事業					
	(13) 草の根eラーニング・システム整備事業(委託)	継続事業					
	(14) 人材ニーズ調査(委託)	継続事業					

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性 に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
4	産業クラスター計画（地域再生・産業集積計画）の推進 我が国産業の国際競争力の強化と内発型の地域経済活性化を目的として、地域における新事業やベンチャー企業が續々と創出されるような事業環境を整備し、もって、新産業の創出及びイノベーティブな産業集積（産業クラスター）の形成を図る。						
		(1) 広域的な新事業支援ネットワーク等補助金（補助）	継続事業				
		(2) 産業クラスター間連携等促進事業（委託）	継続事業				
		(3) C I O 育成・活用型企業経営革新促進事業（委託）	継続事業				
		(4) 地域産業立地促進事業（政策金融）	継続事業				
		(5) 新事業活動促進資金（政策金融）	継続事業				
		(6) 旧新事業創出促進法関連税制（税制）	継続事業				
		(7) 地域新生コンソーシアム研究開発事業（委託）	継続事業				
		(8) 地域新規産業創造技術開発費補助事業（補助）	継続事業				
		(9) I T 活用型経営革新モデル事業（補助）	継続事業				
		(10) 新連携対策補助金（補助）	継続事業				
		(11) 大学連携型起業家育成施設整備事業（補助）	継続事業				
		(12) 新事業支援施設整備費補助金（補助）	継続事業				
		(13) 新事業創出型貸付事業施設整備事業（産投出資）	継続事業				
		(14) 電源地域産業資源機能強化事業等補助金（補助）	継続事業				
(15) 新事業育成専門家養成等研修事業（補助）	継続事業						
5	地域産業集積活性化対策の推進 経済の多様かつ構造的な変化に対処するため、「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（以下、「地域産業集積活性化法」という。）」に基づき、基盤的技術産業集積及び特定中小企業集積（特定産業集積）の有する機能を活用しつつ、新たな産業インフラの整備や研究開発環境の高度化等を図ることにより、地域産業集積の活性化を促す。						
		(1) 新事業支援施設整備費補助金（補助）	継続事業				
		(2) 電源地域産業資源機能強化事業等補助金（補助）	継続事業				
		(3) 地域産業集積活性化（政策金融）	継続事業				
		(4) 地域活性化資金（政策金融）	継続事業				

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
8	大規模工業基地等活性化 国又は地方公共団体の計画に基づき、開発・造成されている大規模工業基地、工業団地への企業立地等を促進し、もって地域経済の活性化を図る。						
	(1) 大規模基地活性化(政策金融)	継続事業					
	(2) 原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金(補助)	継続事業					
	(3) 電源地域工業団地造成利子補給金(補助)	継続事業					
	(4) 工業再配置等補給金(補助)	継続事業					
	(5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構関連(税制)	継続事業					
	(6) 地域活性化資金[工業等団地関連](政策金融)	継続事業					
10	リサイクル関連の情報提供、普及啓発、市場環境整備 本施策は、リサイクル関連(3R:リデュース・リユース、リサイクル)の情報提供、普及啓発(人材育成・教育を含む)及び市場環境整備を行うことにより、資源の有効な利用の確保と廃棄物の発生抑制を図り、循環型社会の形成を推進することを目的とする。						
	(1) 国際循環システム対策費(委託)	継続事業					
	(2) 3Rシステム化可能性調査事業(委託)	継続事業					
	(3) 環境配慮設計等基盤整備事業(委託)	継続事業					
	(4) 循環ビジネス人材教育・循環ビジネスアドバイザー派遣事業(委託)	継続事業					
	(5) 循環型社会システム動向調査(委託)	継続事業					
	(6) 容器包装リサイクル推進調査(委託)	継続事業					
	(7) 地域省エネ型リユース促進事業(委託) リターナブル容器は一定の条件ではライフサイクルでのエネルギー使用量が少なく、廃棄物の排出抑制と省エネルギーを達成することが可能と言われているが、消費者の嗜好の変化等から使用量が減少しているため、リターナブル容器の普及促進を目的としたモデル事業を実施し、課題の検討を行う。 【18年度予算要求額】80,000千円	○リターナブル容器の利用拡大を目指した地域省エネ型リユースモデル事業を促進することにより、エネルギー、資源消費量の低減や資源生産性(=GDP/天然資源消費量)の向上についての調査、課題抽出を行う。	○本施策目標である資源生産性の向上と最終処分量の半減に向けて、一般廃棄物の6割(容積比)を占める容器包装廃棄物の削減が効果的。リターナブル容器を用いたシステムは容器包装廃棄物をほとんど出さないとされており、本施策目標の実現には有効な対策である。	推論	【必要性】 ○「循環型社会形成推進基本法」	中間評価:平成19年度 事後評価:平成23年度	○環境省、社団法人容器包装リサイクル協会発表資料により以下の指標を把握 ・一般廃棄物の最終処分量(万トン) ・分別収集量(千トン) ・再商品化量 ・自主回収認定事業者数(累計)
	(8) 自動車リサイクル促進普及情報提供事業(委託)	継続事業					
	(9) 古紙再利用促進対策(補助)	継続事業					
	(10) 特定家庭用機器等再商品化関係事業(委託)	継続事業					
11	リサイクル関連施設・設備の整備 天然資源の枯渇や最終処分場の逼迫などの資源制約や環境制約に対し、平成8年度に比して平成22年度までに資源生産性やリサイクル率の向上及び最終処分量の半減を達成するため、事業者のリサイクル関連施設・設備導入を促す支援体制の整備を図り、廃棄物の発生抑制、製品や部品の再使用、原材料としての再利用を推進する。						
	(1) エコタウン補助事業(補助)	継続事業					
	(2) 再商品化設備等の特別償却制度及び課税の特例措置(税制)	継続事業					
	(3) リデュース・リユース・リサイクル事業、適正な廃棄物処理を行うための施設設備(政策金融)	継続事業					

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
12	地球環境問題への対策の推進 地球環境問題として現在最も懸案となっているのは温室効果ガスの増加による地球温暖化である。そのため、本施策においては、温室効果ガスの長期的・継続的な排出削減に加え、京都議定書における▲6%の温室効果ガス削減目標の達成を図り、もって地球温暖化の防止を図ることを目的とする。						
	(1) 京都メカニズムの活用・推進(補助、委託、政策金融、交付金)	継続事業					
	(2) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の構築(委託) 平成18年4月に改正地球温暖化対策推進法が施行されることに伴い、同法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度が実施されることとなる。このため、当該制度の実施に伴い、事業者から報告される排出量の集計・公表に係るシステムの構築・運用等を行う。 【18年度予算要求額】14,000千円	○平成18年度に施行される改正地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度に必要なシステム整備等を行い、適正な運用を確保する。	○法律に基づく当該制度を最大限効率的に運用していくためには、事業者から報告された温室効果ガス排出量の集計事務などについて外部機関を有効に活用することが適当	推論	【必要性】 ○「地球温暖化対策推進法」	中間評価：平成19年度 事後評価：平成24年度	○毎年度の集計・公表状況についてモニタリングを実施
	(3) 地球温暖化対策の総合的推進のための基盤構築(委託)	継続事業					
13	環境に調和した企業行動の促進 環境調和型経済社会の構築を図るため、あらゆる産業分野において、企業が環境と経営を統合し、環境負荷低減を行うための取組を促進する。						
	(1) 環境経営・ビジネス促進(委託)	継続事業					
	(2) 環境配慮活動活性化モデル事業(委託)	継続事業					
	(3) 資源有効利用促進等資金利子補給補助金(補助)	継続事業					
	(4) 政府調達対応エネルギー効率化製品開発・普及事業費補助金(補助)	継続事業					
	(5) エネルギー使用合理化環境経営人材育成委託費(委託)	継続事業					
	(6) エネルギー使用合理化環境経営管理システムの構築事業(委託)	継続事業					
	(7) 製品グリーンパフォーマンス高度化推進事業(委託) 企業への環境適合設計(DfE)導入促進、環境負荷低減効果の高い製品(エコプロダクツ)のLCA評価支援、エコプロダクツの顕彰制度等を実施して、エコプロダクツの開発・市場拡大を促進することにより、温室効果ガス削減を着実に進めるとともに、国内企業の国際的競争力の維持強化を図る。 【18年度予算要求額】299,975千円	○素材・中間製品製造企業等におけるエコプロダクツ開発の基盤整備を支援し、より環境負荷低減効果の高いエコプロダクツの開発を進めるとともに、かかるエコプロダクツの顕彰制度、展示会の開催を通じ消費者・購買者の認知を高めることにより、エコプロダクツ市場の拡大を図るとともに、併せて国内企業の国際的競争力の維持強化を図る。	○本事業は、素材・中間製品製造企業等のエコプロダクツ開発基盤整備を支援するとともに、併せて、消費者・購買者のエコプロダクツへの認知を高めることにより、CO2排出削減等環境負荷低減効果の高いエコプロダクツの普及を効率的に推進するものである。また、国内企業の国際的競争力の維持強化にも繋がるものであり、国による実施が適切と判断	推論	—	中間評価：平成20年度 事後評価：平成24年度	○委託事業成果物としての報告書により、以下の指標について確認 ・環境適合設計新規導入企業数 ・エコプロダクツ製品新規開発数 ・ウェブサイトアクセス件数 ・エコプロダクツ展来場者数
	(8) 環境マネジメントシステム構築推進(政策金融) ISO14001は、企業の自主的環境マネジメントシステムに関する国際的な基準を定めており、企業においては、認証取得の必要性が高まっていることから、認証取得等に要する資金を対象とした財政投融資制度による支援を行うことにより、企業による環境マネジメントシステム構築を奨励、促進する。	○循環型経済社会の構築及び地球環境対策促進の観点から、政策金融による低利融資制度が、企業によるISO14000シリーズの環境マネジメント導入インセンティブとなりうるものである。	○本施策により、企業の環境マネジメントシステム(EMS)構築を資金面で支援するものであり、これらのEMSを構築する企業の増加により、他の企業におけるEMS構築に対する意欲を誘発し、一層多くの企業がEMS構築に取り組むこととなる。これにより、我が国の循環型経済社会の構築及び地球環境対策に資すると判断	推論	—	中間評価：平成20年度 事後評価：平成24年度	○本施策の融資窓口である日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫から融資件数、融資金額のヒアリングにより、以下の指標について確認 ・融資件数 ・融資金額

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
14	環境負荷物質対策 環境負荷物質について、無害化等の技術開発、排出等の実態調査、事業者に対する啓発普及、自主的取組の促進、公害防止用設備等に係る助成措置などの対策を講じることにより、環境負荷物質から生じ得る産業公害の防止のための体制を整備する。						
	(1) 環境負荷物質対策調査(委託)	継続事業					
	(2) 有害化学物質リスク削減基盤技術研究開発(交付金)	継続事業					
	(3) リデュース・リユース・リサイクル事業、適正な廃棄物処理を行うための施設整備(財投)	継続事業					
	(4) 産業公害防止資金(財投)	継続事業					
	(5) 自動車NOx・PM法及びオフロッド法関連環境対策資金(財投)	継続事業					
	(6) 中小企業金融円滑化利子補給金(予算)	継続事業					
	(7) 公害防止用設備の特別償却制度及び課税の特例措置(税制)	継続事業					
	(8) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例措置(税制)	継続事業					
	(9) 産業公害防止技術開発費補助事業(補助)	継続事業					
15	繊維産業施策 中国等からの繊維製品の輸入が量的に拡大している等により極めて厳しい状況にある繊維産業の実態を踏まえつつ、平成15年7月にとりまとめられた「日本の繊維産業が進むべき方向ととるべき政策(繊維ビジョン)」において、今後5年間で繊維産業にとって最後の改革期間であるとし、この間に構造改革を本格的かつ集中的に行うことが必須であるとの提言がなされたところ。これに伴い、繊維産業の構造改革を実現するため、具体的には繊維産業の国内の生産・流通構造の改革、SCM(サプライチェーンマネジメント)の推進、ファッションクリエイション力の強化、輸出振興、人材育成、技術開発等を進めていく。						
	(1) 繊維産業情報化導入支援事業(交付金)	継続事業					
	(2) 繊維中小事業者人材育成支援事業(交付金)	継続事業					
	(3) 特定繊維製品新需要開発・発展事業(交付金)	継続事業					
	(4) 繊維製造関連技術開発(補助)						
	a. 高機能ファイバー創成ナノ加工技術開発	継続事業					
	b. 活性炭の高性能化技術開発	継続事業					
	c. 繊維型DNAチップを利用した遺伝子検査・診断トータルシステムの開発	継続事業					
	d. アクリル樹脂製造エネルギー低減技術の研究開発	継続事業					
	e. エネルギー使用合理化繊維関連次世代技術開発	継続事業					
	f. 排水処理における余剰汚泥の減容化技術開発 従来の排水処理法(活性汚泥法)は、処理の際に汚泥が発生するため、その処分のために多くのエネルギーとコストを消費し、かつ環境負荷をかけていたが、本事業により、BOD成分を分解するのに必要な細菌類を高濃度に保持できる微生物固定化担体を用いることにより汚泥が発生しない排水処理法(余剰汚泥減容法)を開発し、汚泥処理に係るエネルギーやコストの消費を抑え、環境負荷を低減する。(補助率:2/3) 【18年度予算要求額】62,331千円	○工場排水(特に染色排水)のBOD、SSを規制値以下まで除去し、かつBOD汚泥転換率を1%以下にする ・処理後の放流水のBOD・SS濃度目標: BOD・SSともに20mg/l以下	○本技術の開発により、従来の排水処理法において大きな課題となっていた汚泥の処理が必要なくなり、汚泥の最終処分量を減らしつつ、汚泥処理にかかっていた多大なエネルギーとコストを節約することができる。その結果、環境負荷の低減、エネルギーの使用合理化と同時に、繊維製品をより低コストで提供することが可能になり、産業競争力の強化に寄与すると判断	推論	—	事後評価:平成20年度	○毎年度の調査時に進捗状況を以下の指標をモニタリング、さらに終了時に補助先企業から報告を受けモニタリングを実施することにより、以下の指標について確認 ・処理後の放流水のBOD・SS濃度 ・BODの汚泥転換率

整理番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性 に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
16	伝統的工芸品産業施策 伝統的工芸品産業が売上低迷→経営難→後継者確保難という悪循環から脱却するため、産地の自立的取組みを支援し、我が国固有の財産である伝統技術・技法や文化を守りつつ、伝統的工芸品産業の自立的発展を助長させていくものとする。具体的には、諸方策を講じることによって従業員数に占める30歳未満の割合を増加させる。						
	(1) 伝統的工芸品産業支援補助金(補助)	継続事業					
	(2) 伝統的工芸品産業振興補助金(補助)	継続事業					
	(3) 伝統的工芸品基盤整備調査等委託費(委託)	継続事業					
17	ベトナム産物等救済対策 ベトナムの原材料になるタイマイ、象牙の国際取引禁止に伴い、限られた原材料在庫のみに依存することによって原材料が十分に確保できない等の現状を踏まえ、両産業の存立基盤を維持するために不可欠な原材料確保対策を実施する。						
	(1) 国内タイマイ保護・増養殖事業(補助)	継続事業					
	(2) 原産国等資源保護調査事業(補助)	継続事業					
	(3) ワシントン条約対策委員会及び関係国際機関等派遣事業(補助)	継続事業					
18	皮革産業振興対策 中小零細性が高い我が国皮革産業を、強靱な体力を有する事業者の集団とし、国際化した事業環境下においても競争力を有する産業にすること。						
	(1) 皮革産業振興対策事業費補助金(補助)	継続事業					
	(2) 地方皮革産業振興対策事業費補助金(補助)	継続事業					
19	高効率・低公害車の普及促進 航続距離、使用する燃料の供給地域等の制約を克服する技術開発や、現行の低公害車の導入にあたってのインセンティブ付与等を推進し、高効率・低公害なクリーンエネルギー自動車を、今後、より広い地域・事業者を対象として普及していく。						
	(1) 革新的次世代低公害車総合技術開発(交付金)	継続事業					
	(2) 電気自動車等の取得に係る自動車取得税の特例措置(税制)	継続事業					
	(3) 自動車NOx・PM法に係る自動車取得税の特例措置(税制)	継続事業					
	(4) 最新排出ガス規制適合車の取得に係る自動車取得税の特例措置(税制)	継続事業					
	(5) 自動車税の環境配慮化促進税制(税制)	継続事業					
	(6) 低燃費車にかかる自動車取得税の軽減措置(税制)	継続事業					
	(7) 環境負荷低減に資する自動車の普及促進(政策金融)	継続事業					
20	電子経済産業省の実現 経済産業省電子政府構築計画に基づいて、業務改革とシステム化とを一体的に推進し、世界最先端の電子政府と呼ばれるにふさわしい姿となることを目指す。						
	電子経済産業省の実現(庁費、委託)	継続事業					

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
21	<p>先導的分野における戦略的情報化の推進及び基盤整備</p> <p>高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）に基づき策定されたe-Japan戦略II、e-Japan重点計画-2004及び2005年に策定された「IT政策パッケージ2005」の実施により、我が国経済の先導的分野におけるITの利活用を促進すると共に、情報化社会に対応して経済社会基盤の必要な整備を行う。</p>						
	(1) 電子タグ活用基盤整備事業（委託）	継続事業					
	(2) 情報家電活用基盤整備事業（委託）	継続事業					
	<p>(3) IT・サービス融合基盤整備事業（委託）</p> <p>情報家電のネットワーク化促進に必要な機器間の相互接続性・運用性を確保し、この上で財やサービスの提供、医療、教育、雇用、行政、防犯、省エネ制御等のサービスを円滑に提供するのに必要な共通基盤技術（課金、認証、決済、権利処理等）の標準化等を促進するため、関係事業者の参加の下で、実証実験等を行う。</p> <p>【18年度予算要求額】903,500千円</p>	<p>○様々な財・サービスを自由自在に利用するために必要な、機器間の共通基盤技術の標準化等の実現</p>	<p>○サービス事業者とIT事業者間および各種サービスや情報媒体間の連携不足が生じており、利用者の利便性が大きく損なわれている中で、当該事業を通じて、利用者と供給者をより広範囲に連携・協働させる共通基盤性、機能統合性、進化可能性という三つの性格を有した「プラットフォーム」を市場に確立することによって、消費者のニーズを活かした新たなイノベーション・サイクルを築き上げることによって、生活、ビジネス、行政及び社会的課題の各分野でITを活用した競争力・課題解決力の更なる向上が図られることの費用対効果は高いと判断</p>	推論	<p>【必要性】</p> <p>「e-Japan重点計画-2004」（平成16年6月IT戦略本部決定）</p>	中間・事後評価：平成19年度	○毎年度、各テーマの事業報告にて状況を確認することにより、平成20年度までに実証実験を通じ情報家電の相互接続性・運用性する。
	(4) 電源地域情報化推進モデル事業（委託）	継続事業					
	(5) CIO育成・活用型企業経営革新促進事業（委託）	継続事業					
	(6) 官民連携標準策定事業（委託）	継続事業					
	(7) 電子商取引関連情報処理・通信システム整備（政策金融）	継続事業					
	(8) 情報処理高度化事業（政策金融）	継続事業					
	(9) 情報化教育基盤整備促進事業（政策金融）	継続事業					
	(10) 医療情報システムにおける相互運用性の実証事業（委託）	継続事業					
	<p>(11) 地域医療情報連携システムの標準化及び実証事業（委託）</p> <p>疾患別病期別に機能分化した地域の医療機関が患者の院間クリニカルパスに沿ってシームレスに連携するために必要な情報システム（地域医療情報連携システム）の標準化を行い、実証する。</p> <p>【18年度予算要求額】280,000千円</p>	<p>○全国の病院において、地域別の病院等間で患者診断画像等を伝送することによって診断支援や治療支援を行うことのできる遠隔診療システムの導入率を1.2倍（平成18年度）、1.5倍（平成19年度）、2倍（平成20年度）にする。</p>	<p>○本事業では、疾患別病期別に機能分化した地域の医療機関が患者の院間クリニカルパスに沿ってシームレスに連携するための情報システム（地域医療情報連携システム）の標準化を行い実証する。これにより、異なるベンダによるシステム間であっても接続が容易化することによりシステム導入コストの低減が図られるとともに、マルチベンダ化の進展によりシステムの質・性能が向上するため、地域医療情報連携システムの医療機関への普及が促進すると判断</p>	推論	<p>【必要性】</p> <p>「IT政策パッケージ-2005」（平成17年2月IT戦略本部決定）</p>	中間・事後評価：平成19年度	○財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS-D）が行う調査により、以下の指標を用いて効果を把握 ・全国の病院において、地域の病院等間で患者診断画像等を伝送することによって診断支援や治療支援を行うことのできる遠隔診療システムの導入率
	(12) 戦略的ソフトウェア開発事業（産投出資）	継続事業					
	<p>(13) ITSの規格化事業（第2フェーズ）</p> <p>我が国ITS産業の振興と国際競争力強化に貢献するため、これまでの個別システム等の規格化から共通基盤の構築のための規格化に重点を移し、ITS情報通信基盤の規格化、情報収集・活用基盤の規格化、システム社会導入条件の整備等ISO/TC204に対応したITSの国際規格化を実施する。</p> <p>【18年度予算要求額】250,000千円</p>	<p>○国際標準化機関への標準化原案の提出及び標準化原案の国際規格としての制定</p>	<p>○WTO/TBT協定によって各国規格は国際規格と整合を図るよう義務付けられており、開発した技術を早急に国際規格化することは、我が国のITS産業の国際競争力の強化に資すると判断</p>	推論	—	中間・事後評価：平成19年度	○国内のITS規格審議団体に当たるITS標準化委員会において、計画及び結果についての評価を実施することにより、以下の指標を用いて効果を把握 ・国際標準化原案作成件数 ・国際規格の制定件数

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
22	認証・セキュリティを確実にするための基盤整備 世界最高水準の『高信頼性社会』を実現するため、その要となる情報セキュリティを基軸とした経済全体の競争力強化、総合的な安全保障向上まで視野に入れた施策を展開するとともに、個人情報適切に保護された社会実現のための施策等についても併せて推進する。						
	(1) コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備事業(委託、交付金)	継続事業					
	(2) 企業・個人の情報セキュリティ対策事業(委託)	継続事業					
	(3) 電力分野における情報セキュリティ対策促進事業(委託、補助、交付金)	継続事業					
	(4) 情報セキュリティ等整備促進事業(政策金融)	継続事業					
	(5) 個人情報保護に係る基盤整備の促進(委託)	継続事業					
23	IT人材の育成 (1) 初等中等教育現場においてIT利用の促進及び利用環境を整備する。 (2) eラーニング等を活用したアジア各国のIT技術者研修等を実施し人材育成を行う。 (3) 情報処理技術者試験制度のアジア展開を通じ、アジアIT人材の調達環境を整備する。 (4) アジア地域におけるオープンソースソフトウェア(OSS)推進を図り、人材育成及びソフトウェア開発を促進する。						
	(1) 教育情報化促進基盤整備(委託)	継続事業					
	(2) アジアIT人材育成事業(委託)	継続事業					
	(3) アジアIT人材育成事業(各国の情報処理技術者試験相互認証)(交付金)	継続事業					
	(4) アジアオープンソースソフトウェア基盤整備事業(委託)	継続事業					
24	コンテンツ制作・流通促進支援 海外展開の促進を通じたコンテンツをコアとした「ジャパンプランド」の確立、ネットワーク上にコンテンツを提供しやすい環境の整備、デジタルシネマの普及推進、人材育成、コンテンツの流通経路の多様化等を通じ、コンテンツ産業の構造改革を進め、新産業としてのコンテンツ産業を飛躍的に拡大させていくことを目的とする。						
	(1) コンテンツ国際取引市場強化事業(委託)	継続事業					
	(2) 不正利用対策に関する環境整備支援事業(委託)	継続事業					
	(3) 映像コンテンツ国際共同製作基盤整備事業(委託) 我が国映像産業の国際競争力の向上、海外マーケットで収益性の高いコンテンツ製作を図るため、国際的に通用する脚本の開発、評価専門家チーム(プロデューサー、銀行、弁護士等)による海外からの資金調達のためのビジネススキーム、マーケット性についての評価手法の蓄積といった国際共同製作につながる基盤を整備し、映像コンテンツの国際共同製作を促進するべく、国内制作者が自立的に、海外と共同で映像コンテンツの製作を行うためのシステムを構築する。 【18年度予算要求額】 300,000千円	◎映像産業に従事する人材のネットワーク強化のため、共同製作に資する人的データ、企業データ、公的支援策等のデータベースの構築し積極的に諸外国へ情報を発信するとともに、国際共同製作を行いたい制作者のマッチング、脚本開発を行うための場の提供及び評価専門家チームによる海外からの資金調達のためのビジネススキーム、マーケット性についての評価手法を蓄積することで、世界マーケットを視野に入れたコンテンツを増加させ、コンテンツ人材の国際力を向上させるシステムを開発する。	◎複数国との間で映像コンテンツ(とりわけ映画)の共同製作を行うことは、様々な才能の交流から質の高いコンテンツが生まれるだけでなく、海外マーケットにおける流通も可能となり、我が国映像産業の国際競争力向上につながる判断	推論	【必要性】 ◎第162回国会施政方針演説	中間評価：平成17年度 事後評価：平成21年度	◎指標を見直すことにより、設定目標を上昇させる。 ◎定量的指標：国際共同製作の件数

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
25	国際博覧会の推進 「愛・地球博」に続いて開催される国際博覧会に向けて、「愛・地球博」の理念及び成果を国内外に発信する。また、続く国際博覧会においてこれらを継承し発展させつつ魅力的な展示、出展を行い、日本の技術、製品、文化等を世界に戦略的に売り込み日本ブランドの発信に向けた好機とするための措置を講ずる。						
	(1) 国際博覧会政府参加事業（委託） 2008年サラゴサ（スペイン）、2010年上海（中国）で国際博覧会の開催が予定されている。これら「愛・地球博」に続く国際博覧会において日本として魅力的なパビリオンの出展を行うため、出展・展示に係る調査及び企画立案、製作等を行うとともに、博覧会会場でパビリオン等の運営を行う。 【18年度予算要求額】750,000千円	○2008年サラゴサ（スペイン）、2010年上海（中国）で開催される国際博覧会において日本として民間企業等の参画を得た魅力的なパビリオンの出展を行い、世界中のより多くの人々の来館により、日本の技術、製品、文化等を世界に戦略的に売り込むことで日本ブランドを発信する。	○国が民間企業等との連携を図りつつ魅力ある出展を行い、日本政府出展のパビリオンへより多くの来館者を呼ぶことにより、世界に幅広く日本の技術、製品、文化等を世界に売り込むことで日本ブランドを発信できると判断	推論	—	中間評価：平成21年度 事後評価：平成23年度	○国際博覧会における政府出展パビリオン等への来館者数及び国際博覧会で発信された日本ブランドに対する国内外からの評価等を基に検証 ・各国際博覧会における政府出展のパビリオン等に対する来館者数 ○定性的指標：国際博覧会への政府出展を通じ、いかに日本の技術、製品、文化等が世界に認知され、日本ブランドとして発信されたかどうか。
	(2) 先進的環境配慮型再生事業（委託）	継続事業					
	(3) 2005年日本国際博覧会（愛・地球博）の開催に伴う特例制度（税制）	継続事業					
26	物流効率化対策 我が国産業の国際競争力の強化及び環境への負荷の低減を図るため、商品データ共有化やインターネットを活用したEDIの標準化、国際標準に準拠したICタグの活用、CO2削減に向けた荷主と物流事業者の連携の促進を通じて流通・物流システムの効率化・グリーン化を推進し、その成果の産業界への普及を図る。						
	(1) 商品データ共有化システムの構築（委託） 業界ごとに仕様が異なる商品データを、多くの業界の商材を扱う小売業が一元的に利用できるよう、商品データ及び商品データベースの仕様一元化を行う。また、海外を含めたデータベースの相互接続を効率的に実現するため、ナショナルデータベースを構築する。 【18年度予算要求額】720,000千円	○企業の商品情報登録（付加価値を生まない業務）にかかる人件費が低下すると同時に、付加価値を生む業務に特化できるように、多くの流通業が商品データ共有システムを活用することを目指す。	○日本の流通業は市場規模に比べ各社のシェアが小さいために、製造業・卸売業・小売業の利害が一致せず、先行して新しいシステムを導入しても他企業が追随しないため、民間のみで自発的な取組が期待できず、流通コストを引き上げる要因となっている。そのため経済産業省が企業共通の基盤となる標準化を推進すれば、業界ごとに仕様が異なる商品データを、多くの業界の商材を扱う小売業が一元的に利用できることと判断	推論	—	中間評価：平成20年度 事後評価：平成22年度	○アンケートにより、採用企業の比率をモニタリング ・指標：流通標準の採用の企業比率
	(2) 受発注～決済までの次世代EDI標準化（委託） 日本の多様な小売業態が広く活用する基盤的なEDIを開発するため、業態横断的な会議を開催し、小売業態や商材による違いを超えてEDIシステムを共通化するためのインターフェース（通信手順、通信環境等）の仕様策定を行う。 【18年度予算要求額】180,000千円	○流通業の効率化を図るため、情報システムの更新時期に合わせた標準システムの採用を目指す。	○日本の流通業は市場規模に比べ各社のシェアが小さいために、製造業・卸売業・小売業の利害が一致せず、先行して新しいシステムを導入しても他企業が追随しないため、民間のみで自発的な取組が期待できず、流通コストを引き上げる要因となっている。そのため経済産業省が企業共通の基盤となる標準化を推進すれば、小売業態や商材による違いを超えてEDIシステムを共通化するためのインターフェース（通信手順、通信環境等）の仕様策定できると判断	推論	—	中間評価：平成20年度 事後評価：平成22年度	○アンケートにより、採用企業の比率をモニタリング ・指標：流通標準の採用の企業比率

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性 に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
	(3) 標準システム課題抽出仕様改良事業 (補助) 関係者が多い、又は仕様の標準化が全く図られていない商材を対象に、卸・小売だけでなく、卸・小売が取り扱う各商材を製造するメーカーを巻き込んだ代表的企業からなるコンソーシアムでの標準システムを使用し、実際に使用する際に発生する課題を抽出し、更なる仕様の改良を実施する。(補助率1/2) 【18年度予算要求額】400,000千円	○流通業の効率化を図るため、情報システムの更新時期に合わせた標準システムの採用を目指す。	○代表的な企業で構成するコンソーシアムにおいて、標準システムを試験的に活用することを通じて、課題を抽出することにより、更なる仕様の改良を実施できると判断	推論	—	中間評価：平成20年度 事後評価：平成22年度	○アンケートにより、採用企業の比率をモニタリング ・指標：流通標準の採用の企業比率
	(4) データキャリアの国際標準化事業 (委託) 国際標準化機関 (EPCglobal) と共同で、各産業分野の国際物流において共通に用いられる物流資材にアクティブタグを埋め込んだモデル実験を行い標準仕様を抽出する。その成果により国際物流におけるアクティブタグの技術規格及びビジネスモデルの国際標準化を推進し、本分野における日本の国際貢献を実現する。 【18年度予算要求額】300,000千円	○国際標準化によりタグ供給業者の競争の活発化に伴って、アクティブタグの価格が低下することにより国際物流コストの低減を図ることができるため、早期のアクティブタグの標準化を目指す。	○ICタグの標準化による物流コストの削減は、業界に関わりなく誰もがコスト削減の恩恵を受けることができるものであり、国際物流コスト削減への効果は高いと判断	推論	—	中間評価：平成20年度 事後評価：平成22年度	○国際標準化機関の活動状況を以下の指標を用いて把握 ・データキャリアの標準化の実現
	(5) 流通・物流効率化調査費 (委託) 商慣行をはじめとする流通・物流の情報化・標準化を阻害する要因について調査し、施策推進の基礎資料とする。 【18年度予算要求額】14,106千円	—	○阻害要因を知り、それを踏まえた標準化活動を行うことにより施策の効率的な運営が可能と判断	推論	—	中間評価：平成20年度 事後評価：平成22年度	○アンケートにより、採用企業の比率をモニタリング ・指標：標準採用企業の比率
	(6) 流通・物流効率化システム開発調査事業 (委託) 物流効率化によるCO2排出削減を実現するために、定量的に把握するためのシステム及びICタグを活用した物流効率化システムについて研究調査及び開発を行う。 【18年度予算要求額】1,300,000千円	○環境負荷を低減させる物流体系と循環型社会の構築に貢献する(トラック輸送の効率化、都市内交通の円滑化等の推進)	○CO2削減は危急の課題であり、企業のCO2測定方法や新技術活用による流通・物流の効率化モデルを示す必要性は大きく、これらはCO2削減の基盤となる取り組みであり、その効果も大きいと判断	推論	—	中間評価：平成20年度 事後評価：平成22年度	○アンケート等により、CO2排出量の評価ツール導入企業数及びICタグ導入企業数をモニタリング
	(7) グリーン物流パートナーシップモデル事業 (補助)	継続事業					
	(8) 物流効率化専門指導員派遣事業 (補助)	継続事業					
	(9) 物流効率化推進事業 (補助)	継続事業					
	(10) 中小企業物流連携支援事業 (補助)	継続事業					
	(11) 企業活力強化資金 (政策金融)	継続事業 (17年度までは流通業等強化資金)					
	(12) 流通活動システム化拠点施設整備事業 (政策金融)	継続事業					

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
27	<p>中心市街地活性化事業の推進 【事後評価の実施予定時期】平成17年度</p> <p>各市町村において、中心市街地の商業集積としての魅力や機能性を向上させることにより、中心市街地に人を集め、賑わいを生み出すとともに、地域コミュニティの場（人が住み、育ち、学び、働き、集い、交流する場）としての中心市街地を再生する。</p>						
	(1) 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業（補助）	継続事業					
	(2) 商業施設等の整備を行う者に対する出融資（政策金融）	継続事業					
	(3) 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業（補助）	継続事業					
	(4) 実効性確保診断・サポート事業（交付金）	継続事業					
	(5) 大型空き店舗活用支援事業（補助）	継続事業					
	(6) 中心市街地活性化支援等事業（委託）	継続事業（「中心市街地活性化・創業等支援事業」から名称変更）					
	(7) 商業施設等の整備を行う認定特定事業者で一定の要件を満たすもの（第3セクター）、TMO及び商店街振興組合等に対する税制措置（税制）	継続事業					
	<p>(8) 少子高齢化等対応型中小商業活性化施設整備事業（少子高齢化等対応型中小商業活性化施設整備費補助金）（補助）</p> <p>我が国経済の発展を図る上で少子高齢化対策等の重要性が増す中、地域においては、地域の核であり、コミュニティ形成の場である商店街・商業集積が果たすべき役割に期待が商工会、商工会議所や商店街振興組合等が実施す高まっている。そのため、少子高齢化等に対応する商業基盤施設等を整備する事業に対し、国が直接支援する制度を創設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付先：商工会、商工会議所、商店街振興組合、第3セクター等 ・補助率：1/2 <p>【18年度予算要求額】1,565,000千円</p>	<p>○商業基盤施設の増加</p> <p>○来外者数の現状維持又は増加</p>	<p>○少子高齢化等に対応した商業基盤施設を整備するためには、商業等の活性化との相乗効果を図ることが重要であることから、実施主体である商工会、商工会議所、商店街振興組合等に対する補助金による支援がもっとも効果的であると判断</p>	推論	—	平成17年度事後評価により評価時期調整中	<p>○来街者及び個店を対象とした施設整備に対するアンケート調査により、以下の指標を用いて効果を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付件数、施設等整備数 ・来街者数、施設利用率（数）
	<p>(9) 少子高齢化等対応型中小商業活性化支援事業（補助）</p> <p>我が国経済の発展を図る上で少子高齢化対策等の重要性が増す中、地域においては、地域の核であり、コミュニティ形成の場である商店街・商業集積が果たすべき役割に期待が高まっている。そのため、商工会、商工会議所や商店街振興組合等が実施する少子高齢化等に対応する以下の事業に対し、国が直接支援する制度を創設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付先：商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所、第3セクター等 ・補助率：1/2 <p>(1) ハード事業</p> <p>商店街振興組合等が一体となって取組む、少子高齢化等に係る商店街のテナントミックスに資する店舗等を整備する事業等に対し直接補助する。</p> <p>(2) ソフト事業</p> <p>商店街振興組合等が一体となって取組む、少子高齢化等に係るチャレンジショップ事業、商店街活性化コミュニティ施設活用事業等に対し直接補助する。</p> <p>【18年度予算要求額】1,467,300千円</p>	<p>○ハード整備事業や商店街の空き店舗がコミュニティ施設等として活用されることにより、中心市街地のにぎわいが再生されること</p>	<p>○少子高齢化等に対応した中心市街地活性化対策としては、テナントミックス店舗や集客核施設の設置・運営等のハード事業や、地域コミュニティとの連携事業等のソフト事業が中心となるため、これを集中的に行うためには、実施主体である商工会、商工会議所、商店街振興組合等に対する補助金による支援が最も効果的と判断</p>	推論	—	平成17年度事後評価により評価時期調整中	<p>○アンケート調査により、以下の指標を用いて効果を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ハード事業 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付件数、施設等整備数 ・来街者数、空き店舗比率等 (2) ソフト事業 <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の採択件数 ・商店街ににぎわいが戻ったり、活性化につながった組合等の割合
	(10) 全国商店街振興組合連合会補助金（補助）	継続事業					
	(11) 商店街振興組合指導事業（補助）	継続事業					
	(12) 中小商業ビジネスモデル連携支援事業（補助）	継続事業					
	(13) 専門家派遣事業（交付金）	継続事業（「商店街活性化専門指導事業」から名称変更）					
	(14) 企業活力強化資金（政策金融）	継続事業（「流通業等強化資金」から名称変更）					

整理番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法							
			効果の達成見込みの根拠	分類										
28	製品事故の未然・再発防止対策 一般消費者が利用する各種製品の中には、その構造等からみて生命、身体等に対して危害を及ぼすおそれのあるものがある。本施策は、消費者保護の観点から、このような製品による事故の未然防止、再発防止を目指し、製品に関する情報を収集、分析し、その結果を一般に提供するとともに、製品安全4法（注）の技術基準の見直し、行政措置等に活用する。 （注）製品安全4法とは、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律を指す。													
								(1) 規制対象製品の試買テスト（委託）	継続事業					
								(2) 被害救済体制の整備（委託）	継続事業					
29	消費者取引に関する情報提供 (1) 消費者取引に係るトラブルを、未然に防止できるように情報提供する。 (2) 仮にトラブルに巻き込まれた場合、適切かつ迅速に対処する方法について、情報提供をする。													
								(1) 消費者啓発事業（委託）	継続事業					
30	非鉄金属の探鉱・開発の促進 非鉄金属の探鉱・開発を通じ中長期的かつ持続的な鉱物資源の供給源の拡大と多様化を図る。													
								(1) 精密地質構造調査（補助）	継続事業					
								(2) 副産物用途開発等有効利用調査・開発事業（補助）	継続事業					
								(3) 海外共同地質構造調査（補助）	継続事業					
								(4) 共同資源開発基礎調査事業（委託）	継続事業					
								(5) 金属資源素材供給可能性等調査委託費（委託） 金属資源素材の代替素材の開発を考慮した長期需給見通し、リサイクルを念頭に においた製品設計・製造の現状、マテリアルストックを踏まえた社会的回収シ ステム及びリサイクル技術等の現状を詳細に把握することにより、一連の、国内金 属資源素材のマテリアルフローの改善のため課題を抽出するとともに、その克服 のための対応策を検討する。 【18年度予算要求額】 100,000千円	○各金属資源素材の代替材料を考慮した長期需給見通しを作成するとともに、より効率の良い金属リサイクルシステムを確立するために、マテリアルフローの各段階における現状を把握し、各段階のリサイクル率向上のための最適化を検討し、国内におけるリサイクル率向上を図る。	○本調査を行うことにより、より効率の良い金属リサイクルシステムを確立することができ、国内におけるリサイクル率向上等が期待できると判断	推論	—	中間評価：平成18年度	○調査事業を行うとともに、年に数回有識者・業界関係者による委員会を開催し各種意見を聴取することにより、以下の指標を用いて確認 ・現状のリサイクル率 ・期待されるリサイクル率
								(6) 減耗控除制度（税制）	継続事業					
(7) 海外投資等損失準備金（税制）	継続事業													

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性 に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法		
			効果の達成見込みの根拠	分類					
31	レアメタルの安定供給確保 レアメタルの鉱種ごとに供給安定性等を勘案した適正な備蓄水準を維持し、短期的な供給障害にも耐えうる体制を整備することにより、レアメタルの安定的かつ効率的な供給の確保を図る。								
								(1) レアメタル備蓄事業 (補助)	継続事業
32	海外炭の安定供給確保 民間企業の海外炭鉱開発等の支援、産炭国との共同の地質構造調査、産炭国における炭鉱技術の向上のための技術移転及び技術開発等の各種施策を実施し、海外産炭国の石炭供給力の拡大により、我が国への石炭安定供給確保及び適正供給を図ることを目的とする。								
								(1) 海外炭開発可能性調査 (交付金)	継続事業
								(2) 海外地質構造調査費等補助金 (補助)	継続事業
								(3) 炭鉱技術海外移転事業費補助金 (補助)	継続事業
								(4) 石炭導入促進調査委託費のうち石炭保安技術 (委託)	継続事業
								(5) 石油代替エネルギー特定設備等資金利子補給金 (石炭分) (補給金)	継続事業
								(6) 海外投資等損失準備金<石炭> (税制)	継続事業
33	環境調和的な石炭利用技術 (クリーン・コール・テクノロジー) の開発・普及の促進 国内外においてクリーン・コール・テクノロジー (CCT) の開発・普及を促進し、アジア大で環境調和的かつ効率的な石炭利用の拡大を図ることによって、地球環境問題の解決とエネルギーの安定供給確保に資する。								
								(1) 石炭導入促進調査委託事業のうち革新的環境調和型石炭利用技術等導入普及可能性調査 (委託)	継続事業
								(2) 石炭生産・利用技術振興事業のうち利用技術 (補助、交付金)	継続事業
								(3) 国際石炭利用対策事業費補助金 (補助金)	継続事業
								(4) 石炭利用設備 (税制)	継続事業
								(5) 環境調和型石炭利用施設整備事業 (政策金融)	継続事業
								(6) 石炭代替エネルギー特定設備等資金利子補給金 (石炭分) (補給金)	継続事業

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性 に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
34	石油・天然ガス開発・利用促進 国内石油・天然ガスの探鉱・開発を促進し、自給率の維持・向上を図るとともに、天然ガスの開発・利用を促進することにより、我が国の石油・天然ガスの安定供給を確保する。						
	(1) 国内石油・天然ガス基礎調査事業（委託）	継続事業					
	(2) 天然ガス探鉱費補助事業（補助）	継続事業					
	(3) 大陸棚石油・可燃性天然ガス開発（政策金融）	継続事業					
	(4) 天然ガス開発利用促進調査事業（委託）	継続事業					
	(5) 極限海域における海洋構造物の基礎調査研究（委託）	継続事業					
	(6) 大水深域における石油資源等の探査技術等基礎調査（委託）	継続事業					
	(7) 海洋開発事業融資（政策金融）	継続事業					
	(8) 天然ガス供給基盤整備等調査事業（委託）	継続事業					
	(9) 船舶建造費（予算）	継続事業					
35	産油国との関係強化（投資促進、技術協力、契約長期化等） 本事業においては、我が国エネルギーセキュリティの強化に資するため、我が国が石油の供給の多くを依存する中東をはじめとする産油国との間で、石油関連分野における協力関係を強化するとともに、産油国側のニーズの高い投資促進策を通じ、長期的・多角的観点から産油国との相互依存関係を強化する。						
	(1) 国際石油交流促進事業（補助）	継続事業					
	(2) 産油国連携強化事業、石油精製・利用技術国際共同研究事業（補助）	継続事業					
	(3) 輸入原油流通合理化対策交付金（交付金）	継続事業					
	(4) 中東等産油国投資促進事業（補助）	継続事業					
	(5) ロシア投資促進事業及び中央アジア等投資促進事業（補助）	継続事業					
	(6) 中東産油国向けハイブリッド方式海水淡水化研究協力事業（補助）	継続事業					
36	石油・天然ガスの自主開発に向けた施策 石油・天然ガス自主開発プロジェクトについて我が国企業を支援し、技術力、情報収集・分析力の向上を図り、国際競争力を持った中核的な企業グループ等の形成を推進するとともに、技術協力・人材交流等を通じた資源保有国（産油・産ガス国）との関係強化を図ることで、石油・天然ガスの自主開発を推進する。						
	(1) 産油国石油開発情報等調査事業（補助）	継続事業					
	(2) 産油国投資円滑化事業（補助）	継続事業					
	(3) 産油国開発支援協力事業（補助）	継続事業					
	(4) 石油資源開発等支援調査事業（委託）	継続事業					
	(5) 石油天然ガス技術動向調査事業（委託）	継続事業					
	(6) エネルギー使用合理化設備導入可能性調査事業（委託）	継続事業					
	(7) 債務保証基金（出資）	継続事業					
	(8) 探鉱・資産買収等出資事業（出資）	継続事業					
	(9) 石油天然ガス資産評価調査委託事業（委託）	継続事業					
	(10) 海外投資等損失準備金（石油・天然ガス分）（税制）	継続事業					

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
37	石油・LPGガスの国家備蓄・民間備蓄の維持・推進 我が国の一次エネルギー供給の過半を占める石油・LPGガスの国家備蓄及び民間企業による備蓄の維持・確保を図るための措置を講じることにより、我が国への石油の供給が不足する等の辞退が生じた場合において石油の安定的な供給を確保し、持って国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資する。		(1) 国家石油備蓄事業の維持(委託)	継続事業			
			(2) 民間石油備蓄体制の維持(委託)	継続事業			
			(3) 石油備蓄事業の推進(政策金融)	継続事業			
			(4) 国家LPGガス備蓄事業の維持(委託)	継続事業			
			(5) 民間LPGガス備蓄体制の維持(補助)	継続事業			
			(6) LPGガス備蓄事業の推進(政策金融)	継続事業			
			(7) 石油、LPG備蓄機能整備(政策金融)	継続事業			
			(8) 石油貯蔵施設立地対策等交付金(交付金)	継続事業			
			38	精製分野における合理化等への支援 新たな石油精製・利用技術の開発や石油製品中の有害物質低減設備の新設・改造の促進等を通じて、我が国エネルギー供給の大宗を占めている石油の低廉かつ安定的な供給を確保するとともに、石油由来の大気汚染の防止、地球温暖化対策等の環境負荷低減を図る。			
(2) 石油エネルギーの効率的利用の促進事業(補助)	継続事業						
(3) 超低硫黄軽油導入促進事業(補助)	継続事業						
(4) 低硫黄(サルファーフリー)石油系燃料導入促進事業(補助)	継続事業						
(5) 石油環境対策基盤等整備事業(補助)	継続事業						
(6) 石油需給構造変化対応設備高度化等事業(補助)	継続事業						
(7) 軽油脱硫設備高度化促進事業費補助金(補助)	継続事業						
(8) 新燃料油導入影響調査(委託)	継続事業						
39	大規模石油災害対応体制整備 原油流出、油田爆発等大規模石油災害は、様々な防災措置がとられているものの、関連設備等が巨大かつ複雑であるため、一旦発生した場合には、国内外の経済、環境等に大きな被害を与える可能性がある。このため、世界第二位の原油輸入国である我が国として、災害対策用の資機材の備蓄及び維持・管理、関連技術等に係る調査研究を実施し、大規模石油災害への対応能力を向上させ、対応体制を整備することにより、エネルギーの安定供給の確保を図るとともに、油濁による海洋汚染の防止等内外における環境保全に貢献する。				(1) 大規模石油災害対応体制整備事業費補助金(補助)	継続事業	
40	石油製品の効率的・安定的供給の確保 ガソリン等石油製品は、我が国エネルギーの大宗を占め、国民生活や社会経済活動全般に広く関わる重要な基礎資源であり、環境保全や効率化の要請に対応しつつ安定的な供給を実現することが必要。このため、以下の観点から、石油製品流通の効率的、安定的な供給に資する所要の措置を講じる。 (1) 消費者等に石油流通に関する深い知識や高い理解力を備えてもらうことにより、緊急時における流通安定化を図る。 (2) 石油産業を巡る規制が緩和される中で、厳しい経営環境に直面している石油製品販売業者が実施する構造改善事業を促進することにより、経営基盤の強化を図る。 (3) 安全・環境等の観点から法的に定められている品質規格を確保することにより、国民生活との関連性の高い石油製品市場における品質・流通の適正化を図る。		(1) 石油情報普及啓発事業(委託)	継続事業			
			(2) 石油販売業の構造改善支援(補助)	継続事業			
			(3) 石油製品品質確保事業費補助金(補助)	継続事業			
			(4) 軽油流通適正化事業費補助金(補助)	継続事業			
41	液化石油ガスの流通合理化等 液化石油ガス(LPGガス)販売事業者等が実施する流通合理化・効率化に係る各種取組を政策的に支援することにより、LPGガス販売事業者等の経費削減・経営基盤の強化を図り、もってLPGガスの安定供給の確保、適正な競争環境の整備、環境対策の促進等を図る。		(1) 石油ガス利用設備導入促進対策費補助金(補助)	継続事業			
			(2) 石油ガス流通合理化対策事業費補助金(補助)				
			a) 石油ガス充てん所統廃合支援事業	継続事業			
			b) 石油ガス販売事業者構造改善支援事業	継続事業			
			c) 国際交流事業	継続事業			
			d) 省エネルギー型LPG自動車転換促進事業	継続事業			
			e) ディーゼル代替LPG自動車普及基盤整備事業	継続事業			

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
42	省エネ設備・機器の導入支援 1997年12月の気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において我が国がコミットした温室効果ガスの削減目標(2010年度において1990年度比▲6%)を達成すべく、1998年に決定された省エネルギー対策を着実に実施し、さらに2004年7月に取りまとめられた「総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会中間とりまとめ」及び2005年4月に閣議決定された京都議定書目標達成計画に盛り込まれた省エネルギー対策を確実に実行することを目的とする。						
	(1) 特定高性能エネルギー消費設備等資金利子補給金(補助)	継続事業					
	(2) 環境エネルギー対策貸付(うち省エネルギー資金)(政策金融)	継続事業					
	(3) 省エネルギー対策導入促進事業(補助)	継続事業					
	(4) エネルギー需給構造改革促進税制(税制)	継続事業					
	(5) エネルギー使用合理化事業者支援事業(補助)	継続事業					
	(6) エネルギー使用合理化関連特定設備等資金利子補給事業(補助)	継続事業					
	(7) 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業(補助)	継続事業					
	(8) 地域省エネルギービジョン策定等事業(補助)	継続事業					
	(9) 省エネルギー非営利活動促進事業(補助)	継続事業					
	(10) エネルギー使用合理化設備導入促進表示制度事業(委託)	継続事業					
	(11) 地域冷暖房(財投)	継続事業					
	(12) エネルギーの面的利用導入促進対策費補助事業(補助) 平成17年4月に閣議決定された京都議定書目標達成計画の中で、複数の施設・建物への効率的なエネルギーの供給、施設・建物間でのエネルギーの融通、未利用エネルギーの活用等エネルギーの面的な利用の促進は、地域における大きな省CO2効果を期待しうることから、地域の特性、推進主体、実現可能性等を考慮しつつ、環境性に優れた地域冷暖房等エネルギーの面的利用の積極的な導入・普及が提言されている。都市再生モデル地区及びそれに類するエネルギー需要密度の高い地区において、エネルギーの面的利用の具体化検討調査を行い、地域のエネルギーの面的利用促進に寄与する者に対し、要する経費の一部を補助する。 【18年度予算要求額】50,000千円	○交付先件数の実行および各交付先におけるエネルギーの面的利用の促進	○エネルギーの面的利用は、連携を要する関係者も多くこれまでは事業化への関心が薄いのが現状である。このため、本事業の実施により関係者の合意形成の足がかりとなり、関係者の理解向上を促進すると判断	推論	【必要性】 ○エネルギー基本計画(平成15年10月閣議決定)	中間評価：平成17年度、平成19年度 事後評価：平成22年度	○各地区ごとにエネルギーの面的利用の最適なシステムの選択、課題、具体的な促進策、評価結果を整理し、関係者の理解向上に努める。
	(13) 庁舎運営経費合理化実証事業(委託)	継続事業					
	(14) 総合省エネルギー推進事業(政策金融)	継続事業					
	(15) 自動車燃料消費効率改善システム導入促進事業費補助金(補助)	継続事業					
	(16) 省エネルギー設備等導入促進情報公開対策等事業(委託)	継続事業					
	(17) 民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金(補助)	継続事業					

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
43	アジア太平洋地域を中心とした我が国省エネルギー技術等の実証、普及・導入促進 我が国の有するエネルギー有効利用技術(省エネルギー・石油代替エネルギー技術)のアジア太平洋地域における実証及び普及の促進等により、もって我が国へのエネルギー安定供給の確保を図る。						
	事業1 国際エネルギー消費効率化等モデル事業関連(補助)						
	(1) 国際エネルギー消費効率化等協力基礎事業		継続事業				
	(2) 国際エネルギー消費効率化等モデル事業		継続事業				
	(3) 国際エネルギー消費効率化等技術普及事業		継続事業				
44	新エネルギー設備・機器の導入支援 「石油代替エネルギーの供給目標」(2005年4月閣議決定)を達成するため、下記の新エネルギー目標量(総合資源エネルギー調査会需給部会(平成17年3月)を平成22年度(2010年度)までに導入する。						
	(1) 地域新エネルギー導入促進対策事業(補助)		継続事業				
	(2) 地域エネルギー開発利用事業(補助)		継続事業				
	(3) 新エネルギー事業者支援対策費補助金(補助)		継続事業				
	(4) 新エネルギー非営利活動促進事業(補助)		継続事業				
	(5) クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金(補助)		継続事業				
	(6) エネルギー需給構造改革投資促進税制(税制)		継続事業				
	(7) 地域エネルギー利用設備の固定資産税の軽減制度(税制)		継続事業				
	(8) 財政投融资(政策金融)		継続事業				
	(9) 地域新エネルギービジョン策定等事業(委託)		継続事業				
	(10) 新エネルギー設備導入促進情報公開対策等事業(補助)		継続事業				
	(11) 新エネルギー対策導入促進事業(補助)		継続事業				
	(12) 地域創発型新エネルギー人材支援事業費補助金(補助)		継続事業				
	(13) 燃料電池導入促進戦略広報等事業(委託)		継続事業				
	(14) 新エネルギー等電力市場拡大促進対策基礎調査等委託費(委託)		継続事業				
(15) 風力発電系統連系対策補助金事業(補助) 周波数変動等のため導入制約が生じている電力管内において、民間企業等が蓄電池等の設置を行うことにより風力発電の導入量の拡大が図られる場合に、蓄電池等の設置の支援を行う。(補助率:1/3以内) 【18年度予算要求額】2,006,429千円		○蓄電池等の設置に対し支援を行うことにより、2010年度新エネルギー導入目標の達成に資する。	○本事業は、施策目標の内訳として設定されている2010年度300万kWという導入目標を達成するために講じていくことが必要不可欠な事業である。また、蓄電池の導入には多額の建設費が必要であり、風力発電の発電単価の上昇を招くことから、蓄電池の導入に際して適切な補助を行うことは有効と判断	推論	—	中間評価:平成19年度 事後評価:平成22年度	○年に一度、補助金実績報告書をもって下記の導入量を確認する。 ・設備容量(kW) ・原油換算(k1)

整理番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
45	需要に応じた電源開発の着実な推進 我が国の国民生活、経済活動の持続的発展を確保すべく堅調な電力需要の伸びに対応可能な電源の開発を促進する。						
	電源立地地域対策交付金等						
	電源立地地域対策交付金（交付金）	継続事業					
	原子力発電施設等立地地域特別交付金（交付金）	継続事業					
	原子力発電所立地地域共生交付金（交付金） 高経年化炉と立地地域との共生の実現のため、道県に対し交付金を交付する。 【18年度予算要求額】3,500,000千円	○既存電源の安定的な運転（地元住民との共生）・電源立地の促進 ○上記の目標を実現するために電源地域の地方公共団体が行う公共用施設の整備等による住民の福祉の向上	○発電用施設の設置及び運転は、例えば工場立地に比べて雇用創出効果等の面で地元へのメリットが少ない。また、電源地域、特に原子力発電施設等の立地地域は地域振興を最重要課題にする過疎地域が多いため、公共用施設の整備に加え、産業の振興、人材育成など広く地域の振興に資する事業を支援することが必要である。 本事業による支援により、地域が創意工夫し、住民ニーズを反映した事業を選択して実施できることから、住民ニーズに合致した効率性の高い事業実施が可能となり、地域住民が発電用施設等の立地によるメリットを認識できると判断	推論	—	中間・事後評価：平成19年度	○毎年度の実績報告書、毎年度の電力供給計画により、以下の指標を用いて効果を把握 ・発電用施設の立地計画の進捗、公共用施設整備件数、整備された公共用施設の利用者数・利用者の満足度、電源地域における財政力指数、長期固定電源の出力、発電電力量 ・年度末電源設備の推移
	核燃料サイクル交付金（交付金） 核燃料サイクル施設の立地やプルサーマルの実施を促進するため、交付金を交付する。 【18年度予算要求額】1,400,000千円						
	電源地域振興指導事業（委託）	継続事業					
	深地層研究施設整備促進補助金（補助）	継続事業					
	電源地域の振興						
	電源地域振興モデル事業（委託）	継続事業					
	未利用資源を活用した地域振興モデル事業（委託）	継続事業					
	電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金（補助）	継続事業					
	電源地域振興特別融資促進事業費補助金（補助）	継続事業					
	原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金（補助）	継続事業					
	電源地域産業育成支援補助金（補助）	継続事業					
	原子力関係人材育成事業（委託）	継続事業					
	広報・広聴活動						
	個別地点広報事業（委託）	継続事業					
	全国広報事業（委託）	継続事業					
	広報・安全対策事業（交付金）	継続事業					
	核燃料サイクル関係推進調整等委託費（委託）	継続事業					

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性 に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
	水力発電の開発促進						
	水力発電所立地環境調査（委託）	継続事業					
	中小水力開発促進指導事業費補助金（補助）	継続事業					
	地域エネルギー開発利用発電事業促進対策費補助金（補助）	継続事業					
	中小水力開発促進指導事業基礎調査（委託）	継続事業					
	再生可能エネルギー事業発電立地促進広報強化対策費（委託）	継続事業					
	中小水力発電開発費補助金（補助）	継続事業					
	小水力資源有効活用技術開発調査（委託）	継続事業					
	地下調整池による水路式発電所増強技術開発調査（委託）	継続事業					
	ダム湛水地の水質改善技術開発調査（委託）	継続事業					
	水力発電所整備事業（財投）	継続事業					
	水力発電施設に設けられる魚道に対する特例措置（税制）	継続事業					
	地熱発電の開発促進						
	地熱開発促進調査費補助金（補助）	継続事業					
	地熱発電開発費補助金（補助）	継続事業					
	地熱発電所整備事業（政策金融）	継続事業					

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性 に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
48	電力需給システムの高度化 電力負荷率の改善、発電分野によるCO2排出削減等の対応を通して、電力の安定供給、地球環境への適合、電力コストの低減を図る。						
	(1) 先導的負荷平準化機器導入普及モデル事業補助金(補助)	継続事業					
	(2) 需要構造分析調査事業(委託)	継続事業					
	(3) 先導的負荷平準化ガス冷房システム導入モデル事業費補助金(補助)	継続事業					
	(4) 電力負荷平準化事業(政策金融)	継続事業					
	(5) エネルギー需給構造改革投資促進税制(負荷平準化設備)(税制)	継続事業					
	(6) 石炭火力発電天然ガス化転換補助金(補助)	継続事業					
	(7) 液化ガス発電所建設事業(政策金融)	継続事業					
	(8) エネルギー需給構造改革投資促進税制(コンバインドサイクル発電用ガスタービン)(税制)	継続事業					
	(9) 高効率給湯器導入促進事業費補助金(補助) 電力の需要の平準化に資するとともに、省エネ効果の高い高効率給湯器(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器)の普及を目指して導入支援を行う。 【18年度予算要求額】12,500,000千円	○電力負荷平準化対策を確実に進める上で大きな役割を果たしうる高効率給湯器(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器)の普及を図る。	○一般家庭等で広く使用される高効率給湯器(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器)を補助対象とすることにより、当該機器の市場の拡大、技術開発・製品開発の促進等を通じて価格低下を促し、更なる導入進展により十分な波及効果を生み出すことが可能	推論	—	中間評価:平成17年度 事後評価:平成21年度	○直接補助事業者から補助対象機器の導入状況を定期的に報告させることにより、フォローアップにより、以下の指標等を用いて効果を把握 ・本補助事業による高効率給湯器(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器)の普及効果に伴う電力負荷率の改善状況
(10) 先導的負荷平準化機器導入普及モデル事業委託費(委託) 負荷平準化機器の普及状況及び普及効果の調査を行い、普及広報事業を展開することで、電力負荷平準化の重要性、負荷平準化機器の有用性を広くPRする。併せて、先導的負荷平準化機器導入普及モデル事業補助金に係る評価委員会等を実施することにより、効果的な普及事業の展開を図る。 【18年度予算要求額】100,000千円	○負荷平準化に取り組む先導的モデル事業の展開によって、負荷平準化の重要性、負荷平準化機器の有用性を広くPRすることにより、電力需給コストの削減、省エネルギーに資する負荷率の改善を図る。	○電力負荷平準化機器の導入対策は、原子力や高効率火力発電所の建設に比べ、即効性があり、需要側技術での対策は極めて有効な手段であるとともに、ピーク抑制による設備投資抑制につながり電気料金の低廉化に反映させることが可能	推論	—	中間評価:平成17年度 事後評価:平成21年度	○蓄熱調整契約などをもとに電力負荷平準化機器の普及状況を確認するとともに、供給計画に基づく電力負荷率をモニタリングすることにより、以下の指標等を用いて効果を把握 ・電力負荷率[%] ・普及件数(蓄熱) ・普及件数(蓄電)	

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性 に関する特記事項	効果の把握の方法	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
50	天然ガス導入促進推進 天然ガス導入促進による下記効果を通じてガス利用者の利益の増進を図る。 ①ガス利用に伴うエネルギー消費に加え産業部門におけるエネルギー消費による環境負荷の低減。 ②エネルギー需給構造の高度化。 ③コストの低減。 ④保安効率の向上。						
	(1) 地方都市ガス事業天然ガス化促進対策費補助金(補助)	継続事業					
	(2) エネルギー多消費型設備天然ガス化推進事業(補助)	継続事業					
	(3) 天然ガス化導入促進基盤調査委託費(委託)	継続事業(「地方都市ガス事業天然ガス化導入条件整備調査委託費(委託)」から名称変更)					
	(4) 経年埋設内管対策費補助事業(補助)	継続事業					
	(5-1)天然ガス化普及促進事業(財投)	継続事業					
	(5-2)石油代替エネルギー特定設備等資金利子補給金(利子補給)	継続事業					
	(6) エネルギー需給構造改革投資促進税制による天然ガス導入促進(税制)	継続事業					

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
51	原子力安全に係る国際協力 原子力の安全確保は、各国の知見を結集して取り組むべき世界共通の課題。本施策は、多国間・二国間の国際協力を通じた我が国の原子力安全水準の向上、国際的な安全協力への参加、及び原子力発電の導入・拡大が活発なアジア地域への協力を目的とする。						
	(1) 原子力発電所安全管理等国際研修事業 (委託)	継続事業					
	(2) 原子力発電所安全管理等人材育成事業 (委託) 中国を始めとしたアジア諸国等においては、原子力発電の拡大・導入が計画されているが、これに対応するためには、原子力発電所の運転員、補修員の急速かつ大幅な増員が必要である。このため、これらの要員を日本に招聘し、原子力安全運転等に関する実践的、技術的な研修を行う。 【18年度予算要求額】 49,061千円	○対象国の原子力発電所の運転員、補修員の能力を適正なレベルまで向上させることに貢献すること	○我が国で培われたノウハウを積極的に提供し各国共通の財産とすることにより、国際的な原子力安全の向上を図ることは、国際的に強く求められている。原子力発電の安全管理に関する人材育成には、実地での研修が最も効果が高く、日本へ研修生を受け入れての研修は効果的であると判断	推論	【必要性】 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」	19年度までに再度中間評価 事後評価：平成19年度	○研修終了後、研修レポート等を提出させ、研修の成果を確認することにより、以下の指標等を用いて効果を把握 ・ 修得事項の派遣国での活用状況
	(3) 国際原子力機関原子力発電所等安全対策拠出金 (拠出金)	継続事業					
	(4) 原子炉導入可能性調査等委託費 (委託) アジア地域を中心として、今後原子炉導入の可能性のある国を選定し、当該国における安全規制体制、核不拡散体制等の導入状況について調査し、導入が不十分な箇所について、その問題点を明らかにした上で、国内関係者を通じて、当該問題点の解決を図る。 【18年度予算要求額】 55,000千円	○アジアの複数の国において、原子力発電の導入のための各種制度が適切に整えられることにより、原子力発電導入のための必要条件を整備する。	○一度原発事故がアジアで起れば、我が国が受ける被害は甚大なものになることから、我が国が有する知識ノウハウを伝授することにより、当該国で我が国同様の高い安全性が確保されることは効率的であると判断	推論	【必要性】 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」	19年度までに再度中間評価 事後評価：平成19年度	○当該国へのヒアリングや国際原子力機関等が公開している情報等により調査することにより、以下の指標等を用いて効果を把握 ・ 対象国の各種国際条約加盟状況、原子力関係国内法令の整備状況により計測
	(5) 放射性廃棄物処分調査等事業拠出金 (拠出金)	継続事業					
	(6) 経済協力開発機構原子力機関拠出金 (拠出金) 経済協力開発機構/原子力機関における、原子力発電及び核燃料サイクルの技術的・経済的課題、放射性廃棄物対策、原子力発電所の運転管理、事故予防、安全規制の高度化、その他の原子力技術開発等に関する活動に拠出する。 【18年度予算要求額】 149,980千円	○原子力利用先進国が協調して、共通の課題である原子力発電所の運転管理、事故予防、安全規制の高度化等の原子力発電安全の確保等に必要な情報を共有するとともに、安全性、原子力発電、核燃料サイクル及び放射性廃棄物に関する技術的検討等を行い、その成果を我が国の原子力政策遂行への合意形成に活用する。	○我が国においては、原子力利用を開始して以来、国際協力を通じて得られた知見・経験等を政策立案や安全確保に役立てるとともに、安全最優先の原則のもと制度・技術面の双方の充実を図ってきた。経済協力開発機構原子力機関は、広い知見、豊富な経験等を活用した質の高い事業の実施が可能と判断	推論	【必要性】 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」	19年度までに再度中間評価 事後評価：平成19年度	○経済協力開発機構/原子力機関が作成する報告書により調査することにより、以下の指標等を用いて効果を把握 ・ 経済協力開発機構/原子力機関の報告書
	(7) 原子力発電安全基盤調査拠出金 (拠出金)	継続事業					
	(8) 原子力安全基盤機構運営費交付金事業 (国際原子力発電安全協力推進事業) (交付金)	継続事業					
	(9) 原子力安全基盤機構運営費交付金事業 (原子力発電所安全管理等国際研修事業) (交付金)	継続事業					

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
52	鉱害防止施策 ①休廃止鉱山を含む金属鉱山等のうち、鉱害防止対策が必要な鉱山に対する鉱害防止事業（発生源対策、坑廃水処理対策）について、鉱害防止義務者等による確実かつ確かな実施により、鉱害の防止を図る。 ②既に鉱業権が消滅しており、鉱害防止対策を実施すべき義務者の存在しない石油鉱山における廃止坑井について、その封鎖措置等を主体的に実施する地方公共団体を支援し、漏油等の鉱害が発生している廃止坑井に対する封鎖措置等を促進する。						
	(1) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（補助）	継続事業					
	(2) 鉱害防止工事資金融資利子補給金（補給金）	継続事業					
	(3) エネルギー使用合理化総合鉱害防止技術開発（委託）	継続事業					
	(4) 鉱害防止資金等融資制度（財投）	継続事業					
	(5) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度（税制）	継続事業					
	(6) 廃止石油坑井封鎖事業費補助金（補助）	継続事業					
	(7) 遠隔海域石油開発環境安全調査（委託） 従来、我が国の海洋石油開発は、陸上から近い海域（最長でも約40km、水深135m）に限られてきたが、現在、遠隔海域における探鉱が民間企業によって計画または実施されてきており、今後、従来にない立地条件での操業が行われると考えられるため、遠隔海域で従来型のジャケット式プラットフォーム等の浅海操業用施設を使用した場合、大水深操業用施設を使用した場合のそれぞれについて、環境保全・労働安全の在り方について調査を行う。 【18年度予算要求額】80,000千円	○遠隔海域における海洋石油鉱山の操業に関する適切な環境保全・労働安全に関する鉱山保安ガイドライン素案を策定する。	○改正鉱山保安法令下においては、鉱業権者自らが危害及び鉱害防止対策に関する詳細な保安対策を立てることになっている。一方、鉱業権者が講ずべき措置については、国が措置事例を制定し公開しているところであり、多くの事業者は、当該措置事例を参考に自らの鉱山に見合った保安対策を検討し、保安の確保を行っていることから、今回の調査で得られた成果を当該措置事例に追加することは、今後従来にない遠隔海域で操業する事業者にとっても、その保安対策を講じる国にとっても、お互いに負担を軽減することになり、費用対効果は十分であると判断	推論	—	中間評価：平成19年度 事後評価：平成25年度	○専門家、学識経験者等からなる検討委員会を設置して検討を行う。産業保安監督部等から適宜情報提供を受けることにより、以下の指標等を用いて効果を把握 ・調査対象掘削施設数
	(8) 石油及び天然ガス鉱山坑井廃止基準調査委託費（委託） 石油及び天然ガス鉱山の鉱業権者が試掘や生産が終了した坑井を廃止する際実施している漏油等の鉱害防止のための坑井封鎖措置について、最新の知見等を反映した基準に見直すための調査を行う。 【18年度予算要求額】70,467千円	○現在までの坑井封鎖の事例、技術の進展、海外における事例等を勘案した、当該措置基準の見直しに資する調査の結果を現行基準の見直しに反映させることにより、各坑井の実状に合わせた封鎖措置を実施するための基準の改正素案を作成する。	○現在の廃止坑井封鎖措置基準は、坑井の目的別（採油井・圧入井等）の区別等が行われていない一律の基準であることから、坑井内圧力の小さな坑井に対しては過剰な基準となる場合もあり得、今回の調査結果を措置基準の見直しに反映させることにより、費用対効果の観点から事業者の費用負担をより適切なものとするのが可能と判断	推論	—	中間評価：平成19年度 事後評価：平成25年度	○専門家、学識経験者等からなる検討委員会を設置し、検討を行う。各産業保安監督部等から適宜情報提供を受けることにより、以下の指標等を用いて効果を把握 ・措置基準の見直しに資する調査件数
53	中小企業施策の広報 多様で幅の広い中小企業支援施策や支援事業について、中小企業者に対して分かりやすく紹介（広報）することにより、中小企業者の施策の利用度の向上を図り、我が国中小企業の健全な発展に資することを目的とする。 また、「e-Japan重点計画」の一環として、メールマガジンを活用し中小企業者へ施策情報等を直接提供する等幅広い広報を実施するとともに、中小企業者からの意見もフィードバックさせる仕組みを活用し、中小企業支援施策の一層の向上を図る。						
	(1) 中小企業情報提供事業（交付金）	継続事業					
	(2) e-中小企業庁&ネットワーク事業（交付金）	継続事業					
	(3) 中小企業庁ホームページ事業（事務費）	継続事業					
	(4) 中小企業施策広報資料作成事業（事務費）	継続事業					

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
54	<p>中小企業の国際化に係る情報提供等支援 国際化を志向する国内中小企業に対する関連情報の提供、海外直接投資等に関する国際化相談、海外販路開拓に向けた商談機会の提供、又、現地進出した我が国中小企業の現地子会社に対する専門家派遣、研修等の海外現地支援等を通じて、我が国中小企業の国際競争力の強化、国内経営基盤の強化を図ること。</p>						
	(1) 中小企業海外展開支援事業 (交付金)						
	(1-1) 国際展開ワークショップ開催事業	継続事業					
	(1-2) 国際化支援レポート作成	継続事業					
	(1-3) 国内アドバイス事業	継続事業					
	(1-4) 現地アドバイス事業	継続事業					
	(1-5) 中小企業海外事業活動実態調査事業	継続事業					
	(1-6) 中小企業国際情報ネットワーク推進事業	継続事業					
	(2) 日本商工会議所国際化対策事業 (補助)	継続事業					
	(3) 中小企業国際展開等円滑化推進事業 (補助)	継続事業					
	(4) 交流協会事業 (補助)	継続事業					
	(5) 調査研究・情報提供事業 (補助)	継続事業					
	(6) 中小企業等の輸出支援 (補助)	継続事業					
	(7) 地域の国際化による地域経済活性化の支援事業 (補助)	継続事業					
	(8) 我が国中小企業に対する海外の事業活動円滑化支援 (補助)	継続事業					
	(9) JAPANブランド育成支援事業 (補助)	継続事業					
55	<p>中小企業取引適正化対策 下請取引の適正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、下請代金支払遅延等防止法 (以下「下請代金法」という。) 及び下請中小企業振興法 (以下「下請振興法」という。) の周知、理解の増進を図る。</p>						
	(1) 下請取引改善講習事業 (委託)	継続事業					
	(2) 下請取引改善セミナー実施事業 (委託)	継続事業					
56	<p>下請中小企業振興 下請中小企業者に対して下請取引情報等の情報収集・提供事業等を実施し、下請中小企業の販路開拓等に対する支援を行うことにより、取引機会の拡大と下請構造からの自立化を促進し、下請中小企業の経営基盤の強化を図る。</p>						
	(1) 下請取引あっせん事業 (補助)	継続事業					
	(2) 経営等指導事業 (補助)	継続事業					
	(3) 調査広報等事業 (補助)	継続事業					
	(4) 業種別モデル約款作成普及事業 (委託)	継続事業					
	(5) 脱下請人材育成事業 (委託)	継続事業					
	<p>(6) 取引あっせんシステム整備拡充事業 (委託) 現在、取引のあっせんに係るシステムとして、下請取引オンライン・ネットワークシステムと取引マッチングシステムの2種類がある。これら2つのシステムについては、共通する企業情報があり、両者の機能及びデータベースを整備再編することにより、情報が充実し、相乗効果が期待できること、また、都道府県協会が自らハンズ・オンで行う取引のあっせんに都道府県協会のリソースを重点的に投入することができることが期待される。さらに整備再編により企業データの充実、検索機能等の向上を図るとともに、システム維持管理経費の削減を図ることも可能である。以上から、両システムの整備再編のためのシステム開発を委託するものである。 【18年度予算要求額】 33,045千円</p>	<p>○下請オンライン・ネットワークシステムのインターネット化や取引マッチングシステムとの整備再編により、検索等の機能を拡充し、中小企業の取引機会の増大を図る。</p>	<p>○取引あっせんシステムの活用により321件 (平成16年度実績) の下請取引が成約、下請中小企業者における新たな受注金額は約15億円に達している。本事業による取引あっせんシステムの充実により、効果は更に拡大すると期待される。</p>	推論	-	事後評価：平成19年度	○アンケート調査の実施により、以下の指標等を用いて効果を把握・下請取引オンライン・ネットワークシステムへのアクセス件数

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
57	中小企業経営資源強化対策・事業再構築支援 中小企業が抱える様々な経営課題を解決し、多様で活力ある成長発展に資するため、経営方法の改善等に関して情報提供や助言を行うほか、中小企業及びその支援人材に対する研修の実施等により、中小企業の経営資源の効率的な確保を図る。 また、財務上の問題はあるものの、再生の意欲と可能性のある中小企業を支持することにより地域経済の活性化を図る。 さらに、地域経済の重要な担い手である産地等の活性化を図る。						
	(1) 中小企業・ベンチャー総合支援センター事業 (交付金)	継続事業					
	(2) 支援センター等交流ネットワーク事業 (交付金)	継続事業					
	(3) 養成研修事業 (中小企業大学校) (交付金)	継続事業					
	(4) 企業年金制度啓発普及事業 (委託)	継続事業					
	(5) 経営実態把握サポート事業 (交付金)	継続事業					
	(6) 中小企業再生支援協議会事業 (委託)	継続事業					
	(7) 地域需要開拓支援事業 (補助)	継続事業					
	(8) 産地等地域活性化支援事業 (補助)	継続事業 (「地場産業等活力強化事業 (補助)」から名称変更)					
	(9) 地域中小企業支援機関機能強化推進事業 (委託)	継続事業					
	(10) 中小企業新事業展開支援普及促進事業 (委託)	継続事業					
	(11) 中小企業知的財産啓発普及事業 (委託) 地域経済の担い手である技術力を有する中小・小規模事業者の知的財産の創造から保護、活用に至る幅広い課題を速やかに解決するため、中小企業にとって身近な存在である商工会・商工会議所において、中小企業向け知的財産啓発普及事業を行う。 【18年度予算要求額】 200, 003千円	○中小企業が抱える知的財産に関する課題を解決するため、各種相談窓口や支援機関の連携が強化され、中小企業にとって身近な存在である商工会・商工会議所を窓口とした知財支援が速やか・簡便に受けられる体制が整い、技術、ノウハウ、ビジネスアイデア及びデザイン等の中小企業が有する優位性のある知的財産を企業経営戦略の中で効果的に活用できるようになる。	○知財に関する専門人材等の都市部集中や情報不足により、地域の中小企業の知財権利化を含めた各種知財問題の解決の支障となっている。知財の幅広い課題に対し、全国市町村レベルで展開する商工会・商工会議所がワンストップサービスを提供することにより、知財の問題を迅速かつ適切に解決できると判断	推論	—	事後評価：平成20年度	○事後アンケート等により、利用者の満足度を適宜調査するとともに、セミナー・等の実績について以下の指標等を用いて効果を把握 ・相談件数及びセミナー参加者数 ・窓口利用者及び参加者の満足度
	(12) 中小企業事業継続計画普及事業 (委託) 事業継続計画 (BCP) とは、企業が自然災害、テロ攻撃、大火災などの不測の事態に遭遇した場合における事業資産の損害を最小限にとどめ、また、速やかな復旧、事業活動の再開を可能とするために、事前に対策や事業継続のための方法、手段などを策定するものである。本事業は中小企業へのBCP普及により、事前対策を促進し、個々の中小企業の事業継続強化を図るものである。 【18年度予算要求額】 32, 000千円	○事業継続計画について、広く中小企業に広報し、事業継続計画の作成を中小企業に普及すること目標とする。	○BCPの普及は、災害発生による直接被害、事業停止等による間接被害を減少させるものとして有効であり、災害復旧等に係る経費の削減に役立つと判断	推論	—	事後評価：平成20年度	○後年度に中小企業事業継続計画を作成した中小企業者に対し、ヒアリング調査を行うとともに中小企業者に対しサンプル的なアンケート調査を行うことにより以下の指標等を用いて効果を把握 ・中小企業における事業継続計画の作成状況
	(13) 市場挑戦型中小企業活力強化事業 (補助) 中小企業者及び組合等が市場に挑戦する新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図る取組のうち、新規性、広域性があり、産業政策上重要なものである等、国として特に推進していくべきと考えられる事業について補助する。 【18年度予算要求額】 244, 446千円	○中小企業者及び組合等が行う市場に挑戦する新事業活動を支援することにより、中小企業者による経営の相当程度の向上を図る取り組みを推進する。平成18年度においては、30中小企業、2組合に対して支援を行う。	○中小企業者及び組合等の新事業活動を促進を図ることにより、幅広い経済効果が期待されると判断	推論	—	事後評価：平成20年度	○補助事業者に対する調査等により以下の指標等を用いて効果を把握 ・補助事業実施件数

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
58	<p>中小企業新事業活動促進 我が国の経済環境の変化に対応し、中小企業者が新商品・新サービスの開発又は新たな生産方式、販売方式の導入などの新事業活動に取り組むことを支援する措置を講じ、中小企業の創意ある向上発展を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p>						
	(1) 新事業活動促進資金事業(政策金融)	継続事業					
	(2) 中小企業新事業活動促進関連事業(税制)	継続事業					
	(3) 新市場創出支援活動事業	継続事業					
	(4) 新連携対策補助金(補助)	継続事業					
	(5) 新連携支援地域戦略会議事業(委託)	継続事業					
59	<p>中小企業連携組織対策 全国中小企業団体中央会(以下「全国中央会」という。)又は都道府県中小企業団体中央会(以下「都道府県中央会」という。)において実施している、組合等※1の発展に不可欠な人材育成、情報化(IT導入)、組合員への情報提供や組合等が抱える諸問題に対する自主的な取組への支援など、連携組織化に資する様々な環境整備等を支援することにより、中小企業の連携を促進し、もって中小企業の公正な経済活動の機会の確保と自主的な経済活動の促進を図ることを目的とする。 ※1「組合等」とは、「中小企業連携組織対策推進事業費補助金交付要綱」第2条第3項において定義されている組合や公益法人等を指す。</p>						
	(1) 創業連携人材養成等支援事業(補助)	継続事業					
	(2) 創業連携情報収集・発信事業(補助)	継続事業					
60	<p>基盤技術を担う中小企業支援(サポーティング・インダストリー支援) 我が国を牽引していく重要産業の国際競争力の持続的な維持・強化に向けて、基盤技術を担う中小企業の技術力・競争力の強化を図る。</p>						
	<p>(1) 川上・川下ネットワーク構築支援事業(委託) 基盤技術を担う中小企業(川上)と、重要産業(川下)間の緊密なコミュニケーションを通じた「情報の非対称性の解消」を図るため、コーディネータの配置、情報交換の場の設置、マッチング機会の創出など、川上・川下間のネットワーク構築等に取り組む民間団体等を支援する。 【18年度予算要求額】400,000千円</p>	<p>○基盤技術を有する中小企業(川上)と重要産業(川下)間の連携・摺り合わせに向けた各種取組を通じて、ネットワークの構築、コミュニケーションの緊密化を図り、両者連携による効果的・効率的な研究開発の実施の促進、新たな取引関係の構築等、中小企業の競争力の強化につなげる。(フォーラム設置目標数:平成18年度20件)</p>	<p>○本事業がとらえる「情報の非対称性」の顕在化という問題は、市場競争の進展による系列関係の変容に伴う構造的な問題であり、市場原理に委ねては、問題解決は困難であることから、国が産業構造を俯瞰した上で、「情報の非対称性の解消」に向けた主導的な役割を果たす本事業のスキームは有効であると判断</p>	推論	—	<p>中間評価:平成19年度 事後評価:平成24年度</p>	<p>○毎年度終了後に、実施機関等に対するアンケート・ヒアリング調査を実施。また、参画企業等に対するアンケート・ヒアリング調査を適宜実施することにより、以下の指標等を用いて効果を把握 ・川上・川下フォーラム設置数 ・コーディネータ企業訪問数 ・交流会等開催回数 ・交流会等参加者数 ・マッチングセッション等実施回数 ・マッチングセッション等参加者数 ・マッチング成立件数 ・連携プロジェクト成立件数</p>
	<p>(2) 戦略的基盤技術高度化支援事業(委託) 我が国重要産業の競争力を支える基盤技術の高度化等に向けて、革新的かつハイリスクな研究開発や、生産プロセスイノベーション等を等を実現する研究開発に取り組む中小企業を支援する。 【18年度予算要求額】5,200,000千円</p>	<p>○中小企業の基盤技術の高度化に向けた研究開発の実施を通じて、中小企業の競争力を強化し、もって、我が国重要産業の国際競争力の持続的な維持・強化を図る。(研究開発実施目標数:平成18年度80件)</p>	<p>○本事業によって実施される研究開発の成果は、我が国重要産業の競争力の維持・強化に直接的に結びつく外部経済性の高いものであり、事業実施者のみならず我が国重要産業に被益するものであることから、投入されるコストと比較して、非常に大きな便益が期待できると判断</p>	推論	—	<p>中間評価:平成19年度 事後評価:平成24年度</p>	<p>○毎年度、委託事業者から技術開発の進捗状況等について作成する報告書により、以下の指標等を用いて効果を把握 ・新技術の開発数 ・新技術の調達数 ・新技術の適用分野数</p>

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
	(3) 中小企業基盤技術継承支援事業(補助) ものづくり中小企業の「強み」となる技術、技能、ノウハウ等の暗黙知等を継承・共有化を可能とするため、テンプレートツールをIT技術を活用して開発する。また、そのツールを活用し設計・加工の効率化・省力化を実現する工程・製造設計支援ソフトを構築し、中小企業が活用できるネットワークシステム開発を行う。 【18年度予算要求額】698,000千円	○基盤技術を有する中小企業の技術、技能、ノウハウ等を形式知化・システム化し、ものづくり中小企業の持つ優れた技術等を円滑かつ確実に継承するための基盤整備を行うことで、我が国における匠の中小企業群の競争力の持続的な維持・強化を図る。	○重要基盤技術を有する中小企業群において、自社の競争力の源泉であるノウハウを、蓄積・活用していくことが、今後の持続的な競争力の維持・強化のためには不可欠な取組であり、ITリテラシーの不足している中小企業においても、簡便な方法により蓄積・活用を進められるシステムを開発し、当該中小企業群に普及させる本事業のスキームは、我が国重要基盤技術の持続的な維持・強化という面で有効と判断	推論	—	中間評価：平成19年度 事後評価：平成24年度	○年度終了後に実施報告書を作成し、成果報告会を開催して、検討を行うことにより、以下の指標等を用いて効果を把握 ・技能・ノウハウ等の継承・共有化を可能とする加工テンプレート活用件数 ・製品・部品の概念設計から加工までに係る時間の短縮率 ・製品・部品の製造に係るコストの低減率
	(4) 中小企業への計量標準供給基盤強化事業(補助) 中小企業の製品・技術の信頼性の確保・強化に向け、地域の民間団体、民間検査機関等がJCSS(Japan Calibration Service System)の校正事業者となり、中小企業にトレーサビリティ制度の活用を促進させるため、校正施設整備、精度管理支援システム等、人的・財政的支援を実施する。(補助率：定額1/2) 【18年度予算要求額】1,100,000千円	○中小企業の製品・技術の信頼性の確保・強化に向け、トレーサビリティ制度の一層の普及を図る。この事業の推進により、中小企業が自らの製品や技術を科学的・客観的に担保することとなり、中小企業の産業競争力強化が促進される。 (実施目標数：平成18年度20箇所)	○現在、計量法JCSS制度においては、認定を受けた校正事業者は全国に約200事業所存在しており、1事業所当たり平均約2000件の校正証明書を発行している。この件数を基に本事業により新たに校正事業を開始する事業所数を勘案すると、新たに数万件の校正証明書が発行される、すなわち数万に及ぶ中小企業の製品や技術の信頼性の確保に繋がり、これら企業の国際競争力確保に大きく貢献すると判断	推論	—	中間評価：平成19年度 事後評価：平成24年度	○トレーサビリティ制度に基づく登録校正事業者の申請を受け付け、審査等の業務を行っている(独)製品評価技術基盤機構から各指標の情報提供により、以下の指標等を用いて効果を把握 ・トレーサビリティ制度に基づく登録校正事業者数 ・トレーサビリティ制度活用状況(校正証明書発行数)
	(5) 高専等活用中小企業人材育成事業(委託) 地域の高専等との連携により、地元の中小企業のニーズに即した技術教育を行うため、プロジェクトを実施する機関がカリキュラムの開発や研修等を行う 【18年度予算要求額】1,203,174千円	○当面3年間で、事業戦略の具現化・導入先端技術を活かすことのできるオペレーショナルな人材を中小企業の現場と高専等の連携の中で育成する。 (実施目標数：平成18年度60プロジェクト)	—	—	—	中間評価：平成19年度 事後評価：平成24年度	○研修の実施回数 ○カリキュラムに対する受講生(受講生所属企業)の満足度：研修終了後にアンケート調査を実施
	(6) 企業活力強化貸付(企業活力強化資金)(政策金融)	継続事業					
61	中小企業のIT化支援 中小企業がIT化を進めるにあたって、抱えている人材不足や資金不足等の経営資源の制約による障壁を取り除くことにより中小企業のIT化を促進する。						
	(1) 中小企業戦略的IT化促進事業(IT活用型経営革新モデル事業)(補助)	継続事業					
	(2) CIO育成・活用型企業経営革新促進事業(委託)	継続事業(整理番号21「先導的分野における戦略的情報化の推進及び基盤整備」(5)再掲)					
	(3) 企業活力強化貸付(IT活用促進資金)(政策金融)	継続事業					

整理番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
62	人権啓発活動支援対策 中小企業者等に対して、人権尊重の理念を普及させ、理解を深めてもらうことにより、人権意識の涵養を図る。						
	(1) 人権啓発支援事業 (委託)	継続事業					
63	小規模企業支援 小規模企業の経営基盤や経営形態の実態等に即して、経営改善普及事業、無担保・無保*1 *2証人・低利融資、設備資金の無利子貸付け・貸与等を実施することにより、経営資源の確保の円滑化等競争条件の整備や経営の改善に向けた前向きな自助努力の支援を政策的に行い、小規模企業の経営の発達及び改善を図る。						
	(1) 小規模事業支援事業 (補助)	継続事業					
	(2) 小企業等経営改善資金融資事業 (政策金融)	継続事業					
	(3) 小規模企業設備資金貸付事業・設備貸与事業 (政策金融)	継続事業					
64	中小企業への資金供給の円滑化 中小企業の資金繰りについては概ね最悪期を脱し、改善傾向にあるものの、業種や地域によっては改善の度合いにばらつきがみられる現状にある。このような状況で、やる気と能力ある中小企業の多様な資金調達手段を確保するため、不動産担保や保証人に過度に依存しない融資の拡大を推進するとともに、中小企業への資金供給の円滑化を図る。						
	(1) 中小企業金融公庫出資金 (出資金)	継続事業					
	(2) 産投会計出資金 (政策金融)	継続事業					
	(3) 担保・保証人免除融資制度 (政策金融)	継続事業					
	(4) 資金供給円滑化信用保証協会基金補助金 (補助)	継続事業					
	(5) 経営安定関連保証等対策費補助金 (補助)	継続事業					
	(6) 信用保証制度情報収集分析補助事業 (補助) 信用補完制度の包括的な見直しの効果等を分析するため、各信用保証協会から連合会が情報を収集し分析するシステム開発を行う。また、当該制度見直しに伴って、対応が必要となる各信用保証協会におけるシステム開発を行う。 【18年度予算要求額】1,370,000千円	○保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図る制度の拡大を促進するとともに、各信用保証協会のリスク管理能力を高める。	○信用補完制度の運営の健全性確保のためには、制度の実施状況の分析が必要となる。このため、保証制度に係る各種データを整備・分析する必要性があり、(社)全国信用保証協会連合会、全国の信用保証協会に対して補助を行い、システム開発を行うことは適正と判断	推論	—	中間評価：平成20年度 事後評価：平成23年度	○以下の指標の実績を検証する。 ・リスク管理能力の高度化を実現した協会の数
65	官公需確保対策 中小企業者の経営基盤の強化を図るため、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(以下「官公需法」という。)に基づき、毎年度、中小企業者の受注機会の増大のための措置について、「中小企業者に関する国等の契約の方針」(以下「国等の契約の方針」という。)を閣議決定しているところ。本施策は、官公需市場における情報の非対称性を是正し、官公需に対する中小企業者及びその組合のアクセスを高めるため、発注情報の提供、受注のための指導、先進的な取組事例の普及・広報を行い、もって、中小企業者の受注機会の増大を図ろうとするものである。						
	(1) 官公需確保対策事業施策全体 (補助)	継続事業					

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
98	工業用水道事業の整備（公共事業） 工業用水道事業法に基づき、豊富低廉な工業用水の確保・供給を図ることで、 (1) 無秩序、過剰な地下水取水による地盤沈下及び地下水の塩害化等を防止する。 (2) 産業基盤を整備することによって、地域経済を活性化する。						
	(1) 工業用水道事業費補助	継続事業					
	(2) 工業用水道事業調査費	継続事業					
99	開発調査協力 効率的・効果的な開発計画を策定する経験やノウハウに乏しい開発途上国に対して、当該国の政策立案・開発計画策定等の支援を行い、当該国の経済発展のために効果的な経済協力施策を講じていくための基礎資料とする。						
	(1) 海外開発計画調査事業（委託）	継続事業					
	(2) 先導的貿易投資環境整備実証事業（委託）	継続事業					
	(3) 共同資源開発基礎調査事業（委託）	継続事業					
100	人材育成協力 開発途上国の産業基盤の強化、貿易投資の自由化・経済統合に向けた取組に係る人材育成を支援し、開発途上国の経済発展基盤の整備を支援する。						
	(1) アジア生産性向上事業（委託）	継続事業					
	(2) 貿易投資円滑化等協力研修事業（委託）	継続事業					
	(3) 経済産業人材育成支援研修事業（補助）	継続事業					
	(4) 経済産業人材育成支援専門家派遣事業（補助）	継続事業					
	(5) 貿易投資円滑化支援事業（委託）	継続事業					
	(6) アセアン産業構造高度化事業（補助）	継続事業					
	(7) 留学生受入推進等事業（補助）	継続事業					
101	開発途上国との共同研究を通じた我が国の技術協力 開発途上国のみでの研究開発能力では解決困難な技術開発課題について、我が国の研究開発能力を活用しつつ、途上国と共同研究を行うことにより、我が国から当該国への技術移転を促進するとともに、当該国の研究開発能力向上を支援する。						
	(1) 環境技術総合研究協力（補助）	継続事業					
	(2) 提案公募型開発支援研究協力（補助）	継続事業					
	(3) 途上国提案型開発支援研究協力事業（補助） 相手国政府機関を通じて、相手国企業等から提案を募り、それらのテーマについて研究協力を行う意欲ある我が国企業等を公募し、双方のニーズがマッチングしたものについて、両機関が共同研究を行う。（補助率：100%）	○新規技術の開発、製品等の改良・改善・高付加価値化、生産プロセスの高効率化・高性能化等当該国産業の競争力強化に資するものであること。	○開発途上国が自国の技術開発課題を解決し、自立的発展をするために必要な研究開発能力は、国際水準に比べてまだまだ低水準であり、我が国の技術者と開発途上国の技術者が共同研究を行うことにより、開発途上国の技術者の研究開発能力の向上を図る	推論	—	中間評価：平成17年度 事後評価：平成20年度	○実績報告書等により、以下の指標等を用いて効果を把握 ・新規技術の開発、製品等の改良・改善・高付加価値化、生産プロセスの高効率化・高性能化等当該国産業の競争力強化に資するものであるか。

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性 に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
102	資金協力案件形成 我が国企業が参画可能な円借款案件の迅速な発掘・形成の推進等を通じ、円借款における我が国からの提案能力を高め、「対話型援助」の推進及び我が国の経験と知見を活用した「顔の見える」援助を実施する。また、我が国企業が参画可能な途上国の民活型経済インフラ整備事業案件の発掘・形成の推進等を通じて、民間経済協力を推進するとともに、ODAと民間資金等との連携を強化する。						
	(1) 地球環境・プラント活性化事業等調査事業(委託)	継続事業					
	(2) 援助信用商業可能性等調査事業(委託)	継続事業					
	(3) 開発途上国民活事業環境整備支援事業(委託)	継続事業					
103	通商円滑化 (1) グローバル化に対応し、国内外にわたる企業活動を円滑化するため、人、モノ、カネ、情報等の経営資源が国境を越えて容易に移動できる環境の整備を目指す。 (2) 地理的、経済的に我が国との繋がりが深いアジア・環太平洋地域等において、経済社会の安定化等に資するため経済関係を一層緊密化させることを目指す。						
	(1) ロシア地域貿易投資促進事業(補助)	継続事業					
	(2) 中央アジア等産業育成支援事業(補助)	継続事業					
	(3) 日中経済交流等事業費補助金(補助)	継続事業					
	(4) 交流協会事業(補助)	継続事業					
	(5) 日・EU産業協力促進事業費補助金(補助)	継続事業					
	(6) 日韓産業技術協力共同事業体拠出金(拠出金)	継続事業					
	(7) 日本アセアンセンター拠出金(拠出金)	継続事業					
	(8) 日・アセアン産業協力委員会拠出金(拠出金)	継続事業					
	(9) 東アジア大等の対外経済政策推進対策費(委託) 東アジア大等における知的財産制度、基準認証制度、経済法制度、租税制度、環境基準、統計制度等の分野について、各国制度及び企業ニーズ等を把握するための調査を実施する。 【18年度予算要求額】235,000千円	○調査結果を活用しつつ、総合的・戦略的な東アジア大等の対外経済政策を立案し、経済諸制度・ルールの調和・統一化等に向けて各国政府等に働きかけていく。	○東アジアに関連する既存機関をネットワーク化し、各機関の連携の下、東アジアの貿易投資を促進する。	推論	—	事後評価：平成21年度	○1年ごとに以下の指標等を用いて効果を把握 ・調査結果を各種フォーラム/バイ協議等において活用 ・人材育成プログラムの実施(統計) ・調査報告書作成回数
	(10) 経済連携促進のための産業高度化推進事業(補助、委託) 経済連携協定を締結する相手国・地域と我が国の双方の産業高度化を図るため、地場産業の競争力強化につながる技術支援、人材育成等の事業を実施し、東アジア等を中心として質の高い経済連携を戦略性をもって推進する。(補助事業の補助率75%) 【18年度予算要求額】800,000千円	○経済連携協定を締結する相手国・地域と我が国の双方の産業高度化を図る。 具体的には以下の数値を評価の基準とする。 ・国外への専門家派遣者数：27人 ・国内への研修受け入れ人数：220人 ・ビジネスマッチング・商談会の開催・支援：国内9件、国外5件 ・ビジネスマッチング・商談会参加者数：企業1250社 ・ビジネスマッチング・商談会による商談成立数：150件 ・ニーズ調査数：1件	○官が専門家派遣関係経費、研修受入関係経費、ビジネスマッチングの会場費等を負担する一方、民間が相手国への投資、雇用機会の拡大や専門家は検討を行うという役割分担を明確としながら、官民一体となって、取り組むことにより、両国の産業が結びつきを強め、高度化する。	推論	—	事後評価：平成21年度	○事業終了時の集計等により、以下の指標等を用いて効果を把握 ・国外への専門家派遣者数 ・セミナー参加団体等の満足度・活用度(アンケート調査) ・国内への研修受け入れ人数 ・研修生の満足度・活用度(アンケート調査) ・ビジネスマッチング・商談会の開催・支援 ・ビジネスマッチング・商談会参加者数 ・ビジネスマッチング・商談会による商談成立数 ・ビジネスマッチング・商談会参加者の満足度・活用度(アンケート調査) ・ニーズ調査数

整理番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性 に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
104	貿易・投資の促進 対日直接投資を促進するため、外国企業誘致活動に対する支援、事業環境の整備、広報活動等を行う。これにより、小泉総理施政方針演説で打ち出された「5年後の対内直接投資残高の倍増」を図り、我が国の活性化を目指す。						
	(1) 対内直接投資推進事業(委託)	継続事業					
	(2) 対日貿易円滑化事業(補助)	継続事業					
	(3) 対日アクセス促進融資(日本政策投資銀行)(財投)	継続事業					
105	国際的な知的財産保護の促進 国際的な知的財産保護の促進を図り、模倣品・海賊版による我が国企業・消費者の被害を減少させていくことを目的とする。						
	(1) 模倣品対策強化事業(委託) 模倣品問題は、海外における我が国企業の事業活動に与える影響と、我が国市場への流入・流通が国内の産業・消費者に与える影響の2面があり、深刻化しており、以下の模倣品対策事業を実施する。 i) 知的財産権の海外における侵害状況調査事業 ii) 模倣品対策強化事業 【18年度予算要求額】200,000千円	○国際的に抑制力のある知的財産保護制度を確立し、模倣品被害企業の減少及び世界各地における模倣品被害の減少を目標とする	○模倣品被害を減少させていくためには、模倣品被害に関する定期的な把握を行うとともに、侵害国の制度・運用について問題が生じてないかの調査を行うことが必要。	推論	【必要性】 ・「知的財産推進計画2005」(平成17年6月知的財産戦略本部)	中間評価：平成20年度 事後評価：平成23年度	・模倣被害率 ・知的財産権侵害品輸入差止件数 ・国内における知的財産権侵害品取締件数
	(2) 中小企業知的財産権保護対策事業(補助)	継続事業					
	(3) アジア地域における海賊版対策支援事業(委託)	継続事業					
	(4) 意匠・デザイン保全事業(補助)	継続事業					

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
106	工業標準の整備 我が国の研究開発成果の国際的な普及や世界市場の創出・拡大による我が国の産業競争力の強化、環境・福祉など社会ニーズに的確に対応した製品の普及等を図る。 具体的には、基準認証政策（中期目標）の a）基準認証政策、b）標準化／国際標準化政策、c）認証政策のそれぞれの施策目的による。						
	(1) 社会ニーズ対応型基準創成調査研究（委託） 強制法規（計量法、製品安全4法、電安法、建築基準法、薬事法等）の技術基準に引用されるJIS、消費者保護や環境問題の解決に資するJIS等の原案を作成する。 【18年度予算要求額】400,000千円	○強制法規技術基準とJISとの一体的推進、消費者製品の多種多様化に伴う安全性の確保、急速な高齢化に伴う製品の安全、使用・表示、交通コミュニケーションへの配慮、再生材料、リサイクル材料等環境配慮に関する標準を整備することにより安全・安心な社会構築を目指す。	○消費者保護、環境保護、高齢者・障害者保護、強制法規との連携に関して、民間企業や消費者団体等において、消費者の多様なニーズを調整しつつ、かつ、強制法規の技術基準への引用を前提とした規制官庁との調整等を実施することは極めて困難であることから、国の事業として行うことが必要。実施手段としては、予算措置により、規格作成に関して技術的な能力を有する団体等への委託により効率的に実施することが適切	推論	—	事後評価時期：平成17年度事後評価を踏まえて設定	○日本工業標準調査会の各分野別専門委員会が、計画及び結果について評価を行う。または、調査研究を管理する委託先に設置する有識者やユーザ等を含めた委員会が、以下の指標等を用いて効果を把握 ・JIS原案作成件数
	(2) 新規分野・産業協力強化型国際標準提案（委託） セキュリティマネジメント、リスクマネジメント等の新たな分野における国際標準への対応及び新技術分野における国際標準提案を図る。 【18年度予算要求額】400,000千円	○セキュリティやリスクマネジメント等の新たな分野における国際標準への対応や労働安全、機械安全といった新技術の国際標準提案を実施することにより、我が国の産業競争力の強化を目指す。 ・国際標準原案作成件数。 (事業実施後3年以内に10件の国際標準原案を作成)	○セキュリティ、リスクマネジメント、労働安全、福祉等新たな分野に関して、民間や消費者団体等において、個々の企業間、工業会間の調整、消費者との調整を図ることは極めて困難であることから、国の事業として行うことが必要。実施手段としては、予算措置により、規格作成に関して技術的な能力を有する団体等への委託により効率的に実施することが適切	推論	—	事後評価時期：平成17年度事後評価を踏まえて設定	○日本工業標準調査会の各分野別専門委員会が、計画及び結果について評価を行う。または、調査研究を管理する委託先に設置する有識者やユーザ等を含めた委員会が、以下の指標等を用いて効果を把握 ・国際標準原案作成件数 ・国際規格作成件数
	(3) 国内人材育成等基盤体制強化（委託） 消費者団体のJIS原案作成過程への参加促進及び中小企業を主体とするJIS原案作成能力向上を図るため、企業OBや学生等も対象に含めた標準作成の専門家育成を図る。具体的には、規格作成に必要な分野別の技術的な知識、規格作成の技術等に関して、OJTを含めた研修を実施する。また、製品事故や環境汚染物質評価等喫緊に標準化が必要な場合には、既存の標準化専門家を消費者団体等へ派遣し、基盤体制の強化を図る。 【18年度予算要求額】50,000千円	○我が国の標準化関連活動を担う人材を育成するための研修を行うことで、より消費者や高齢者、環境問題に配慮した標準化を目指す。 ・毎年の研修終了者数：100人 ・標準化専門家派遣人数：20人	○消費者団体のJIS原案作成過程への参加促進及び中小企業を主体とするJIS原案作成能力の向上を図るための標準化専門家育成は、標準化活動の参画の経験の少ない消費者団体、中小企業等において、極めて困難であるため、国の事業として、規格作成に関して技術的な能力を有する団体等に委託することが適切	推論	—	事後評価時期：平成17年度事後評価を踏まえて設定	○日本工業標準調査会の各分野別専門委員会が、計画及び結果について評価を行う。または、調査研究を管理する委託先に設置する有識者やユーザ等を含めた委員会が、以下の指標等を用いて効果を把握 ・研修終了者数及び専門家派遣数 ・標準化専門家の活躍により作成されたJIS原案数
	(4) 基準認証研究開発事業（委託及び補助）	継続事業					
	(5) 開発成果標準化フォローアップ研究事業（交付金）	継続事業					
	(6) 新発電システム等調査研究（委託）	継続事業					
	(7) エネルギー使用合理化システム標準化調査（委託）	継続事業					
	(8) 試験事業者認定事業委託（委託）	継続事業					
	(9) 基準認証政策の広報に係る経費（委託）	継続事業					
	(10) 国際標準創成国際共同研究開発事業（交付金）	継続事業					

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
			効果の達成見込みの根拠	分類			
107	知的基盤の整備 研究開発活動、さらには広く経済社会活動を安定的かつ効果的に支える知的基盤の戦略的・体系的な整備を促進する。具体的には、産業技術政策上の重要性を考慮し、知的基盤整備の重点分野として①計量標準、②地質情報、③化学物質安全管理、④人間生活・福祉、⑤生物遺伝資源情報、⑥材料の6分野を設定し、さらにそれぞれの分野においても、IT等先端技術、環境保全、高齢化、防災等の課題への対応に必要なものに重点化して整備する。 また、計量制度の見直しや技術基準の国際整合性を図るとともに、我が国の法定計量における技術基準の国際勧告化に向けた調査を行う。						
	(1) 知的基盤創成・利用促進研究開発事業 (交付金)	継続事業					
	(2) 計量器校正情報システム技術開発事業 (交付金)	継続事業					
	(3) 中小企業知的基盤整備 (委託)	継続事業					
	(4) 環境配慮設計推進に係る基盤整備 (交付金)	継続事業					
	(5) 石油関連施設の微生物腐食対策技術調査 (交付金)	継続事業					
	(6) マラッカ海峡沿岸の石油汚染に対処できるバイオレメディエーション技術調査 (交付金)	継続事業					
	(7) 法定計量国際化機関勧告審議調査等委託 (委託)	継続事業					
	(8) 計量法の執行に係る情報収集・調査事業 (委託) 計量法の規制当局として適正かつ確実な法執行を行うことが重要であり、新たな社会ニーズへの迅速に対応した計量制度の在り方に関する検討が求められるところ、法の執行をより社会のニーズを踏まえた確実なものにするために必要な実態調査を行う。 【18年度予算要求額】 80,000千円	○計量法の規制当局として、責任ある計量行政の執行及び社会のニーズを踏まえた新しい計量制度の検討に必要な、情報収集や規制状況の実態を把握すること	○計量制度の実態把握をするための本事業の実施により、適正な法執行及び機動的な制度見直しを図ることは、計量制度が適正な計量の実施を確保する社会的基盤であることから、産業活動のみならず広く国民生活の裨益につながる。 また、本事業の実施に際しては、計量制度の理解と知見を有した民間団体等の委託事業による実施が効果的	推論	—	中間評価：平成17年度 中間評価を踏まえて次回 評価時期を設定	○年度末に調査結果について事業実施主体から提出される調査報告書により、以下の指標等を用いて効果を把握 ・技術基準策定数
	(9) 人間特性基盤整備事業 (委託)	継続事業					

(注) 本表は、経済産業省の「平成18年度予算概算要求等に係る事前評価書」を基に、評価の対象とされた政策(施策、事業等)ごとに、本省が作成した(「平成18年度予算概算要求等に係る事前評価書」において「研究開発政策」と整理されているもの(32の施策とそれらに含まれる約280の事業)及び個々の公共事業についての評価を除く。)

【 別添 2 】

政策評価審査表（事後評価関係）

（説 明）

本審査表は、公表された経済産業省の「平成16年度事後評価書」を基に総務省の責任において整理したものである。
各欄の記載事項については、以下のとおりである。

欄 名		記 載 事 項
「整理番号」欄		評価書の記載順に従って番号を記入した。
「政策（名称、目的等）」欄		評価の対象とされた施策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄		政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄		政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「効果の把握・測定」欄	「効果の把握の方法」欄	実際に得られた効果の把握・測定方法を記入した。
	「把握した効果」欄	実際に得られた効果を記入した。
「必要性及び効率性に関する特記事項」欄		以下に該当するものについて記入した。 「必要性」 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの 「効率性」 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの
「評価の結果」欄		把握した効果を基礎として導き出された評価の結論を記入した。

政策評価審査表（事後評価関係）

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性 に関する特記事項	評価の結果										
			効果の把握の方法	把握した効果												
1	<p>民間能力の活用による産業インフラの整備</p> <p>○以下の手段による</p>	<p>○民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に基づく施設整備は、民間事業者の能力を活用して、新たな産業インフラである、研究開発・企業化を行うためのインキュベータ施設や情報化関連施設などを整備することにより、新たな事業活動を促進し、地域経済を活性化させる。</p>	-	-	-	<p>○税制上の特別措置をはじめとする呼び水の政策支援措置により、民活法に規定されている新たなインフラである、研究開発・企業化を行うためのインキュベータ施設や情報化関連施設などの整備計画とこれまで186件（うち経済産業省関係86件）認定し、全国を181件（うち経済産業省関係85件）の特定施設が既に整備・開業され、各施設とも地域における中核的基盤施設として地域経済の活性化の役割を果たしている。</p>										
	<p>（1）民間能力活用特定施設緊急整備費（補助）</p> <p>民活法第2条第1項各号に規定する特定施設のうち経済産業省が所掌する特定施設の整備を行う民間事業者が、整備計画を策定し経済産業大臣の認定を受け、関係地方公共団体が当該特定施設の整備の促進を図る必要があると認めた場合、それに要する費用（土地の取得費・造成費を除く）の5%について、その2/3を補助（関係地方公共団体が地方交付税不交付団体の場合は1/2を補助）。</p> <p>【総予算額】 約238億円</p> <p>【総執行額】 約126億円</p> <p>【事業実施期間】 昭和61年度～平成18年度</p>	-	<p>○民活補助金交付実績の推移</p> <p>○民活補助金交付総額</p> <p>○民活補助金交付施設数</p>	<p>○民活補助金交付実績の推移（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績額</td> <td style="text-align: right;">222,770</td> <td style="text-align: right;">53,169</td> <td style="text-align: right;">40,000</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>○民活補助金交付総額：約126億円</p> <p>○民活補助金交付施設数：71件</p>		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	交付実績額	222,770	53,169	40,000	0	-	<p>○関係地方公共団体が当該特定施設の整備の促進を図る必要があると認める事業を補助金交付の要件としているため、公共性が担保され、地元の大学や企業等周辺地域への連携が図られるなど、地域への波及効果が図られた。</p>
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度												
交付実績額	222,770	53,169	40,000	0												

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定				必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果								
			効果の把握の方法	把握した効果												
	<p>(2) 民活法特性施設整備事業(政策金融) 民活法の認定を受けた特定施設に対し、日本政策投資銀行等が出資・融資(融資比率40%以内、政策金利I)、並びにNTT無利子融資(事業者が第3セクターの場合のみ)及び低利融資を行う。</p> <p>【総投融资額】 約4,079億円</p> <p>【総融資案件数】 69件(平成6～15)</p>	—	<p>○日本政策投資銀行からの出融資総額</p> <p>○融資総額(NTT-C・C') ○出融資件数 出資20件、融資63件、NTT融資66件 ○政策金融出融資実績の推移(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出融資実績額</td> <td>2,430</td> <td>1,407</td> <td>750</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	出融資実績額	2,430	1,407	750	0	<p>○日本政策投資銀行からの出融資総額 約2537億円 ○融資総額(NTT-C・C') 約1542億円 ○出融資件数 出資20件、融資63件、NTT融資66件 ○政策金融出融資実績の推移(単位:百万円)</p>	—	<p>○政策投資銀行からの融資が、民間金融機関からの円滑な資金供給の呼び水効果としての役割も果たしている。</p>
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度												
出融資実績額	2,430	1,407	750	0												
	<p>(3) 民活法特性施設整備事業(税制) 民活法の特定施設のうち一部施設について、地方税(事業所税、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税)の減免や、国税(法人税)の特別償却が適用される。ただし対象となる事業者は第3セクターであること。また、建設事業費が10億円以上の条件を満たすことが必要。</p> <p>【事業実施期間】 事業所税:昭和61年度～平成17年度 不動産取得税:昭和61年度～平成13年度 固定資産税:昭和61年度～平成13年度 特別土地保有税:昭和61年度～平成13年度 法人税の特別償却:昭和61年度～平成9年度</p>	—	<p>○減税総額</p> <p>○税制特例制度の利用件数</p> <p>○事業所税減収実績の推移</p>	<p>○減税総額 約107億円 (内訳) ・事業所税 約55億円 ・不動産取得税 約7億円 ・固定資産税 約13億円 ・特別土地保有税 約29億円 ・法人税の特別償却 約1億円</p> <p>○税制特例制度の利用件数 のべ238件</p> <p>○事業所税減収実績の推移(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税額</td> <td>171</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	減税額	171	8	8	8	—	<p>○固定資産税の免除は、事業が軌道に乗るまでの負担軽減策として一定の効果があった。また、対象となる施設が大規模なため事業所税等の減免効果も大きかった。</p>
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度												
減税額	171	8	8	8												
	<p>(4) 中小企業基盤整備機構の債務保証(債務保証) 民活法に基づいて、主務大臣の認定を受けた整備計画に係る特定産業基盤施設(1号、5号、16号、17号施設)の事業に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入について債務保証を行う。</p> <p>【保証割合】 90%(保証割合は、事業費全体ではなく補償対象貸付額に対するもの)</p>	—	<p>○債務保証総額</p> <p>○保証件数</p> <p>○債務保証残高の推移</p>	<p>○債務保証総額 約19.4億円 ○保証件数 11件 ○債務保証残高の推移(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債務補償額</td> <td>1,390</td> <td>1,180</td> <td>380</td> <td>380</td> </tr> </tbody> </table>		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	債務補償額	1,390	1,180	380	380	—	<p>○中小企業基盤整備機構が事業者の債務を保証したことにより、民間金融機関からの借入を実行できた。</p>
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度												
債務補償額	1,390	1,180	380	380												

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定				必要性及び効率性 に関する特記事項	評価の結果								
			効果の把握の方法	把握した効果												
	<p>(5) 新産業社会基盤施設整備基本調査(委託)</p> <p>民活法は平成18年に期限切れを迎えているが、昭和61年に民活法が施行されて以来、180件を超えるプロジェクトが認定を受けている。これら民活法に則った事業が、地域において従来果たしてきた役割及び成果等を把握するとともに、今後の制度設計の在り方について民間研究機関等に委託して調査研究等を実施する。</p> <p>【総予算額】 219,703千円</p> <p>【総執行額】 184,853千円</p> <p>【事業実施期間】 昭和61年度～平成15年度</p>	—	<p>○民活プロジェクト認定件数</p> <p>○民活プロジェクト開業件数</p> <p>○民活プロジェクト認定件数推移</p>	<p>○民活プロジェクト認定件数 86件(累計)(当省所管分のみ)</p> <p>○民活プロジェクト開業件数 82件(累計)(当省所管分のみ)</p> <p>○民活プロジェクト認定件数推移(当省所管分のみ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table>		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	認定件数	1件	1件	0件	0件	—	<p>○新産業社会基盤施設整備基本調査により、各地域へ民活法に関する普及啓発が図られると同時に、地域ニーズを発掘し、より多くのプロジェクトを認定につなげられることができた。</p>
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度												
認定件数	1件	1件	0件	0件												

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果																																																																				
			効果の把握の方法	把握した効果																																																																						
2	<p>リサイクル関連の情報提供、普及啓発、市場環境整備</p> <p>○以下の手段による</p>	<p>○平成11年9月にダイオキシン対策関係関係会議において策定された廃棄物の削減目標（発生抑制目標及びリサイクル目標等）を達成し、平成22年度までに一般廃棄物及び産業廃棄物のリサイクル比率を高めることにより、平成8年度に比して最終処分量の半減を目指す。</p>	—	<p>○最終処分量（平成14年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物：9.03百万トン ・産業廃棄物：40百万トン 	<p>【必要性】</p> <p>○循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）</p>	<p>○廃棄物の最終処分量は、産業廃棄物において平成9年に増加した例外を除き、順調に減少しており、目標値（平成22年度の最終処分量一般廃棄物：6.5百万トン、産業廃棄物：31百万トン）の達成可能な水準で推移しており、目的である循環型社会構築に向けて、事業者や国民の取組を促進するための情報提供、普及啓発や市場環境整備の実施、更には、循環型社会構築に資する調査実施体制の整備は適正に行われていると判断される。</p>																																																																				
	<p>(1) 循環ネットワーク整備事業（委託）</p> <p>循環先進企業が技術開発、製品開発を実施し、当該情報の発信が促されるシステム企画の検討を実施するとともに、3R関連法について更なる理解促進や企業・自治体等の取組促進を図るため、電子情報システム・パンフレット・冊子・ポスター等を活用して、対象者を意識した情報提供を行う。</p> <p>【総予算額】 80,000千円（平成15年度）</p> <p>【総執行額】 73,816千円（平成15年度）</p> <p>【事業実施期間】 平成15年度～平成19年度</p>	<p>○3R関連法について更なる理解促進や企業・自治体等の取組促進を図る</p>	<p>○ホームページに対する総合的な満足度（SA）</p> <p>○パンフレットに対する総合的な満足度（SA）</p> <p>○リーフレットに対する内容の理解度（SA）</p>	<p>○ホームページに対する総合的な満足度（SA）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">HP改修前</th> <th colspan="2">HP改修後</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>%</th> <th>件数</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常に満足</td> <td>71</td> <td>5.7</td> <td>102</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>まあ満足</td> <td>714</td> <td>57.3</td> <td>877</td> <td>66.4</td> </tr> <tr> <td>あまり満足ではない</td> <td>424</td> <td>34.0</td> <td>308</td> <td>23.3</td> </tr> <tr> <td>全く満足ではない</td> <td>37</td> <td>3.0</td> <td>33</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,246</td> <td>100.0</td> <td>1,320</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>○パンフレットに対する総合的な満足度（SA）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">「循環社会と3R」及び「循環型社会をつくるための法律」</th> <th colspan="2">「容器と包装編」</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>%</th> <th>件数</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常に満足</td> <td>136</td> <td>10.3</td> <td>182</td> <td>13.8</td> </tr> <tr> <td>まあ満足</td> <td>920</td> <td>69.7</td> <td>898</td> <td>68.0</td> </tr> <tr> <td>あまり満足ではない</td> <td>236</td> <td>17.9</td> <td>211</td> <td>16.0</td> </tr> <tr> <td>全く理解できなかった</td> <td>28</td> <td>2.1</td> <td>29</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,320</td> <td>100.0</td> <td>1,320</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>		HP改修前		HP改修後		件数	%	件数	%	非常に満足	71	5.7	102	7.7	まあ満足	714	57.3	877	66.4	あまり満足ではない	424	34.0	308	23.3	全く満足ではない	37	3.0	33	2.5	計	1,246	100.0	1,320	100.0		「循環社会と3R」及び「循環型社会をつくるための法律」		「容器と包装編」		件数	%	件数	%	非常に満足	136	10.3	182	13.8	まあ満足	920	69.7	898	68.0	あまり満足ではない	236	17.9	211	16.0	全く理解できなかった	28	2.1	29	2.2	計	1,320	100.0	1,320	100.0	—	—
	HP改修前		HP改修後																																																																							
	件数	%	件数	%																																																																						
非常に満足	71	5.7	102	7.7																																																																						
まあ満足	714	57.3	877	66.4																																																																						
あまり満足ではない	424	34.0	308	23.3																																																																						
全く満足ではない	37	3.0	33	2.5																																																																						
計	1,246	100.0	1,320	100.0																																																																						
	「循環社会と3R」及び「循環型社会をつくるための法律」		「容器と包装編」																																																																							
	件数	%	件数	%																																																																						
非常に満足	136	10.3	182	13.8																																																																						
まあ満足	920	69.7	898	68.0																																																																						
あまり満足ではない	236	17.9	211	16.0																																																																						
全く理解できなかった	28	2.1	29	2.2																																																																						
計	1,320	100.0	1,320	100.0																																																																						

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果																		
			効果の把握の方法	把握した効果																				
				○リーフレットに対する内容の理解度 (S A) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>よく理解できた</td> <td>213</td> <td>17.1</td> </tr> <tr> <td>まあ理解できた</td> <td>810</td> <td>65.0</td> </tr> <tr> <td>あまり理解できなかった</td> <td>185</td> <td>14.8</td> </tr> <tr> <td>全く理解できなかった</td> <td>38</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,246</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>		件数	%	よく理解できた	213	17.1	まあ理解できた	810	65.0	あまり理解できなかった	185	14.8	全く理解できなかった	38	3.0	計	1,246	100.0		
	件数	%																						
よく理解できた	213	17.1																						
まあ理解できた	810	65.0																						
あまり理解できなかった	185	14.8																						
全く理解できなかった	38	3.0																						
計	1,246	100.0																						
	(2) 循環ビジネス人材教育・循環ビジネスアドバイザー派遣事業 (委託) 1) ビジネス人材；環境報告書・環境会計の作成・導入、ゼロエミッションの推進など、企業等の循環ビジネスへの取組や普及活動を支援するため、企業内人材、企業・研究機関の退職者などを対象に、各分野についての専門的知識を習得するための研修会を開催するとともに、各分野の専門家をアドバイザーとして登録し、中小企業等に対し派遣する。 2) 地域3R支援；一般市民を対象に、容器包装や家電等の環境・リサイクル関連法に対する認識の定着を図り、循環型社会構築に向けて、社会的連携の必要性に対する認識を高めるため、地域や地域内企業の人材を活用し、研修会等の開催を通じて、地域指導者のサポート並びにその育成を図る。また、地域における3R推進に向け、市民、指導者、企業の連携が一層深まるよう、連携の状況等について調査し、今後の効果的な支援の方向性について検討する。 【総予算額】 71,893千円 (平成15年度) 【総執行額】 65,903千円 (平成15年度) 【事業実施期間】 平成15年度～平成19年度	○環境報告書・環境会計の作成・導入、ゼロエミッションの推進など、企業等の循環ビジネスへの取組や普及活動の支援 ○研修会等の開催を通じて、地域指導者のサポート並びにその育成を図る	○ビジネス人材 ・研修会回数 ・研修会参加者数 アドバイザーの登録人数、アドバイザーの派遣日数、アンケート実施による理解度等 ○地域3R支援 ・3R指導者研修会開催回数、参加人数 ・3R指導者活動実績アンケート ・3R教師研修会及び事業所見学開催回数、参加者数 ・総合的な学習時間における3R学習実施実績及び今後の実施希望アンケート ・3R体験学習教材開発状況 ・3R講師派遣プログラム登録人数 ・3R体験事業所登録件数	○ビジネス人材 ・研修会回数 (H15：22回) ・研修会参加者数 (H15：1,898人) アドバイザーの登録人数、アドバイザーの派遣日数、アンケート実施による理解度把握 (理解度：適当76.5%、講演評価：知見を深めた70.9%、翌年度以降受講希望：あり93.3%) 等 ○地域3R支援 ・3R指導者研修会開催 (H15：1回、75名参加) ・3R指導者活動実績アンケート (実施あり24%、実施なし74%、未回答2%) ・3R教師研修会及び事業所見学開催 (H15：1回、105名参加) ・総合的な学習時間における3R学習実施実績及び今後の実施希望アンケート (実施あり19%、実施なし41%、未回答40%・今後実施希望56%、未回答44%) ・3R体験学習教材開発 (H15：容器包装体験教材20セット、PC体験教材2セット) ・3R講師派遣プログラム登録人数 (H13～15：160名) ・3R体験事業所登録件数 (H13～15：600箇所)	-	-																		

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性 に関する特記事項	評価の結果
			効果の把握の方法	把握した効果		
	<p>(3) 中小企業環境・安全等対応情報提供事業(補助) 環境・安全等の課題に関して中小企業者が必要とする情報について、独立行政法人中小企業基盤整備機構(平成16年7月から。平成16年6月までは中小企業総合事業団。以下同じ。)が、自ら設置する相談窓口や都道府県等中小企業支援センターで開催する講習会等(独立行政法人中小企業基盤整備機構から講師を派遣)を活用して中小企業者に提供する。また、中小企業者の経営に環境管理会計手法等を用いた、環境配慮型経営システムの普及による、製品・サービス等の競争力強化と併せて、事業活動により発生する環境への負荷を軽減させることに資するための事業を行う。</p> <p>【総予算額】 1,209,035千円(平成12年度～15年度)</p> <p>【総執行額】 955,131千円(平成12年度～15年度)</p> <p>【事業実施期間】 平成12年度～平成17年度</p>	<p>○中小企業者の経営に環境管理会計手法等を用いた、環境配慮型経営システムの普及による、製品・サービス等の競争力強化 ○事業活動により発生する環境への負荷の軽減</p>	<p>○事後アンケート等による講習会出席者等の認識度 ・講習会の内容に関する評価：規制法等に対する認識 ・高まった：87.7% ・高まらなかった：5.7% ・無回答等：6.6%</p>	—	—	

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性 に関する特記事項	評価の結果
			効果の把握の方法	把握した効果		
	<p>(4) 自動車リサイクル促進普及情報提供事業 (委託) 平成14年7月に成立した自動車リサイクル法は、平成17年1月1日からの本格施行に向けて準備を進めているところ。本事業は、リサイクル料金を原則新車販売時(既に販売済みの自動車については制度施行後最初の車検時まで)に負担する自動車所有者、及び登録・許可を得て各種の行為義務を果たす多種多様かつ多数の関連事業者に対して、自動車リサイクル法の意義仕組み運用等を様々な媒体を用いて十分に普及・広報することにより、使用済自動車の適正な流通及びリサイクルの実施を実現するもの。具体的には、自動車所有者向けのチラシ等の作成・配布、各都道府県における関連事業者向け説明会の開催等を行う。</p> <p>【総予算額】 68,769千円(平成14～15年度)</p> <p>【総執行額】 63,225千円(平成14～15年度)</p> <p>【事業実施期間】 平成14年度～平成18年度</p>	○使用済自動車の適正な流通及びリサイクルの実施	—	—	<p>【効率性】 (コスト) 約100百万円(16年度予算額) (効果) 1,050,000百万円 (自動車1台当たりの処理費用を1.5万円(仮定)とし、7000万台×1.5万円(仮定)) + 資源有効利用・環境負荷低減</p>	○本事業の対象となる自動車リサイクル法の本格施行は平成17年1月1日であるため、中間報告としての目標達成度の評価は行わない。

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果																
			効果の把握の方法	把握した効果																		
	<p>(5) 循環型製品・システム市場化開発調査(委託) 使用済み製品や廃棄物をリサイクルして新たな用途に用いられる製品について試作品の製造を行い、性能試験、安全性試験、市場調査等を実施するとともに、試作品の普及を図るため、展示会等を実施する。</p> <p>【総予算額】 1,178,860千円(平成3年度～15年度)</p> <p>【総執行額】 944,613千円(平成3年度～15年度)</p> <p>【事業実施期間】 平成3年度～平成22年度</p>	<p>○使用済み製品や廃棄物をリサイクルして新たな用途に用いられる製品についての試作品の普及を図る</p>	<p>○フォローアップ調査</p>	<p>○フォローアップ調査実施結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成10年度調査</th> <th>平成13年度調査</th> <th>平成16年度調査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採択件数</td> <td>(平成8～9年度) 19件</td> <td>(平成10～12年度) 23件</td> <td>(平成13～15年度) 21件</td> </tr> <tr> <td>実用化(*)件数</td> <td>14件</td> <td>19件</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td>実用化率</td> <td>74%</td> <td>83%</td> <td>81%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*)実用化；実用化された、または実用化に向けて継続的な努力がなされている製品等への実用化率(実用化件数/採択件数)</p>		平成10年度調査	平成13年度調査	平成16年度調査	採択件数	(平成8～9年度) 19件	(平成10～12年度) 23件	(平成13～15年度) 21件	実用化(*)件数	14件	19件	17件	実用化率	74%	83%	81%	—	—
	平成10年度調査	平成13年度調査	平成16年度調査																			
採択件数	(平成8～9年度) 19件	(平成10～12年度) 23件	(平成13～15年度) 21件																			
実用化(*)件数	14件	19件	17件																			
実用化率	74%	83%	81%																			
	<p>(6) 特定家庭用機器等再商品化関係事業(委託)</p> <p>A. 特定家庭用機器等再商品化促進制度施行 家電リサイクル法、資源有効利用促進法を施行していく上で、不可欠な調査事業を実施。</p> <p>B. 特定家庭用機器等再商品化促進普及啓発 家電リサイクル法、パソコン及び二次電池リサイクル、事務機器のリユース並びに家電製品のリサイクル及びリデュースの普及啓発事業を実施。</p> <p>C. 特定家庭用機器等再商品化情報提供 家電リサイクル法、パソコン及び二次電池リサイクル、事務機器のリユース並びに家電製品のリサイクル及びリデュースの情報提供事業を実施。</p> <p>D. 特定家庭用機器等再商品化調査 処理システムの問題点の把握等家電リサイクル法制度に関する必要な調査事業を実施。</p> <p>【総予算額】 327,493千円(平成11～15年度)</p> <p>【総執行額】 304,803千円(平成11～15年度)</p> <p>【事業実施期間】 平成11年度～</p>	—	<p>○家電リサイクル法、資源有効利用促進法の円滑な施行確保、制度の定着等</p> <p>○回収台数、再商品化実績等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家電4品目引取台数 ・事業系パソコンの自主回収実績 	<p>○回収台数、再商品化実績等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家電4品目引取台数：約1000万台(平成15年度) ・事業系パソコンの自主回収実績：約550万台(平成15年度) 	—	—																

整理番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定			必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果																																																																												
			効果の把握の方法	把握した効果																																																																															
3	皮革産業振興対策 ○以下の手段による	○歴史的・社会的に困難な問題を抱えている我が国皮革産業の事業環境を整備し、同産業の活性化及び国際競争力の強化を図る。	-	-		-	○技術力・デザイン力の向上や経営力の向上、新商品開発やブランド作り、PRや需要喚起など、皮革産業の活性化及び国際競争力の強化に向けた取り組みが進められた。																																																																												
	<p>(1) 皮革産業振興対策事業 (補助)</p> <p>1) 皮革産業国際交流等促進事業</p> <p>a) 国際交流促進事業 国際会議への出席等、海外皮革産業関係者との国際交流を実施。</p> <p>b) 調査広報事業 我が国皮革産業の消費者へのPR、及び内外の皮革産業に関する情報の国内業界への広報等を実施。</p> <p>c) 国際見本市等事業 国際見本市への参加、国内での国際見本市の開催、デザインコンテストの実施。</p> <p>d) 国際産業調査交流派遣事業 海外皮革産業に関する情報収集のため、調査団を派遣。</p> <p>2) 皮革産業人材育成・連携推進事業</p> <p>a) 研修会開催 製造技術者の育成及び販売業者への商品知識の付与の観点から研修事業を実施。</p> <p>b) 中堅企業経営者マネジメント等研修派遣事業</p> <p>c) 皮革関連事業者等連携推進事業 皮革産業の連携強化、競争力強化を促進するため、皮革関連企業同士若しくはデザイナー等と連携して取り組む経営革新に資すると判断される事業(小売業者と連携したアンテナショップの開設、デザイナーと連携した新商品の開発等)をモデル事業として支援。</p> <p>3) 製革業公害防止対策 なめし工程におけるクロム等の化学物質の削減を図るため、有害化学物質を用いないなめし製造技術の開発、クロムなめし作業のほとんどを終了している海外ウェットブルー(半なめし革)の実用化等の研究を実施。</p> <p>【総予算額】 1,663,347千円</p> <p>【総執行額】 1,454,876千円</p>			<p>○皮革産業国際交流等促進事業実績件数</p> <p>○皮革産業人材育成・連携推進事業実績件数</p> <p>○製革業公害防止対策実績件数</p> <p>1) 皮革産業国際交流等促進事業</p> <p>a) 国際交流促進 ○国際会議派遣</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣回数</td> <td>1回</td> <td>2回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>派遣者数</td> <td>3人</td> <td>6人</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> <p>b) 調査広報事業 ○広報活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機関誌発行数</td> <td>31回</td> <td>31回</td> <td>31回</td> </tr> </tbody> </table> <p>○現地調査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣回数</td> <td>1回</td> <td>3回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>派遣者数</td> <td>7人</td> <td>17人</td> <td>13人</td> </tr> </tbody> </table> <p>c) 国際見本市等事業 ○ジャパンプリ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出展者数</td> <td>511</td> <td>679</td> <td>667</td> </tr> <tr> <td>来場者数</td> <td>64,794</td> <td>65,351</td> <td>65,812</td> </tr> </tbody> </table> <p>○国際見本市開催</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出展者数</td> <td>585</td> <td>542</td> <td>477</td> </tr> <tr> <td>来場者数</td> <td>12,154</td> <td>11,702</td> <td>10,590</td> </tr> </tbody> </table> <p>○デザインコンテ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募者数</td> <td>2,912</td> <td>2,145</td> <td>2,531</td> </tr> </tbody> </table> <p>d) 国際産業調査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣回数</td> <td>4回</td> <td>4回</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>派遣者数</td> <td>47人</td> <td>78人</td> <td>46人</td> </tr> <tr> <td>派遣先数</td> <td>42箇所</td> <td>51箇所</td> <td>37箇所</td> </tr> </tbody> </table>				13年度	14年度	15年度	派遣回数	1回	2回	1回	派遣者数	3人	6人	2人		13年度	14年度	15年度	機関誌発行数	31回	31回	31回		13年度	14年度	15年度	派遣回数	1回	3回	2回	派遣者数	7人	17人	13人		13年度	14年度	15年度	出展者数	511	679	667	来場者数	64,794	65,351	65,812		13年度	14年度	15年度	出展者数	585	542	477	来場者数	12,154	11,702	10,590		13年度	14年度	15年度	応募者数	2,912	2,145	2,531		13年度	14年度	15年度	派遣回数	4回	4回	4回	派遣者数	47人	78人	46人	派遣先数
	13年度	14年度	15年度																																																																																
派遣回数	1回	2回	1回																																																																																
派遣者数	3人	6人	2人																																																																																
	13年度	14年度	15年度																																																																																
機関誌発行数	31回	31回	31回																																																																																
	13年度	14年度	15年度																																																																																
派遣回数	1回	3回	2回																																																																																
派遣者数	7人	17人	13人																																																																																
	13年度	14年度	15年度																																																																																
出展者数	511	679	667																																																																																
来場者数	64,794	65,351	65,812																																																																																
	13年度	14年度	15年度																																																																																
出展者数	585	542	477																																																																																
来場者数	12,154	11,702	10,590																																																																																
	13年度	14年度	15年度																																																																																
応募者数	2,912	2,145	2,531																																																																																
	13年度	14年度	15年度																																																																																
派遣回数	4回	4回	4回																																																																																
派遣者数	47人	78人	46人																																																																																
派遣先数	42箇所	51箇所	37箇所																																																																																

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定			必要性及び効率性 に関する特記事項	評価の結果																																																																												
			効果の把握の方法	把握した効果																																																																															
	【事業実施期間】 平成10年度～平成17年度			2) 皮革産業人材育成・連携推進事業 a) 研修会開催 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>2回</td> <td>4回</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>36人</td> <td>220人</td> <td>342人</td> </tr> </tbody> </table> b) 中堅企業経営者マネジメント等研修派遣事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>8人</td> <td>7人</td> <td>8人</td> </tr> </tbody> </table> c) 皮革関連事業者等連携推進事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施件数(提案件数)</td> <td>2件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>連携企業数</td> <td>27</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>製作品数</td> <td>263</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>アンケート数</td> <td>3,088</td> <td>135</td> </tr> </tbody> </table> 3) 製革業公害防止対策 a) 環境対応革開発実用化事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試料数</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>試験項目数</td> <td>25</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> b) ウェットブルー利用技術実用化試験 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試料数</td> <td>1,440</td> <td>1,404</td> <td>1,476</td> </tr> <tr> <td>試験項目数</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> c) 省クロム実用化試験実証事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試料数</td> <td>3,230</td> <td>5,070</td> <td>3,720</td> </tr> <tr> <td>試験項目数</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>				13年度	14年度	15年度	実施回数	2回	4回	4回	受講者数	36人	220人	342人		13年度	14年度	15年度	実施回数	2回	2回	2回	受講者数	8人	7人	8人		14年度	15年度	実施件数(提案件数)	2件	1件	連携企業数	27	12	製作品数	263	168	アンケート数	3,088	135		13年度	14年度	15年度	試料数	10	15	28	試験項目数	25	12	12		13年度	14年度	15年度	試料数	1,440	1,404	1,476	試験項目数	9	9	9		13年度	14年度	15年度	試料数	3,230	5,070	3,720	試験項目数	9	9	9		
	13年度	14年度	15年度																																																																																
実施回数	2回	4回	4回																																																																																
受講者数	36人	220人	342人																																																																																
	13年度	14年度	15年度																																																																																
実施回数	2回	2回	2回																																																																																
受講者数	8人	7人	8人																																																																																
	14年度	15年度																																																																																	
実施件数(提案件数)	2件	1件																																																																																	
連携企業数	27	12																																																																																	
製作品数	263	168																																																																																	
アンケート数	3,088	135																																																																																	
	13年度	14年度	15年度																																																																																
試料数	10	15	28																																																																																
試験項目数	25	12	12																																																																																
	13年度	14年度	15年度																																																																																
試料数	1,440	1,404	1,476																																																																																
試験項目数	9	9	9																																																																																
	13年度	14年度	15年度																																																																																
試料数	3,230	5,070	3,720																																																																																
試験項目数	9	9	9																																																																																

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定				必要性及び効率性 に関する特記事項	評価の結果																																																																								
			効果の把握の方法	把握した効果																																																																												
	<p>(2) 地方皮革産業振興対策事業 (補助)</p> <p>1) 国際見本市参加等事業 産地零細企業の国際化、デザイン開発等を促進するため、国際見本市参加事業、デザインコンテスト等を実施。</p> <p>2) 製革業技術者研修等事業 産地における技術者を養成するため、国内外の技術研修事業に派遣。</p> <p>3) 零細皮革産業技術指導事業 技術力・経営力が脆弱であり、零細な皮革製造事業者を対象に、巡回指導員による皮革技術に関する指導、需要開拓事業等を実施。</p> <p>【総予算額】 442,660千円</p> <p>【総執行額】 302,105千円</p> <p>【事業実施期間】 平成8年度～平成17年度</p>	<p>○国際見本市参加等事業実績件数</p> <p>○製革業技術者研修等事業実績件数</p> <p>○零細皮革産業技術指導事業実績件数</p>	<p>1) 国際見本市参加等事業</p> <p>a) 国際見本市参加事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>出展者数</td> <td>2,847</td> <td>3,049</td> <td>667</td> </tr> <tr> <td>来場者数</td> <td>88,670人</td> <td>95,768人</td> <td>65,812人</td> </tr> </tbody> </table> <p>b) 皮革製品デザイン促進事業</p> <p>○デザインコンテスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募件数</td> <td>2,860</td> <td>2,714</td> <td>2,806</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 製革業技術者研修等事業</p> <p>a) 皮革産業意匠技術研究員派遣事業</p> <p>○海外派遣</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施都府県数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>派遣者数</td> <td>5人</td> <td>5人</td> <td>5人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○国内派遣</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施都府県数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>派遣者数</td> <td>55人</td> <td>69人</td> <td>42人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 零細皮革産業技術指導事業</p> <p>a) 技術指導事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施都府県数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>指導企業数</td> <td>70</td> <td>51</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>指導回数</td> <td>355</td> <td>264</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table> <p>b) 需要開拓事業 (フェア開催)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出展者数</td> <td>196</td> <td>198</td> <td>195</td> </tr> <tr> <td>来場者数</td> <td>10,759人</td> <td>11,074人</td> <td>12,142人</td> </tr> </tbody> </table>		13年度	14年度	15年度	実施回数	2回	2回	1回	出展者数	2,847	3,049	667	来場者数	88,670人	95,768人	65,812人		13年度	14年度	15年度	応募件数	2,860	2,714	2,806		13年度	14年度	15年度	実施都府県数	3	3	3	派遣者数	5人	5人	5人		13年度	14年度	15年度	実施都府県数	3	3	2	派遣者数	55人	69人	42人		13年度	14年度	15年度	実施都府県数	4	4	2	指導企業数	70	51	42	指導回数	355	264	84		13年度	14年度	15年度	出展者数	196	198	195	来場者数	10,759人	11,074人	12,142人	<p>○ウルグアイラウンド 関税交渉における皮革関連品目の関税大幅削減(例 皮革・革靴一次税率20%削減、同二次税率50%削減)による輸入品の急増及び国内生産の大幅減少と言った外部要因があるものの、国際見本市事業や技術研修事業を通じて我が国皮革産業のPRに寄与することにより、皮革産業への民間需要が高まるとともに、人材育成事業により皮革産業における従業者の定着率の向上や起業化に寄与した。</p>
	13年度	14年度	15年度																																																																													
実施回数	2回	2回	1回																																																																													
出展者数	2,847	3,049	667																																																																													
来場者数	88,670人	95,768人	65,812人																																																																													
	13年度	14年度	15年度																																																																													
応募件数	2,860	2,714	2,806																																																																													
	13年度	14年度	15年度																																																																													
実施都府県数	3	3	3																																																																													
派遣者数	5人	5人	5人																																																																													
	13年度	14年度	15年度																																																																													
実施都府県数	3	3	2																																																																													
派遣者数	55人	69人	42人																																																																													
	13年度	14年度	15年度																																																																													
実施都府県数	4	4	2																																																																													
指導企業数	70	51	42																																																																													
指導回数	355	264	84																																																																													
	13年度	14年度	15年度																																																																													
出展者数	196	198	195																																																																													
来場者数	10,759人	11,074人	12,142人																																																																													

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性 に関する特記事項	評価の結果
			効果の把握の方法	把握した効果		
4	<p>石油・LPガスの国家備蓄・民間備蓄の維持・推進</p> <p>○以下の手段による</p>	<p>○我が国の一次エネルギーの太宗を占める石油・LPガスの国家備蓄及び民間企業による備蓄の維持・確保を図るための措置を講じることにより、我が国への石油の供給が不足する等の辞退が生じた場合において石油の安定的な供給を確保し、もって国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資する。</p>	—	—	—	<p>○国家石油備蓄については、5,100万KL体制を維持するとともに、緊急時における迅速な対応を可能とするため、緊急放出訓練等を実施した。</p> <p>国家LPガス備蓄については、平成22年までに5基地の建設終了と、150万トンの備蓄が達成できるように努める。</p> <p>民間備蓄については、石油70日、LPガス50日の義務履行体制を維持した。</p>
	<p>(1) 国家石油備蓄事業の維持(委託)</p> <p>国家石油備蓄事業において、国家備蓄基地及び備蓄石油の維持・管理等に必要な費用(備蓄石油の管理等に係る費用、民間タンク借上料、国家備蓄基地建設及び備蓄石油購入資金に係る利払い等)を石特会計から交付</p> <p>【総予算額】 60,688千円</p> <p>【総執行額】 52,141千円</p> <p>【事業実施期間】 昭和53年度～</p>	<p>○国家備蓄基地及び備蓄石油の維持・管理等</p>	<p>○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構から毎月提出される国家備蓄石油数量報告</p>	<p>○年間を通じ、約5,100万klの国家備蓄石油体制を維持</p>	—	—

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
			効果の把握の方法	把握した効果		
	<p>(2) 民間石油備蓄体制の維持(補助) 石油備蓄法に基づく民間備蓄義務履行のため、備蓄石油購入に必要な資金を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下、資源機構という。)から融資を受けている民間石油会社等に対して、石特会計から利子補給を実施(利子補給率は、資源機構からの借入利率-0.1%(最大6.1%))。また、同様に石油会社等が備蓄する備蓄の達成、維持に必要な備蓄施設等の建設及び維持補修に必要な資金の一部を低利融資している資源機構、日本政策投資銀行等に対して、石特会計から利子補給を実施</p> <p>【総予算額】 5,220億円</p> <p>【総執行額】 4,820億円(LPガス分を含む執行額)</p> <p>【事業実施期間】 昭和46年度～</p>	<p>○石油備蓄法に基づく民間備蓄義務履行</p>	<p>○毎月、石油備蓄法に基づき石油精製業者等から提出される石油備蓄状況届出書</p>	<p>○70日民間備蓄石油義務履行の維持</p>	—	—
	<p>(3) 石油備蓄事業の推進(政策金融) 石油備蓄法に基づき、民間石油会社等が実施する石油備蓄に必要な備蓄石油購入資金や共同備蓄会社の貯蔵施設等の建設及び維持補修を行う際に必要な資金を資源機構が調達し、共同備蓄会社、民間石油会社等に対し無利子又は低利融資を実施。</p> <p>【総融資額】 民備融資：38,996億円 共備融資：856億円</p> <p>【総融資件数】 民間石油会社等：15件 共同備蓄会社等：0件</p>	<p>○民間石油会社等による石油備蓄の実施 ○共同備蓄会社の貯蔵施設等の建設及び維持補修</p>	<p>○毎月、石油備蓄法に基づき石油精製業者等から提出される石油備蓄状況届出書</p>	<p>○70日民間備蓄石油義務履行の維持</p>	—	—

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
			効果の把握の方法	把握した効果		
	<p>(4) 国家LPガス備蓄事業の維持(委託) 国家LPガス備蓄事業について、国家備蓄基地建設等に関する費用(国家備蓄基地建設委託費、国家備蓄石油管理費等委託費)を資源機構に対し石特会計から交付</p> <p>【総予算額】 457億円</p> <p>【総執行額】 357億円</p> <p>【事業実施期間】 平成5年度～</p>	○国家備蓄基地建設等	○建設委託事業の進捗状況の報告	○平成22年度に150万トンの備蓄体制を構築すべく、LPガス国家備蓄基地を建設中。平成17年度に地上3基地(七尾、福島、神栖)、平成20年度・平成21年度に地下2基地(波方、倉敷)を完成予定。	—	—
	<p>(5) 民間LPガス備蓄体制の維持(補助) 石油備蓄法に基づく民間備蓄義務履行のため、備蓄LPガス輸入会社等に対して、石特会計から必要な利子補給を実施。また、同様にLPガス輸入会社を実施する備蓄の達成、維持に必要な備蓄施設等の建設及び維持補修に必要な資金の一部を低利融資している資源機構、日本政策投資銀行等に対して石特会計から利子補給を実施</p> <p>【総予算額】 534億円</p> <p>【総執行額】 4,820億円(石油分を含む執行額)</p> <p>【事業実施期間】 昭和56年度～</p>	○石油備蓄法に基づく民間備蓄義務履行	○毎月、石油備蓄法に基づき石油精製業者等から提出される石油備蓄状況届出書	○石油ガス50日民間備蓄義務履行の維持	—	—
	<p>(6) LPガス備蓄事業の推進(政策金融) 石油備蓄法に基づき、民間LPガス輸入会社を実施するLPガス備蓄に必要な備蓄LPガス購入資金や共同備蓄会社の貯蔵施設等の建設及び維持補修を行う際に必要な資金を資源機構が調達し、共同備蓄会社、民間LPガス輸入会社に対し、無利子又は低利融資を実施。</p> <p>【総融資額】 民備融資：4,209億円 共備融資：639億円</p> <p>【総融資件数】 民間輸入会社等：12件 共同備蓄会社等：0件</p>	○民間LPガス輸入会社によるLPガス備蓄の実施 ○共同備蓄会社の貯蔵施設等の建設及び維持補修	○毎月、石油備蓄法に基づき石油精製業者等から提出される石油備蓄状況届出書	○石油ガス50日民間備蓄義務履行の維持	—	—

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性 に関する特記事項	評価の結果
			効果の把握の方法	把握した効果		
	<p>(7) 石油、LPG備蓄機能整備(政策金融)</p> <p>石油備蓄法に基づく民間備蓄義務者等が石油・LPGガスの貯蔵施設等の建設及び維持補修を行う際の必要な資金について、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫が資金を貸し付け。</p> <p>【総融資額】 2,590億円</p> <p>【総融資件数】 1件(15年度)</p>	<p>○石油備蓄法に基づく民間備蓄義務者等による石油・LPGガスの貯蔵施設等の建設及び維持補修の実施</p>	<p>○毎月、石油備蓄法に基づき石油精製業者等から提出される石油備蓄状況届出書</p>	<p>○石油70日、石油ガス50日民間備蓄義務履行の維持</p>	—	—
	<p>(8) 石油貯蔵施設立地対策等交付金(交付金)</p> <p>石油貯蔵施設の立地の円滑化に資することを目的として、石油貯蔵施設の立地する市町村、周辺市町村及びこれらの存する都道府県に対し、公共用の施設の整備に要する費用に当てるための交付金を交付。また、石油貯蔵施設の設置が予定されている都道府県が行う石油備蓄に関する知識の普及に要する費用及び間接交付事業の事務に要する費用に充てるため、当該都道府県に対して石油貯蔵施設立地対策等交付金事務等交付金を交付(LPGガス貯蔵施設に係るものを含む)。</p> <p>【総予算額】 2,327億円</p> <p>【総執行額】 1,907億円</p> <p>【事業実施期間】 昭和53年度～</p>	<p>○石油貯蔵施設の立地の円滑化</p>	<p>○石油貯蔵施設に立地する市町村等に対し、公共用の施設の整備に要する費用に充てるための交付金額</p>	<p>○平成14年度の施設整備件数684件 平成15年度の施設整備件数717件</p>	—	—

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性 に関する特記事項	評価の結果
			効果の把握の方法	把握した効果		
5	液化石油ガスの流通合理化等 ○以下の手段による	○L P ガス販売事業者 等が実施する流通合理 化・効率化に係る各種 取組を政策的に支援す ることにより、L P ガ ス販売事業者等の経費 削減・経営基盤の強化 を図り、もってL P ガ スの安定供給の確保、 適正な競争環境の整 備、環境対策の促進等 を図る。	—	—	—	○本施策により、L P ガス充てん所の統廃合 等、複雑・多段階の流 通経路の是正に向けた 機運が高まりつつあ る。また、構造改善支 援事業、消費者相談事 業等によりL P ガス販 売事業者及びL P ガス 消費者の意識改革が進 みつつあり、L P ガス 販売事業者の経費削 減、経営基盤の強化及 び取引の適正化等が図 られている。更に、省 エネルギー型L P 自動 車転換促進事業、 ディーゼル代替L P ガ ス自動車普及基盤整備 事業等により環境に優 しいクリーンなL P ガ ス自動車の導入も進み つつある等、本施策は 一定の効果をあげてい る。

整理番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果																			
			効果の把握の方法	把握した効果																					
	<p>(1) - ①石油ガス流通合理化対策事業費補助金(予算:補助事業)</p> <p>LPガスの安定供給・流通合理化に資するため、石油ガス充てん所統廃合支援事業、石油ガス販売業者構造改善支援事業、国際交流事業、省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業、ディーゼル代替LPガス自動車普及基盤整備事業、消費者相談事業に対し補助を行うもの。</p> <p>【総予算額】 3,526,669千円</p> <p>【総執行額】 2,788,535千円</p> <p>【事業実施期間】 平成元年度～平成21年度</p>	a. 石油ガスの流通合理化 ○充てん所統廃合: 目標200か所/年	○充てん所統廃合カ所数	a. 石油ガスの流通合理化 ○充てん所統廃合: 15年度26か所、16年度21か所	—	○本補助事業により統廃合を実施した地域については、当該地域において効率的な流通体制の整備が図られており、LPガスの流通合理化、効率化に資している。																			
		b. 省エネルギー型LPガス自動車の普及 ○ディーゼル自動車から省エネルギー型LPガス自動車への転換 ・13年度目標400台 ・14年度目標550台 ・15年度目標700台 ・平成13～15年度累計として目標1,650台 ・16年度目標850台	○ディーゼル自動車から省エネルギー型LPガス自動車への転換台数	b. 省エネルギー型LPガス自動車の普及 ○ディーゼル自動車から省エネルギー型LPガス自動車への転換	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13年度</td> <td>400台</td> <td>166台</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>550台</td> <td>1,103台</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>700台</td> <td>1,153台</td> </tr> <tr> <td>13～15年度</td> <td>1,650台</td> <td>2,422台</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>850台</td> <td>733台</td> </tr> </tbody> </table>		目標	実績	13年度	400台	166台	14年度	550台	1,103台	15年度	700台	1,153台	13～15年度	1,650台	2,422台	16年度	850台	733台		○本補助事業により省エネルギー型LPガス自動車の導入促進が図られている。
			目標	実績																					
		13年度	400台	166台																					
		14年度	550台	1,103台																					
		15年度	700台	1,153台																					
13～15年度	1,650台	2,422台																							
16年度	850台	733台																							
c. LPガススタンドの設置 ○LPガス自動車を対象としたオートガススタンドの設置 ・13年度から目標4か所/年 ・16年度: 目標4か所	○LPガス自動車を対象としたオートガススタンドの設置カ所数	c. LPガススタンドの設置 ○LPガス自動車を対象としたオートガススタンドの設置	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14年度</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>6か所</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>6か所</td> </tr> </tbody> </table>		実績	14年度	1か所	15年度	6か所	16年度	6か所		○本補助事業によりLPガスオートスタンドの設置が促進され、地域偏在性の是正等が図られている。												
	実績																								
14年度	1か所																								
15年度	6か所																								
16年度	6か所																								
d. 石油ガス販売事業者の構造改善の促進 ○LPガスの取引適正化、合理的な流通構造への改善等を図る	○販売事業者等が行う構造改善調査事業の採択数	d. 石油ガス販売事業者の構造改善の促進 ○販売事業者等が行う構造改善調査事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>応募</th> <th>採択</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年度</td> <td>56件</td> <td>33件</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>66件</td> <td>29件</td> </tr> </tbody> </table>		応募	採択	15年度	56件	33件	16年度	66件	29件		○本補助事業により、LPガスの取引適正化、合理的な流通構造への改善等が図られており、また、販売事業者等の意識改革が進みつつある。											
	応募	採択																							
15年度	56件	33件																							
16年度	66件	29件																							
e. 産ガス国との交流の促進 ○我が国へのLPガスの安定供給に資すること	○プレゼンテーション・意見交換の参加者数	e. 産ガス国との交流の促進 ○プレゼンテーション・意見交換の実施 参加者: 約550名			○本補助事業により、産ガス国を初めとするLPガス関係諸国との交流・対話の促進が図られている。																				
f. 消費者からの相談の円満な解決 ○LPガスの取引適正化、安全等の諸問題について消費者の疑問、トラブル解決	○相談件数	f. 消費者からの相談の円満な解決 ○相談件数	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>15年度</td> <td>3,080件</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>2,775件</td> </tr> </tbody> </table>	15年度	3,080件	16年度	2,775件		○本補助事業により消費者からの相談の解決を通じて、LPガスの流通の合理化・サービスの向上、消費者保護等が図られている。																
15年度	3,080件																								
16年度	2,775件																								

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
			効果の把握の方法	把握した効果		
	<p>(1) ①-②石油ガス流通合理化対策事業費補助金(予算:補助事業)のうち低公害石油ガス自動車普及基盤整備事業 L P ガスの安定供給・流通合理化に資するため、低公害車石油ガス自動車普及基盤整備事業を実施</p> <p>【総予算額】 1,014,461千円</p> <p>【総執行額】 1,048,395千円</p> <p>【事業実施期間】 平成7年度～平成14年度</p>	<p>○L P ガス自動車の普及促進を図ること ・L P ガスエコステの設置(目標32か所)</p>	<p>○L P ガスエコステ設置数</p>	<p>○L P ガスエコステ設置数:23か所</p>	<p>—</p>	<p>○設置数としては目標を下回ったものの、本補助事業によりL P ガスエコステを設置したものは、当該地域のL P ガスエコステの地域偏在性の是正等が図られた。</p>
	<p>(2) 家庭用高効率小型ガス冷房機器導入促進事業(予算:補助事業) L P ガスの効率的利用促進の観点から高効率家庭用L P ガス冷房機器を導入する資金に対し利子補給を実施</p> <p>【総予算額】 292,615千円</p> <p>【総執行額】 56,672千円</p> <p>【事業実施期間】 平成9年度～平成16年度</p>	<p>○高効率家庭用L P ガス冷房機器の導入促進</p>	<p>○高効率家庭用L P ガス冷房機器の導入台数</p>	<p>○高効率家庭用L P ガス冷房機器の導入台数:132台</p>	<p>—</p>	<p>○高効率家庭用L P ガス冷房機器の導入促進を目標に132台を導入済み。導入に際しての資金融資への利子補給を実施</p>
	<p>(3) ①-①石油ガス利用・供給設備導入促進対策費補助金(予算:補助事業)のうち既築中小建物個別分散L P ガス冷房導入促進事業 配送の効率化(シリンダ配送の低減(バルク供給の増加))、消費原単位(一戸・年当たりの消費量)の向上を図るため、既築中小規模建築物へのL P ガス冷房の設置等に対し補助を行う。</p> <p>【総予算額】 1,252,080千円</p> <p>【総執行額】 536,868千円</p> <p>【事業実施期間】 平成11年度～平成14年度</p>	<p>○冷房能力目標 ・11年度:58,661kw ・12年度:70,330kw ・13年度:91,428kw ・14年度:91,428kw ・4年間累計: 311,847kw</p>	<p>○冷房能力実績 ○導入補助を行ったL P ガス冷房機器の台数</p>	<p>○冷房能力実績 ・11年度:12,597kw ・12年度:27,500kw ・13年度:16,946kw ・14年度:10,121kw ・4年間累計:67,164kw ○導入補助を行ったL P ガス冷房機器の台数:2,047台</p>	<p>—</p>	<p>○ある程度の導入促進は図られた。</p>

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性 に関する特記事項	評価の結果
			効果の把握の方法	把握した効果		
	<p>(3) - ②石油ガス利用・供給設備導入促進 対策補助金(予算:補助事業)のうち 石油ガスエネルギー利用システム導入事業 配送の効率化(シリンダ配送の低減(バルク 供給の増加))、エネルギー効率の革新的 向上を図ったLPガス利用コージェネシステ ムの設置等に対し補助(平成11~15年度)を 実施。(補助率1/2)</p> <p>【総予算額】 637,892千円</p> <p>【総執行額】 142,671千円</p> <p>【事業実施期間】 平成11年度~平成15年度</p>	<p>○LPガスの利用効率が 高いコージェネシステ ム(省エネルギー率 5%以上を対象)の普 及。目標台数24台</p>	<p>○LPガスの利用 効率が 高いコジェ ネシステ ムの導入 実績</p>	<p>○LPガスの利用効率が 高いコージェネシステ ム(省エネ ルギー率5%以上を 対象)の導入実績:4台</p>	<p>—</p>	<p>○当初補助対象を発電 能力の大きい設備を対 象としていたため、目 標台数に比べ、申請台 数が少なく、実績台数 も4台に留まった。</p>

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果																																											
			効果の把握の方法	把握した効果																																													
6	新エネルギー設備・機器の導入支援 ○以下の手段による	○「石油代替エネルギーの供給目標」(2002年3月閣議決定)を達成するため、下記の新エネルギー目標量(総合資源エネルギー調査会需給部会(平成17年3月))を平成22年度(2010年度)までに導入する。	—	○石油代替エネルギーの供給目標を達成するため、新エネルギー供給目標量として、平成22(2010)年度までに原油換算1,910万k l(一次エネルギー総供給に占める割合を3%程度)と設定しているところ、2002年度実績は991万k l(一次エネルギー総供給比1.7%)。	【必要性】 ○新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 ○地球温暖化対策推進大綱	○新エネルギーは、エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策に資するほか、分散型エネルギーシステムとしてのメリットも期待できる貴重なエネルギーである。また、太陽光発電や燃料電池など、大きな技術ポテンシャルを有する分野であり、その積極的な技術開発を進めることは経済活性化にも資する。他方、現時点では、出力の不安定性や高コスト等の課題を抱えていることも事実であり、十分な普及には至っていない。																																											
	(1) 地域新エネルギー導入促進対策事業(補助) 地方公共団体(都道府県及び市町村。以下同様。)が策定した新エネルギー導入促進計画に基づき実施する地域新エネルギー導入事業に対し、必要な経費の一部の補助を行う。 (補助率:定額、1/2以内)。 【総予算額】 56,915,081千円 【総執行額】 34,065,640千円 【事業実施期間】 平成9年度～平成18年度	○地方公共団体等が行う新エネルギー導入促進事業や普及啓発事業に対し支援を行うことにより、平成22(2010)年度新エネルギー導入目標(原油換算1,910万k l)達成に資する。 ○デモンストレーション効果の高い地方公共団体が新エネルギー導入施策を実現し、その積極的な取り組みを全国的に波及させることで、新エネルギーの導入促進に寄与する。	・交付件数 ・地方公共団体等が当該年度に導入した補助対象設備の設備容量[k l]及び原油換算[k l]等の導入量	○交付件数 平成14年度111件/年度→平成15年度167件/年度 ○地方公共団体等が当該年度に導入した補助対象設備の設備容量[k l]及び原油換算[k l]等の導入量 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">エネルギーの種類</th> <th colspan="3">新規事業実績</th> </tr> <tr> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽光発電</td> <td>3,074kW</td> <td>2,586kW</td> <td>8,349kW</td> </tr> <tr> <td>風力発電</td> <td>29,670kW</td> <td>20,880kW</td> <td>21,850kW</td> </tr> <tr> <td>廃棄物発電</td> <td>20,020kW</td> <td>300kW</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>太陽熱利用</td> <td>47k l</td> <td>131k l</td> <td>147k l</td> </tr> <tr> <td>廃棄物熱利用</td> <td>11,369k l</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>クリーンエネルギー自動車</td> <td>867台</td> <td>169台</td> <td>539台</td> </tr> <tr> <td>燃料電池</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>天然ガスコージェネレーション</td> <td>1,120kW</td> <td>4,970kW</td> <td>20,370kW</td> </tr> <tr> <td>雪氷熱利用</td> <td>—</td> <td>34k l</td> <td>21k l</td> </tr> </tbody> </table>	エネルギーの種類	新規事業実績			平成13年度	平成14年度	平成15年度	太陽光発電	3,074kW	2,586kW	8,349kW	風力発電	29,670kW	20,880kW	21,850kW	廃棄物発電	20,020kW	300kW	—	太陽熱利用	47k l	131k l	147k l	廃棄物熱利用	11,369k l	—	—	クリーンエネルギー自動車	867台	169台	539台	燃料電池	—	—	—	天然ガスコージェネレーション	1,120kW	4,970kW	20,370kW	雪氷熱利用	—	34k l	21k l	—	○当該事業は、平成9年度から平成15年度までに、地方公共団体等で設備導入492件、普及啓発129件の実績を上げており、地域における新エネルギーの導入普及に有効な施策であると考えられるため、関連する支援策との連携やより効果的な普及事業のあり方を検討しながら事業を引き続き実施する。 また、平成17年度からは、制度の見直しを図り、新エネルギー・省エネルギー非営利活動促進事業のうち、施策目的や制度内容がほぼ同一である新エネルギー設備導入事業分を本事業に統合し、これまで非営利民間団体に設けられていた補助事業費の上限及び事業年数を地方公共団体等と同様にする。
エネルギーの種類	新規事業実績																																																
	平成13年度	平成14年度	平成15年度																																														
太陽光発電	3,074kW	2,586kW	8,349kW																																														
風力発電	29,670kW	20,880kW	21,850kW																																														
廃棄物発電	20,020kW	300kW	—																																														
太陽熱利用	47k l	131k l	147k l																																														
廃棄物熱利用	11,369k l	—	—																																														
クリーンエネルギー自動車	867台	169台	539台																																														
燃料電池	—	—	—																																														
天然ガスコージェネレーション	1,120kW	4,970kW	20,370kW																																														
雪氷熱利用	—	34k l	21k l																																														

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果																																			
			効果の把握の方法	把握した効果																																					
	<p>(2) 地域エネルギー開発利用事業 (補助)</p> <p>地方公共団体、民間団体等が行う地域新エネルギー開発利用事業に係る資金を低利で貸し付ける金融機関に対して利子補給を行うために必要な資金等の補助を行う。(補助率: 定額)。</p> <p>【総予算額】 11,651,106千円</p> <p>【総執行額】 8,803,730千円</p> <p>【事業実施期間】 昭和57年度～平成18年度</p>	<p>○地方公共団体、民間団体等が行う地域新エネルギー開発利用事業に係る資金を低利で貸し付ける金融機関に対して利子補給を行うために必要な資金等の補助を行うことにより、平成22年(2010)年度新エネルギー導入目標の達成に資する。</p>	<p>○利子補給事業者 ○地方公共団体、民間団体等が当該年度に導入した補助対象設備の設備容量及び原油換算等の導入量</p>	<p>○利子補給事業者(平成15年度73件)→(平成16年度72件) ○地方公共団体、民間団体等が当該年度に導入した補助対象設備の設備容量及び原油換算等の導入量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">新エネルギーの種類</th> <th colspan="3">新規事業実績</th> </tr> <tr> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風力発電</td> <td>3,390kW</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>廃熱利用</td> <td>1,347kI</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>廃棄物熱利用</td> <td>103kI</td> <td>15,140kI</td> <td>5,287kI</td> </tr> </tbody> </table> <p>○総導入量 平成15年度末現在 47,882 百万円 (305 件) (単位: 百万円・()内件数)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>地熱利用事業</td> <td>11,007(109)</td> <td>地熱発電事業</td> <td>150(1)</td> </tr> <tr> <td>廃熱利用事業</td> <td>16,749(65)</td> <td>廃熱利用発電事業</td> <td>800(2)</td> </tr> <tr> <td>廃棄物/バイオマス利用事業</td> <td>13,999(95)</td> <td>廃棄物/バイオマス利用発電事業</td> <td>3,251(14)</td> </tr> <tr> <td>風力発電事業</td> <td>1,756(15)</td> <td>太陽光発電事業</td> <td>170(4)</td> </tr> </tbody> </table>	新エネルギーの種類	新規事業実績			平成13年度	平成14年度	平成15年度	風力発電	3,390kW	—	—	廃熱利用	1,347kI	—	—	廃棄物熱利用	103kI	15,140kI	5,287kI	地熱利用事業	11,007(109)	地熱発電事業	150(1)	廃熱利用事業	16,749(65)	廃熱利用発電事業	800(2)	廃棄物/バイオマス利用事業	13,999(95)	廃棄物/バイオマス利用発電事業	3,251(14)	風力発電事業	1,756(15)	太陽光発電事業	170(4)	<p>【効率性】 ○融資承認実績平成10年度以降): 26件(3,863百万円) ○利子補給額(利子補給期間の10年間): 252百万円 ○寄与率: 6.5%</p>	<p>○当該事業は、15年度末現在、305件、利子補給対象融資額479億円の実績を上げている。しかしながら、利用実績は必ずしも高くなく、今後は廃止も含めて制度の見直しを行う。</p>
新エネルギーの種類	新規事業実績																																								
	平成13年度	平成14年度	平成15年度																																						
風力発電	3,390kW	—	—																																						
廃熱利用	1,347kI	—	—																																						
廃棄物熱利用	103kI	15,140kI	5,287kI																																						
地熱利用事業	11,007(109)	地熱発電事業	150(1)																																						
廃熱利用事業	16,749(65)	廃熱利用発電事業	800(2)																																						
廃棄物/バイオマス利用事業	13,999(95)	廃棄物/バイオマス利用発電事業	3,251(14)																																						
風力発電事業	1,756(15)	太陽光発電事業	170(4)																																						
	<p>(3) 新エネルギー事業者支援対策費補助金 (補助)</p> <p>新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第8条に基づく主務大臣の認定を受けた利用計画にしたがって新エネルギー導入事業を行う事業者に対し、当該計画の実施に必要な経費の一部(1/3以内)の補助を行う。</p> <p>【総予算額】 48,225,430千円</p> <p>【総執行額】 —</p> <p>【事業実施期間】 平成9年度～平成18年度</p>	<p>○民間事業者等が行う新エネルギー導入事業に対し支援を行うことにより、平成22年度新エネルギー導入目標の達成に資する</p>	<p>○交付件数</p>	<p>○事業実施に係る効果は、単に当該事業の導入量実績のみにとどまらず、先進的新エネルギー導入事業への誘導効果、事業追随者に対する新エネルギー導入インセンティブ付与効果・学習効果等の意義付けをも担っており、これらの効果ももたらされている。 ○交付件数: 163件(平成15年度) 172件(平成16年度)</p>	<p>—</p>	<p>○当該事業は、平成9年度から平成15年度までに299件の実績を上げており、事業者による新エネルギーの導入普及に有効な施策であると考えられるため、今後も引き続き実施する。今後は補助金の不断の見直しによりコスト低減を図りながら事業を実施する。</p>																																			

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果																																								
			効果の把握の方法	把握した効果																																										
	<p>(4) 新エネルギー非営利活動促進事業(補助) 草の根レベルにおける効果的な新エネルギー対策をきめ細かに講じることができる民間団体(NPO)等が行う新エネルギー導入促進事業や普及啓発事業を支援すべく、当該事業に必要な経費の一部補助を行う。(補助率:定額・定額(1/2相当))。</p> <p>【総予算額】 4,287,177千円</p> <p>【総執行額】 2,200,719千円</p> <p>【事業実施期間】 平成12年度～平成18年度</p>	<p>○民間団体(NPO)等が自ら行う新エネルギー導入促進事業や普及啓発事業に対し支援を行うことにより、平成22(2010)年度新エネルギー導入目標(原油換算1,910万k1)達成に資する。 ○国民一人一人に直接的に働きかける効果等もあることから、各人の新エネルギーに関する意識の更なる向上に寄与する。</p>	<p>○交付件数 ○民間団体(NPO)等が当該年度に導入した補助対象設備の設備容量及び原油換算等の導入量</p>	<p>○平成12年度から平成15年度までに設備導入279件、普及啓発190件の実績を上げており、地域における草の根レベルの新エネルギー導入の取り組みに対する支援としてNPO等から多くの関心が寄せられている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備導入〔件〕</td> <td>28</td> <td>94</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>普及啓発〔件〕</td> <td>27</td> <td>125</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <p>○民間団体(NPO)等が当該年度に導入した補助対象設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽光発電〔kW〕</td> <td>234</td> <td>781</td> <td>1295</td> </tr> <tr> <td>風力発電〔kW〕</td> <td>482.3</td> <td>3168.8</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>廃棄物再燃料化設備〔L/日〕</td> <td>100</td> <td>344</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>太陽熱利用〔m²〕</td> <td>—</td> <td>778</td> <td>612</td> </tr> <tr> <td>バイオマス熱利用〔百万kcal〕</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>天然ガスコージェネ〔kW〕</td> <td>—</td> <td>71</td> <td>599</td> </tr> </tbody> </table>		平成13年度	平成14年度	平成15年度	設備導入〔件〕	28	94	156	普及啓発〔件〕	27	125	34		平成13年度	平成14年度	平成15年度	太陽光発電〔kW〕	234	781	1295	風力発電〔kW〕	482.3	3168.8	33	廃棄物再燃料化設備〔L/日〕	100	344	300	太陽熱利用〔m ² 〕	—	778	612	バイオマス熱利用〔百万kcal〕	—	1	50	天然ガスコージェネ〔kW〕	—	71	599	—	<p>○当該事業は、平成12年度から平成15年度までに、設備導入279件、普及啓発190件の実績を上げており、NPO等が行う草の根活動やボランティア活動を通じての新エネルギーの導入普及に有効な施策であると考えられるため、今後も引き続き、制度の効率的な運用を図りながら事業を実施する。新エネルギー設備導入事業分については地域新エネルギー導入促進対策事業において、一括して事業を実施する。</p>
	平成13年度	平成14年度	平成15年度																																											
設備導入〔件〕	28	94	156																																											
普及啓発〔件〕	27	125	34																																											
	平成13年度	平成14年度	平成15年度																																											
太陽光発電〔kW〕	234	781	1295																																											
風力発電〔kW〕	482.3	3168.8	33																																											
廃棄物再燃料化設備〔L/日〕	100	344	300																																											
太陽熱利用〔m ² 〕	—	778	612																																											
バイオマス熱利用〔百万kcal〕	—	1	50																																											
天然ガスコージェネ〔kW〕	—	71	599																																											
	<p>(5) 地域主導の地球温暖化防止支援事業(補助) 地域主導で行う地球温暖化防止のための実施計画(地球温暖化防止法に定める地方公共団体に関する地域計画に加え、地方公共団体が作成した新エネルギービジョン、省エネルギービジョンなどの実施計画を含む)に基づく事業を支援する。 具体的には、地方公共団体及び地方公共団体と連携した事業者等が行う新エネ活動や省エネ活動等(新エネ省エネ機器の導入までのモデル事業)に対して、NEDOを通じて一定の補助を行う。対象事業は導入予定地域における先進性、省エネルギー量などの評価を行い選択を行う。(補助率:定額・定額(1/2相当))</p> <p>【総予算額】 1,055,765千円</p> <p>【総執行額】 407,7439千円</p> <p>【事業実施期間】 平成14年度～平成16年度</p>	<p>○地域主導で行う地球温暖化防止のための実施計画に基づく事業の支援</p>	<p>○交付件数及び導入効果</p>	<p>○平成15年度までの導入件数は66件、新エネルギー導入効果は851k1であり、平成22(2010)年度新エネルギー導入目標(原油換算1,910万k1)達成に資するものである。また、地域主導の地球温暖化防止対策及び新エネルギー対策等を促進し、他の地域への導入促進が図られた。</p> <p>○交付件数及び導入効果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付件数〔件〕</td> <td>24</td> <td>18</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>導入効果〔k1〕</td> <td>537</td> <td>187</td> <td>127</td> </tr> </tbody> </table>		平成13年度	平成14年度	平成15年度	交付件数〔件〕	24	18	24	導入効果〔k1〕	537	187	127	—	<p>○当該事業は地方公共団体等の主導により、省エネ新エネ設備を同時に導入することによって、地域における温暖化防止に資するモデル的な事例を確立し、その波及効果を通じてより多くの地域で地球温暖化防止のための取り組みが広範囲で実施されることを目指して実施してきたところ。 平成15年度までの導入件数は66件、新エネルギー導入効果は851k1と必ずしも高い成果は上がっておらず、今後は廃止も含めた検討を行う。</p>																												
	平成13年度	平成14年度	平成15年度																																											
交付件数〔件〕	24	18	24																																											
導入効果〔k1〕	537	187	127																																											

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定				必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果																								
			効果の把握の方法	把握した効果																												
	<p>(6) 住宅用太陽光発電導入促進対策費補助金 (補助)</p> <p>住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、設置費用の一部の補助を行う。 (補助率：定額)</p> <p>【総予算額】 113,557,358千円 (平成9年度～15年度)</p> <p>【総執行額】 88,743,896千円 (平成9年度～15年度)</p> <p>【事業実施期間】 平成9年度～平成17年度</p>	—	<p>○交付件数 [件]</p> <p>○太陽光発電システム導入量 [kW]</p> <p>○設置単価 [万円/kW]</p> <p>○発電コスト [円/kW]</p> <p>○競合エネルギー (家庭用電灯単価) とのコスト比</p>	<p>○目標達成度 (結果、効果)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付件数 [件]</td> <td>25,151</td> <td>38,262</td> <td>46,760</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電システム導入量 [kW]</td> <td>90,997</td> <td>141,438</td> <td>173,687</td> </tr> <tr> <td>設置単価 [万円/kW]</td> <td>75</td> <td>71</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>発電コスト [円/kW]</td> <td>52</td> <td>49</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>競合エネルギー (家庭用電灯単価) とのコスト比</td> <td>2.23 [倍]</td> <td>2.10 [倍]</td> <td>2.06 [倍]</td> </tr> </tbody> </table>				平成13年度	平成14年度	平成15年度	交付件数 [件]	25,151	38,262	46,760	太陽光発電システム導入量 [kW]	90,997	141,438	173,687	設置単価 [万円/kW]	75	71	69	発電コスト [円/kW]	52	49	48	競合エネルギー (家庭用電灯単価) とのコスト比	2.23 [倍]	2.10 [倍]	2.06 [倍]	—	<p>○当該事業は、平成9年度から平成15年度までに交付件数は約16万件、累積導入量は約58万kWの実績を上げており、住宅用太陽光発電の導入量は加速度的に伸びている。また、平均的な導入コストは平成6年度と比べて5分の1以下に低減しており、本補助事業の成果は着実にあがっていることから、所期の目的を達したと言える。今後は住宅分野に比べ、普及が進んでいない公共分野などの非住宅分野への太陽光発電の導入普及などを検討する。</p>
	平成13年度	平成14年度	平成15年度																													
交付件数 [件]	25,151	38,262	46,760																													
太陽光発電システム導入量 [kW]	90,997	141,438	173,687																													
設置単価 [万円/kW]	75	71	69																													
発電コスト [円/kW]	52	49	48																													
競合エネルギー (家庭用電灯単価) とのコスト比	2.23 [倍]	2.10 [倍]	2.06 [倍]																													
	<p>(7) 廃棄物発電促進対策費補助金 (補助)</p> <p>廃棄物発電を行う事業者に対し、廃棄物発電施設建設に係る費用の一部を補助することにより、発電コストを引き下げ、その開発の促進を図る。(補助率：10%以内)</p> <p>【総予算額】 10,617,276千円</p> <p>【総執行額】 2,510,385千円</p> <p>【事業実施期間】 平成7年度～平成16年度</p>	<p>○廃棄物発電を行う事業者に対し、廃棄物発電施設建設に係る費用の一部を補助することにより、発電コストを引き下げ、その開発の促進を図る</p>	<p>○交付実績</p> <p>○廃棄物発電の導入量</p>	<p>○交付実績：61件</p> <p>○廃棄物発電の導入量：397,755kW</p>			—	<p>○本補助制度については、高効率な廃棄物発電の導入促進という所期の目標を十分に達成したと言える。なお、本補助金の執行に関しては、その利用に関するものだけでなく、類似制度も含めて問い合わせ等も数多くあったことから、今後、国が実施する補助制度等は、利用者から見て理解が容易な形で整理し、情報提供することが重要である。</p>																								

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定			必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果																	
			効果の把握の方法	把握した効果																				
	<p>(8) 住宅用太陽熱高度利用システム導入促進対策費補助金 (補助) 住宅用太陽熱高度利用システムを設置する者に対し、設置費用の一部の補助を行う。</p> <p>【総予算額】 8,800,000千円</p> <p>【総執行額】 1,309,739千円</p> <p>【事業実施期間】 平成14年度～平成19年度</p>	—	<p>○交付件数〔件〕</p> <p>○住宅用太陽熱高度利用システム導入量〔m2〕</p>	<p>○目標達成度(結果、効果)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付件数〔件〕</td> <td>5,297</td> <td>4,291</td> </tr> <tr> <td>住宅用太陽熱高度</td> <td>28,623</td> <td>25,423</td> </tr> </tbody> </table>				平成14年度	平成15年度	交付件数〔件〕	5,297	4,291	住宅用太陽熱高度	28,623	25,423	—	<p>○当該事業は、平成14年度から平成15年度までに着実にコストが低減し、約1万件の導入実績をあげていることから、住宅分野における太陽熱高度利用システムの導入普及に有効な施策であると言える。今後は、現制度の柔軟かつ効率的な運用を図るべく、太陽熱利用における新たな分野も含めた支援を検討するなど、2010年度における導入目標を達成すべく、更に最適な制度の在り方を模索する。</p>							
	平成14年度	平成15年度																						
交付件数〔件〕	5,297	4,291																						
住宅用太陽熱高度	28,623	25,423																						
	<p>(9) クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金 (補助) クリーンエネルギー自動車を導入する者及び燃料等供給設備を設置する者に対し、その費用の一部を補助する。 (補助率) ・クリーンエネルギー自動車：原則同種の一般自動車との差額の1/2以内 ・燃料等供給設備：定額補助(上限設定あり)</p> <p>【総予算額】 63,029,367千円</p> <p>【総執行額】 48,127,920千円</p> <p>【事業実施期間】 平成10年度～平成18年度</p>	—	<p>○交付台数〔件〕</p> <p>○導入台数〔台〕</p> <p>○累積の保有台数〔台〕</p>	<p>○目標達成度(結果、効果)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付台数〔件〕</td> <td>15,605</td> <td>11,052</td> <td>19,373</td> </tr> <tr> <td>導入台数〔台〕</td> <td>29,300</td> <td>21,800</td> <td>47,600</td> </tr> <tr> <td>累積の保有台数〔台〕</td> <td>91,400</td> <td>113,200</td> <td>160,800</td> </tr> </tbody> </table>				平成13年度	平成14年度	平成15年度	交付台数〔件〕	15,605	11,052	19,373	導入台数〔台〕	29,300	21,800	47,600	累積の保有台数〔台〕	91,400	113,200	160,800	—	<p>○当該事業は、平成5年度から平成15年度までに約7万台(電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車の合計)の実績を上げており、クリーンエネルギー自動車の導入普及に有効な施策であると考えられるため、今後も更なる導入普及に向け、効果的な実施体制の見直しを図りつつ、事業を実施する。</p>
	平成13年度	平成14年度	平成15年度																					
交付台数〔件〕	15,605	11,052	19,373																					
導入台数〔台〕	29,300	21,800	47,600																					
累積の保有台数〔台〕	91,400	113,200	160,800																					

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果																																								
			効果の把握の方法	把握した効果																																										
	<p>(10) エネルギー需給構造改革投資促進税制(税制)</p> <p>新エネルギー関係設備を導入する者に対し、税額控除(基準取得額の7%相当額)又は特別償却(基準取得価額の30%相当額を限度)を行う。</p> <p>【総減税額】 2,030億円の内数</p> <p>【制度創設年度】 昭和56年度</p> <p>【適用期限】 平成17年度末</p>	—	<p>○供給サイドの新エネルギー</p> <p>○需要サイドの新エネルギー</p>	<p>○供給サイドの新エネルギー</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="2">2002年度</th> </tr> <tr> <th>原油換算</th> <th>設備規模</th> </tr> <tr> <th>(万k1)</th> <th>(万kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽光発電</td> <td>15.6</td> <td>63.7</td> </tr> <tr> <td>風力発電</td> <td>18.9</td> <td>46.3</td> </tr> <tr> <td>廃棄物発電</td> <td>152</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>バイオマス発電</td> <td>22.6</td> <td>21.8</td> </tr> <tr> <td>太陽熱利用</td> <td>74</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>未利用エネルギー(雪氷冷熱を含む。)</td> <td>4.6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>廃棄物熱利用</td> <td>164</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>バイオマス熱利用</td> <td>68</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>黒液・廃材等</td> <td>471</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新エネルギー計</td> <td>991</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(一次エネルギー供給比)</td> <td>(1.7%)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		2002年度		原油換算	設備規模	(万k1)	(万kW)	太陽光発電	15.6	63.7	風力発電	18.9	46.3	廃棄物発電	152	140	バイオマス発電	22.6	21.8	太陽熱利用	74	—	未利用エネルギー(雪氷冷熱を含む。)	4.6	—	廃棄物熱利用	164	—	バイオマス熱利用	68	—	黒液・廃材等	471	—	新エネルギー計	991	—	(一次エネルギー供給比)	(1.7%)	—	—	<p>新エネルギーの導入が進んでいることから、2010年度の新エネルギー導入目標を達成すべく有効な施策であると考えられ、また、事業者の負担軽減にも有効な措置でもある。しかし、当該措置を事業者が充分活用していないことから、今後は、事業者等に対し、情報提供を行うことにより周知徹底を行い、新エネルギー導入事業者への当該措置の利用拡大を図ることとする。さらに当該措置の対象となっている設備の拡大も含め検討する。</p>
	2002年度																																													
	原油換算	設備規模																																												
	(万k1)	(万kW)																																												
太陽光発電	15.6	63.7																																												
風力発電	18.9	46.3																																												
廃棄物発電	152	140																																												
バイオマス発電	22.6	21.8																																												
太陽熱利用	74	—																																												
未利用エネルギー(雪氷冷熱を含む。)	4.6	—																																												
廃棄物熱利用	164	—																																												
バイオマス熱利用	68	—																																												
黒液・廃材等	471	—																																												
新エネルギー計	991	—																																												
(一次エネルギー供給比)	(1.7%)	—																																												
	<p>(11) 地域エネルギー利用設備の固定資産税の軽減措置(税制)</p> <p>太陽光発電、風力発電、廃棄物発電等のローカルエネルギーを利用した設備で、取得価額が一定以上のものについて、固定資産税の課税標準額を6分の5とする。</p> <p>【総減税額】 9.5億円(平成13年度～15年度)</p> <p>【制度創設年度】 昭和56年度</p> <p>【適用期限】 平成18年度末</p>	—	<p>○需要サイドの新エネルギー</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2002年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クリーンエネルギー自動車</td> <td>13.9万台</td> </tr> <tr> <td>天然ガスコージェネレーション※</td> <td>215万kW</td> </tr> <tr> <td>燃料電池</td> <td>0.9万kW</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 燃料電池によるものを含む。</p>		2002年度	クリーンエネルギー自動車	13.9万台	天然ガスコージェネレーション※	215万kW	燃料電池	0.9万kW	—	<p>○競合エネルギーに比してイニシャルコストが過大である新エネルギーの加速的導入のためには、導入補助事業を初めとする導入インセンティブ創出施策に加え、設備取得後の税負担(固定資産税)を軽減する税制優遇措置が求められるところ。また同時に、適正な減税効果確保のため、各新エネルギー設備の技術開発・普及状況等を勘案し、優遇措置対象を取得価額が一定額以上である設備に限定するなどの見直しを随時行っているところである。今後も、導入を促進すべき新エネルギー設備の技術的・価格動向を見極めつつ、適正な税制優遇措置を講じていくこととする。</p>																																	
	2002年度																																													
クリーンエネルギー自動車	13.9万台																																													
天然ガスコージェネレーション※	215万kW																																													
燃料電池	0.9万kW																																													

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性 に関する特記事項	評価の結果												
			効果の把握の方法	把握した効果														
	<p>(12) 財政投融資 (政策金融)</p> <p>風力発電、太陽光発電、燃料電池、バイオマス、雪氷熱利用の新エネルギーを利用する設備で、規定の条件以上の設備を導入する者に対し、当該設備の導入に必要な資金につき、公的金融機関から融資を行う。</p> <p>【総融資額】 244億円</p> <p>【総融資件数】 44件</p>	—	○融資実績の推移	<p>○融資実績の推移 (単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資額 [億円]</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>47</td> <td>70</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table>		平成13年度	平成14年度	平成15年度	融資額 [億円]	7	8	8	件数	47	70	44	—	<p>○収入が自然条件等に依拠し、競合エネルギーに比してイニシャルコストが過大であるため、投資回収期間が長期にわたること等、新エネルギーが有する事業リスクの低減施策として、固定・長期の安定資金供給を行う政策金融の担う役割は大きく、これまで46件、約290億円の融資実績を挙げるなど、新エネルギー導入促進に資してきたところである。また同時に、健全な新エネルギー市場形成を阻害することのないよう、各新エネルギー設備の技術開発・普及状況に応じた融資要件の見直しを行うなど、民業補完性の保持に努めてきたところである。今後も政策金融の必要性と民業補完性の比較衡量を行いつつ、適正な施策の継続に努めていくこととする。</p>
	平成13年度	平成14年度	平成15年度															
融資額 [億円]	7	8	8															
件数	47	70	44															

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果																
			効果の把握の方法	把握した効果																		
	<p>(13) 地域新エネルギービジョン策定等事業(補助)</p> <p>新エネルギー導入計画(ビジョン)を策定する地方公共団体等に対し、次の費用を補助する。(補助率:定額)</p> <p>(a) 初期段階調査 ビジョン策定に必要となる、地域のエネルギー需要、導入の可能性のある新エネルギーシステムに係る基礎データの収集(新エネルギー賦存量、利用可能性の分布等)</p> <p>(b) 地域新エネルギービジョン策定調査 地域全般にわたる新エネルギー導入・普及啓発に係る基本計画、及び施策の基本的な方向、面的な広がりをもつ具体的なプロジェクトの検討</p> <p>(c) 事業化フェージビリティスタディ調査 地方公共団体等が策定した地域新エネルギービジョン等に基づき実施されるプロジェクトで、特にモデル性の高い重要なものの事業化調査クリーンエネルギー自動車を導入する者及び燃料等供給設備を設置する者に対し、その費用の一部を補助する。</p> <p>【総予算額】 8,441,682千円</p> <p>【総執行額】 7,245,361千円</p> <p>【事業実施期間】 平成7年度～平成17年度</p>	—	○交付件数	<table border="1"> <tr> <td colspan="4">○交付件数</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>平成14年度</td> <td>平成15年度</td> <td>累計</td> </tr> <tr> <td>132 [件]</td> <td>169 [件]</td> <td>203 [件]</td> <td>868 [件]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>696 [自治体]</td> </tr> </table>	○交付件数				平成13年度	平成14年度	平成15年度	累計	132 [件]	169 [件]	203 [件]	868 [件]				696 [自治体]	—	○平成15年度までの新エネルギービジョン策定等件数は868件(696自治体)にのぼり、具体的な新エネルギー導入の成果も出ていることから一定の効果を出している。今後は地域新エネルギー導入促進対策事業との連携も含め、引き続き事業を実施する。
○交付件数																						
平成13年度	平成14年度	平成15年度	累計																			
132 [件]	169 [件]	203 [件]	868 [件]																			
			696 [自治体]																			
	<p>(14) 新エネルギー設備導入促進情報公開対策等事業(補助)</p> <p>地方公共団体・事業者・一般国民等に対し、我が国のエネルギー情勢及び地球温暖化問題に係る情報、新エネルギー政策に係る法律制度等に関する情報、新エネルギーの導入実績等に関する情報等をパンフレットや展示会、シンポジウム等の開催を通じて提供するために必要な経費を補助する。(補助率:定額)</p> <p>【総予算額】 1,637,339千円</p> <p>【総執行額】 1,355,243千円</p> <p>【事業実施期間】 平成12年度～平成17年度</p>	○より多くの国民に新エネルギーに対する理解の醸成を図る	○展示会・シンポジウムの開催件数 ○参加者数	<p>○展示会・シンポジウムの開催件数</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成12年度実績: 102ヶ所 平成13年度実績: 159ヶ所 平成14年度実績: 186ヶ所 平成15年度実績: 203ヶ所 <p>○参加者数</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成12年度実績: 約22万人 平成13年度実績: 約24万人 平成14年度実績: 約27万人 平成15年度実績: 約35万人 	—	○パンフレットの作成・配布、新エネルギーの最新の動向に係る展示会等を行ったことにより、新エネルギーの認知度は高まってきたと考えられ、今後も引き続き、新エネルギーに対する理解を醸成し、実際に導入してもらえるよう、双方向の交流を重視した新エネルギーの情報公開を行う。																

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定				必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果																																						
			効果の把握の方法	把握した効果																																										
	<p>(15) 未利用エネルギー活用地域熱供給システム普及促進対策費補助金 (補助) のうち未利用エネルギー活用地域熱供給システム事業調査費補助金</p> <p>未利用エネルギーを活用した地域熱供給の事業化調査を行う民間団体等に対し、当該調査の実施に係る必要な経費を補助する。(補助率:定額)</p> <p>【総予算額】 2,401百万円</p> <p>【総執行額】 934百万円</p> <p>【事業実施期間】 平成3年度～平成16年度</p>	<p>○未利用エネルギーを活用した地域熱供給システムの普及整備を行うことにより、平成22(2010)年度新エネルギー導入目標(原油換算1,910万k1)達成に資する</p>	<p>○熱供給事業の許可地点と未利用エネルギー活用地点の推移</p> <p>○地域熱供給の未利用エネルギー活用量〔万k1〕</p> <p>○交付件数</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区数</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>149</td> <td>152</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>未利用エネルギー活用地区 地区数</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>未利用エネルギー活用地区 累計</td> <td>34</td> <td>36</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table> <p>○地域熱供給の未利用エネルギー活用量〔万k1〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>9.1</td> <td>8.2</td> <td>7.7</td> <td>94</td> </tr> </tbody> </table> <p>○交付件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> <th>累計(H3～H15)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table>		平成13年度	平成14年度	平成15年度	地区数	1	3	2	累計	149	152	154	未利用エネルギー活用地区 地区数	0	2	0	未利用エネルギー活用地区 累計	34	36	36		平成13年度	平成14年度	平成15年度	累計		9.1	8.2	7.7	94		平成13年度	平成14年度	平成15年度	累計(H3～H15)		1	2	6	49	—	<p>○未利用エネルギーを活用した地域熱供給システムの事業化の可能性を調査することにより、地域熱供給システムの計画段階から関係者のコンセンサスが形成されるため、同システムの事業化の可能性調査を実施し、積極的に未利用エネルギーを活用することの検討が図られたこと及びその効果が見受けられたため事業を終了した。</p>
	平成13年度	平成14年度	平成15年度																																											
地区数	1	3	2																																											
累計	149	152	154																																											
未利用エネルギー活用地区 地区数	0	2	0																																											
未利用エネルギー活用地区 累計	34	36	36																																											
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	累計																																										
	9.1	8.2	7.7	94																																										
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	累計(H3～H15)																																										
	1	2	6	49																																										
	<p>(16) 廃棄物発電導入技術調査費補助金 (補助)</p> <p>廃棄物発電施設を設置しようとする自治体等に対し、廃棄物発電に必要な技術的知見(廃棄物の質・量に応じた廃棄物発電施設の設計方法及び保守方法)を集約した「廃棄物発電導入マニュアル」を作成し、セミナー等を通じ情報提供を行う。(補助率:定額)</p> <p>【総予算額】 1,053,553千円</p> <p>【総執行額】 956,013千円</p> <p>【事業実施期間】 平成6年度～平成14年度</p>	—	<p>○平成14年度セミナー参加者数</p>	<p>○平成14年度セミナー参加者数715件(うち地方公共団体:470件、民間事業者:245件)</p>	—	<p>○廃棄物発電の導入のためのマニュアルの整備と、自治体等に対するセミナーの実施により、効果的に事業目的が達成されたことにより、事業を終了した。今後、類似の施策を実施する場合には、技術的な知見の整理にとどまらず、積極的な情報提供を併せて実施することが重要である。</p>																																								

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性 に関する特記事項	評価の結果
			効果の把握の方法	把握した効果		
	<p>(17) 未利用エネルギー活用地域熱供給システム普及促進対策費補助金(補助)のうち、未利用エネルギー活用地域熱供給システム啓蒙普及事業費補助金</p> <p>未利用エネルギーを活用した地域熱供給の普及啓発活動を行う(社)日本熱供給事業協会に対し、当該活動の実施に必要な経費を補助する。(補助率定額)</p> <p>【総予算額】 707千円</p> <p>【総執行額】 671千円</p> <p>【事業実施期間】 平成3年度～平成14年度</p>	<p>○(15) 未利用エネルギー活用地域熱供給システム普及促進対策費補助金(補助)のうち未利用エネルギー活用地域熱供給システム事業調査費補助金参照</p>			—	<p>○未利用エネルギーを活用した地域熱供給システムを普及促進するため、財団法人日本熱供給事業協会がその情報を効果的に情報提供することにより、地方自治体及び関係者等を含めた国民各層に対し当該事業の情報、未利用エネルギー活用の有意性等を提供することが出来たこと及びその効果が見受けられたため事業を終了した。</p>
	<p>(18) 新エネルギー非営利活動支援事業費補助金(補助)</p>	<p>(4) 新エネルギー非営利活動促進事業に記載(平成15年度より当該事業に整理統合のため。)</p>				

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性 に関する特記事項	評価の結果
			効果の把握の方法	把握した効果		
7	<p>中小企業施策の広報</p> <p>○以下の手段による</p>	<p>○多岐にわたる中小企業者のための支援施策や支援事業について、その利用者である中小企業者に対して分かりやすく紹介することにより、中小企業者の施策の利用度の向上を図り、我が国中小企業の健全な発展に資することとする。</p> <p>また、「e-Japan重点計画」の一環として、ITを活用した幅広い広報を実施するとともに、中小企業者からの意見もフィードバックさせる仕組みを構築し、中小企業支援施策の一層の向上を図る。</p>	—	—	—	<p>○中小企業施策の広報については、テレビ、ラジオ、新聞、冊子等あらゆる媒体を活用し、多様かつ最新の中小企業施策を多くの中小企業者に紹介することにより、中小企業施策の利用の向上に貢献している。</p> <p>しかしながら、中小企業施策の広報における問題点として、①分かりやすさに欠ける、②大量の情報を流しているにもかかわらず必要な情報が末端まで届いていない、③複雑な施策体系であるにもかかわらず、バラバラに広報がなされ、現状の課題解決のためにどの施策を活用するのが良いのか一時的に判断できない等の問題も指摘されている。</p> <p>このため、平成16年度には中小企業施策の広報に関する見直しを行い、中小企業施策の広報のさらなる向上に努めている。</p> <p>また、ITを活用した幅広い広報体制の構築については、「e-中小企業庁」を着実に立ち上げ、メールマガジンの活用により最新施策情報の提供、電子相談窓口を設置する等、中小企業者の利便性の向上に努めている。</p>

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定				必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果																		
			効果の把握の方法	把握した効果																						
	<p>(1) テレビ放送による中小企業情報提供事業(補助)</p> <p>中小企業者が抱える諸問題に対し、中小企業施策を活用することで解決した事例、技術開発や新製品開発等に積極的に取り組むことにより成功した新規創業者の事例等について、テレビ放送を通じて、直接視聴者に分かりやすく紹介する。</p> <p>これにより、より多くの中小企業者に成功に至るヒントや最新の中小企業施策を紹介することにより、中小企業施策の利用度向上を図る。</p> <p>【総予算額】 11,836,476千円</p> <p>【総執行額】 11,770,078千円</p> <p>【事業実施期間】 昭和38年度～</p>	○中小企業施策の利用度向上	○視聴率 ○視聴世帯数 ○放送目的の伝達度 ○番組の役立ち度	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視聴率</td> <td>1.1%</td> <td>1.6%</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>視聴世帯数</td> <td>約25万世帯</td> <td>約31万世帯</td> <td>約31万世帯</td> </tr> <tr> <td>放送目的の伝達度</td> <td>87%</td> <td>95%</td> <td>88%</td> </tr> <tr> <td>番組の役立ち度</td> <td>80%</td> <td>83%</td> <td>73%</td> </tr> </tbody> </table>		14年度	15年度	16年度	視聴率	1.1%	1.6%	1.6%	視聴世帯数	約25万世帯	約31万世帯	約31万世帯	放送目的の伝達度	87%	95%	88%	番組の役立ち度	80%	83%	73%	<p>【効率性】</p> <p>○テレビ放送については、平成16年度においては約1億5,500万円を要し18回の放送を実施、視聴者からは高い評価を得ているものの、放送時間帯の問題もあり9放送局の平均視聴率は1.6パーセント(視聴者ベースでは、約312,000人)であった。</p>	○予算との関係で、放送時間帯が土曜日朝(6:30～6:45)に設定されていることもあり視聴率自体は高くはないものの、放送目的の伝達度や役立ち度は高く、中小企業施策の伝達手段として一定の効果を上げている。
	14年度	15年度	16年度																							
視聴率	1.1%	1.6%	1.6%																							
視聴世帯数	約25万世帯	約31万世帯	約31万世帯																							
放送目的の伝達度	87%	95%	88%																							
番組の役立ち度	80%	83%	73%																							
	<p>(2) e-中小企業庁&ネットワーク事業(委託)</p> <p>中小企業庁、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び中小企業支援機関等有する『最新』の各種情報(施策情報、補助金公募事業、イベント情報等)を、メールマガジンにより直接中小企業者にタイムリーに発信し、中小企業施策の利用度向上につなげる。</p> <p>【総予算額】 35,846千円</p> <p>【総執行額】 28,645千円</p> <p>【事業実施期間】 平成14年度～</p>	○中小企業施策の利用度向上	○メールマガジン購読者数 ○施策利用等のきっかけとなった割合(モニター調査結果)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○メールマガジン購読者数</td> <td>約42,000人</td> <td>約59,000人</td> <td>約67,000人</td> </tr> <tr> <td>○施策利用等のきっかけとなった割合(モニター調査結果)</td> <td>56%</td> <td>63%</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table>		14年度	15年度	16年度	○メールマガジン購読者数	約42,000人	約59,000人	約67,000人	○施策利用等のきっかけとなった割合(モニター調査結果)	56%	63%	60%	<p>【効率性】</p> <p>○メールマガジン購読者数(平成16年度):約67,000人</p> <p>○メールマガジン年間配信回数:50回</p> <p>○1人当たりの年間コスト:約127円</p>	○メールマガジンの目標読者数の15万人には達していないものの、中小企業施策の利用・イベント利用のきっかけに有益なものとなっており、中小企業施策情報の迅速な伝達手段として一定の効果을挙げている。また、メールマガジン購読者数も毎年増加(制度発足時の平成14年度と比較すると、購読者数は約25,000人増(60パーセント増))しており、メールマガジンは浸透しつつある。なお、メールマガジンは、原則毎週1回配信を実施しており、ユーザーからは、①情報収集のツールとして大変有意義、②仕事上有益な情報があり役立つとの好意的な意見がある反面、読みやすさの面での改善を望むとの評価もある。								
	14年度	15年度	16年度																							
○メールマガジン購読者数	約42,000人	約59,000人	約67,000人																							
○施策利用等のきっかけとなった割合(モニター調査結果)	56%	63%	60%																							

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定			必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果											
			効果の把握の方法	把握した効果														
	<p>(3) 中小企業庁ホームページ事業(庁費) 中小企業庁ホームページには、①最新の中小企業施策情報・イベント情報・ITイベントカレンダー、②中小企業施策の紹介(金融・税制、企業再生、創業・経営革新、経営基盤の強化、事業環境変化への対応、小規模企業等)、③電子相談窓口など解説し、中小企業施策等について分かりやすく紹介・発信を行っている。</p> <p>【総予算額】 41,733千円</p> <p>【総執行額】 28,265千円</p> <p>【事業実施期間】 平成12年度～</p>	—	<p>○中小企業庁HPのトップページアクセス件数(月平均)</p> <p>○HPによって中小企業施策利用のきっかけとなった割合(モニター調査)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○中小企業庁HPのトップページアクセス件数(月平均)</td> <td>約57,000件</td> <td>約62,000件</td> <td>約117,000件</td> </tr> <tr> <td>○HPによって中小企業施策利用のきっかけとなった割合(モニター調査)</td> <td>59%</td> <td>66%</td> <td>63%</td> </tr> </tbody> </table>		14年度	15年度	16年度	○中小企業庁HPのトップページアクセス件数(月平均)	約57,000件	約62,000件	約117,000件	○HPによって中小企業施策利用のきっかけとなった割合(モニター調査)	59%	66%	63%	<p>【効率性】 ○平成16年度の月平均アクセス数(平成16年11月現在)は、約110,000件で、利用者のうち内容について参考となるとした人は98パーセントに達しており、1人当たりのコストは低廉で有益な情報提供を行っている。</p>	<p>○中小企業庁ホームページへのアクセス件数は、当初目標としていた10万件/月を上回っている。特に16年度においては、前年比189パーセント増と大幅に増加した。また、ユーザーからの意見を見ても、①新着情報が素早く載るのはありがたい、②必要な情報が素早く検索できる点は大きな魅力となっており、一定の目標(効果)は達成できた。</p>
	14年度	15年度	16年度															
○中小企業庁HPのトップページアクセス件数(月平均)	約57,000件	約62,000件	約117,000件															
○HPによって中小企業施策利用のきっかけとなった割合(モニター調査)	59%	66%	63%															
	<p>(4) 中小企業施策広報資料作成事業(庁費) 中小企業施策について、中小企業者向け及び中小企業支援機関職員向けに以下の広報資料を作成・配布し、中小企業施策の利用度向上を図る。</p> <p>①「中小企業施策総覧」(中小企業支援機関職員向けの詳細な施策解説書)</p> <p>②「中小企業施策利用ガイドブック」(利用頻度の高い施策を網羅した中小企業者及び中小企業支援機関向けのガイドブック)</p> <p>③「リーフレット」(10数種類の施策ごとに内容・利用方法を記載した中小企業者向けの小冊子)</p> <p>【総予算額】 2,360,469千円</p> <p>【総執行額】 2,158,454千円</p> <p>【事業実施期間】 昭和40年度～</p>	○中小企業施策の利用度向上	<p>○施策利用等のきっかけとなった割合</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○施策利用等のきっかけとなった割合</td> <td>60%</td> <td>47%</td> <td>63%</td> </tr> </tbody> </table>		14年度	15年度	16年度	○施策利用等のきっかけとなった割合	60%	47%	63%	<p>【効率性】 ○平成16年度は、中小企業施策総覧は約4,000部(@約460円)、パンフレット約250,000部(@約54円)、リーフレット(13種類)は約2,250,000部(@約4円)を発行。中小企業施策総覧は、中小企業支援者向きとしてやや詳細な情報を加味していることから単価はやや高めであるが、総じて低廉安価なコストで中小企業施策情報を提供している。</p>	<p>○施策・イベント利用のきっかけについて、前年度実績を上回っており、中小企業施策の伝達として一定の効果を上げている。</p>				
	14年度	15年度	16年度															
○施策利用等のきっかけとなった割合	60%	47%	63%															

整理番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定				必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果																														
			効果の把握の方法	把握した効果																																		
	<p>(5) 中小企業白書の作成・公表（庁費） 中小企業庁では、毎年度、中小企業基本法第11条に基づき取りまとめた中小企業の動向年次報告及び政府が講じようとする中小企業施策（中小企業白書）を公表しており、中小企業の現状に対する一般及び有識者の理解の促進、中小企業施策の普及に努めている。 「中小企業白書（2004年版）」発行部数約30,000部。 「経営者のための図で見る中小企業白書（2004年版）」発行部数約6,000部。</p> <p>【総予算額】 2,311,776千円</p> <p>【総執行額】 2,311,776千円</p> <p>【事業実施期間】 昭和38年度～</p>	<p>○中小企業の現状に対する一般及び有識者の理解の促進 ○中小企業施策の普及</p>	<p>○中小企業白書の読者に対するアンケート調査結果</p>	<p>○中小企業白書の読者に対するアンケート調査（平成16年度調査結果）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>分かりやすい</td> <td>普通</td> <td>分かりにくい</td> </tr> <tr> <td>○分かりやすさ</td> <td>51.2%</td> <td>43.0%</td> <td>5.8%</td> </tr> </table>		分かりやすい	普通	分かりにくい	○分かりやすさ	51.2%	43.0%	5.8%	<p>【効率性】 ○中小企業白書（2004年版）の平成15年度予算は10,218千円であり、約30,000部発行されている白書1冊当たりのコストは約340円。ホームページ上のアクセス件数は、378,193件（平成15年11月末現在）に達しており、1人当たり低廉なコストで情報提供を行っている。</p>	<p>○中小企業白書の読者アンケートの結果では、半数以上の読者から「分かりやすい」との回答を得ており、中小企業の現状に対する理解の促進に一定の効果を上げている。</p>																								
	分かりやすい	普通	分かりにくい																																			
○分かりやすさ	51.2%	43.0%	5.8%																																			
	<p>(6) 創業連携情報収集・発信事業（補助） 中小企業団体中央会指導員による、組合及び組合運営の参考に供する連携事業の成功事例等の情報収集を行うとともに、その情報を各種情報誌等として発信を行う事業。</p> <p>【総予算額】 70,931千円</p> <p>【総執行額】 32,562千円</p> <p>【事業実施期間】 平成12年度～</p>	<p>—</p>	<p>○中小企業情報発信事業 ・成功事例集の発行 ・中小企業団体景況の提供 ・設立・解散・組織変更状況の提供 ・中小企業組合の設立動向の提供 ・中小企業労働事情実態の提供 ・中小企業景況の提供</p>	<p>○中小企業情報発信事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○成功事例集の発行</td> <td>7,400部</td> <td>5,400部</td> <td>3,000部</td> </tr> <tr> <td>○中小企業団体景況の提供</td> <td>1,440部</td> <td>2,520部</td> <td>2,520部</td> </tr> <tr> <td>○設立・解散・組織変更状況の提供</td> <td>1,480部</td> <td>740部</td> <td>740部</td> </tr> <tr> <td>○中小企業組合の設立動向の提供</td> <td>800部</td> <td>800部</td> <td>800部</td> </tr> <tr> <td>○中小企業労働事情実態の提供</td> <td>700部</td> <td>700部</td> <td>700部</td> </tr> <tr> <td>○中小企業景況の提供</td> <td>16,800部</td> <td>16,800部</td> <td>16,800部</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>28,620部</td> <td>26,960部</td> <td>24,560部</td> </tr> </tbody> </table>		13年度	14年度	15年度	○成功事例集の発行	7,400部	5,400部	3,000部	○中小企業団体景況の提供	1,440部	2,520部	2,520部	○設立・解散・組織変更状況の提供	1,480部	740部	740部	○中小企業組合の設立動向の提供	800部	800部	800部	○中小企業労働事情実態の提供	700部	700部	700部	○中小企業景況の提供	16,800部	16,800部	16,800部	合 計	28,620部	26,960部	24,560部	<p>【効率性】 ○補助金総額（平成15年度）：5,558千円 ○情報提供：6類24,560部 ○1部当たりの補助金コスト：226円</p>	<p>○組合等に対し、中小企業施策に関する理解を深めてもらうとともに、様々な情報提供を行うことにより組合運営の向上を図ることを目的として事業を実施した。情報発信事業については以下の6項目につき調査を行い、その成果を各種情報誌等として28,000部発行することを目標とした。それに対し、予定どおり6調査を実施し、各種情報誌の発行は24,560部（87.7パーセント）であり、ほぼ目標を達成した。</p>
	13年度	14年度	15年度																																			
○成功事例集の発行	7,400部	5,400部	3,000部																																			
○中小企業団体景況の提供	1,440部	2,520部	2,520部																																			
○設立・解散・組織変更状況の提供	1,480部	740部	740部																																			
○中小企業組合の設立動向の提供	800部	800部	800部																																			
○中小企業労働事情実態の提供	700部	700部	700部																																			
○中小企業景況の提供	16,800部	16,800部	16,800部																																			
合 計	28,620部	26,960部	24,560部																																			

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果																
			効果の把握の方法	把握した効果																		
8	<p>中小企業連携組織対策</p> <p>○以下の手段による</p>	<p>○全国中央会又は都道府県中央会における、組合等（中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定される中小企業団体や公益法）の発展に不可欠な人材育成、情報化（IT導入）、組合員への情報提供や組合等が抱える諸問題に対する自主的な取組への支援など、連携組織化に資する様々な環境整備等により、組合等の主要目的である中小企業の経営資源の相互補完を促進し、もって健全な発展を図る。</p>	—	—	—	<p>○組合等の企業連携に資する環境整備等を行ったことから、組合等内企業間の連携が強化、活発化したことにより、組合の経営資源の相互補完及び経営の合理化が図られた。</p>																
	<p>（1）創業連携人材養成等支援事業（指導員等件費を含む）（補助）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央会指導員等の能力開発のための各種講習会、研修事業の開催及び中小企業総合事業団が実施する各種研修会等への出席旅費、受講料等 ・全国中央会が実施する都道府県中央会及び組合等に対する指導事業、研修会等の開催 ・全国中央会が実施する組合等に関する指導資料等の作成 <p>【総予算額】 259,303千円（平成15年度）</p> <p>【総執行額】 205,342千円（平成15年度）</p> <p>【事業実施期間】 平成12年度～</p>	<p>○全国中央会及び都道府県中央会の指導員について、ア.平成17年度までに中小企業診断士有資格者の総数を120名以上イ.組合等への指導件数は、27,500件以上（中央会の会員組合等の80%以上）の目標を達成する。</p>	<p>○中央会における中小企業診断士の有資格者数</p> <p>○組合等への指導件数</p> <p>○組合等設立により売上げ等が増加した組合員の割合</p> <p>○共同事業の取扱高が増加した組合等の割合</p>	<p>○中小企業診断士の資格取得者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15年度中央会における中小企業診断士の有資格者数：105名 <p>○組合等への指導件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15年度組合等への指導件数：99,239件（未組織事業者を含む。） <p>○組合等設立により売上げ等が増加した組合員の割合</p> <table border="1"> <tr> <td>売上高増加割合</td> <td>～10%</td> <td>10～30%</td> <td>30%～</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>1,883</td> <td>175</td> <td>66</td> </tr> </table> <p>○共同事業の取扱高が増加した組合等の割合</p> <table border="1"> <tr> <td>取扱高増加割合</td> <td>～10%</td> <td>10～30%</td> <td>30%～</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>3,418</td> <td>289</td> <td>150</td> </tr> </table>	売上高増加割合	～10%	10～30%	30%～	組合員数	1,883	175	66	取扱高増加割合	～10%	10～30%	30%～	組合数	3,418	289	150	<p>【効率性】</p> <p>○組合等への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業に要した補助金額：27,213千円（指導件数：99,239件） ・経費の節約効果総額：1,300,020千円 <p>・組合全体の付加価値額総額：5,420,264千円</p>	<p>○中小企業診断士の資格取得者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成度：87.5%（目標達成率） ・目標達成に近づきつつある。中小企業診断士としての知識等を活用しての質の高い組合指導を行っているが、さらに引き続き中央会としては中小企業診断士者数を増やし、多角的な組合の多様なニーズに応えられるよう、人材育成の強化を図らなければならない。 <p>○組合等への指導件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成度：360.9% ・組織制度、税務、金融、経理、法律等組合のニーズに則し、目標を上回る指導を行った。組合の抱える様々な諸問題に対し適切に指導を行い、おおむね組合の運営等改善が図られた。
売上高増加割合	～10%	10～30%	30%～																			
組合員数	1,883	175	66																			
取扱高増加割合	～10%	10～30%	30%～																			
組合数	3,418	289	150																			

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果																
			効果の把握の方法	把握した効果																		
	<p>(2) 中小企業連携組織支援事業(補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小企業者組合等への実地指導、相談業務、情報提供等 ・小企業者組合等が自発的に行う研修会、講習会等の開催 <p>【総予算額】 82,455千円(平成15年度)</p> <p>【総執行額】 72,780千円(平成15年度)</p> <p>【事業実施期間】 平成12年度～</p>	<p>○小企業者組合に対する指導(講習)件数(目標値:60回、参加者延べ1,200名)</p> <p>○組合研究集会への助成件数(目標値:800件、参加者延べ20,000名)の向上を目指す。</p>	<p>○小企業者への講習会指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同事業利用により売上高が増加した組合員の割合 <p>○小企業者組合等への指導(講習)件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同事業利用により売上高が増加した組合員の割合 	<p>○中小企業者への講習会指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15年度小企業者組合等への指導(講習)件数:51回、参加者延べ1,348名 ・共同事業利用により売上高が増加した組合員の割合 <table border="1"> <tr> <td>売上高増加割合</td> <td>～10%</td> <td>10～30%</td> <td>30%～</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>597</td> <td>33</td> <td>9</td> </tr> </table> <p>○小企業者組合の研修会への助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15年度組合研究集会の開催数及び参加者数:631回開催参加者延べ19,298名 ・共同事業利用により売上高等が増加した組合員の割合 <table border="1"> <tr> <td>売上高増加割合</td> <td>～10%</td> <td>10～30%</td> <td>30%～</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>5,202</td> <td>382</td> <td>47</td> </tr> </table>	売上高増加割合	～10%	10～30%	30%～	組合員数	597	33	9	売上高増加割合	～10%	10～30%	30%～	組合員数	5,202	382	47	<p>【効率性】</p> <p>○小企業者組合等への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業に要した補助金額(15年度実績):2,281千円(指導講習会:51回、延べ1,348人) ・小企業者組合の年間付加価値額:265,717千円 	<p>○中小企業者への講習会指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成度:開催回数:85.0%、参加者延べ人数:112.3% ・講習会を通じた小企業者組合及び小企業者の指導は、開催回数については若干目標には及ばなかったが、参加者数は目標値を上回り、小企業者組合の設立促進、組合運営の向上等の向上が図れた。 <p>○小企業者組合の研修会への助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成度:開催件数:78.9%、参加者数:96.5% ・開催回数については14年度より若干減少しているが、参加者数については14年度より増加している。組織制度、税務、金融、経理、法律、運営等、小企業者組合自ら抱える課題に則した多くの研修会の開催により、小企業者組合・小企業者の組織化の促進等を図った。
売上高増加割合	～10%	10～30%	30%～																			
組合員数	597	33	9																			
売上高増加割合	～10%	10～30%	30%～																			
組合員数	5,202	382	47																			

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果																																
			効果の把握の方法	把握した効果																																		
	<p>(3) 組合等連携組織情報化対策事業(補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合等において、情報ネットワークを導入する場合に必要なシステムの設計 ・全国中央会及び都道府県中央会の間におけるインターネット等を利用した組合情報や先進事例組合等の情報共有化 ・全国中央会のホームページ作成等による先進中小企業や組合等に関する各種情報の受発信 <p>【総予算額】 105,166千円(平成15年度)</p> <p>【総執行額】 24,775千円(平成15年度)</p> <p>【事業実施期間】 平成12年度～</p>	<p>○平成17年度までに中央会会員組合の80%以上(目標値:25,100組合以上)の組合等が、情報技術の活用による全国中央会とのネットワーク化を図ることを目指す。</p>	<p>○会員組合のネットワーク構築</p> <p>○ネットワーク構築により引き合いが増加した件数</p> <p>○売上が増加した組合員の割合</p> <p>○HP作成により引き合いが増加した件数</p> <p>○売上が増加した組合員の割合</p>	<p>○会員組合のネットワーク構築(564組合:平成13年度実績)</p> <p>・15年度会員組合のネットワーク構築(組合HP作成を含む):405組合(中央会会員の1.3%)(全国の組合の0.9%)</p> <p>○ネットワーク構築により引き合いが増加した件数</p> <table border="1"> <tr> <td>引合い件数増加割合</td> <td>～10%</td> <td>10～30%</td> <td>30%～</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>207</td> <td>52</td> <td>10</td> </tr> </table> <p>○売上が増加した組合員の割合</p> <table border="1"> <tr> <td>売上高増加割合</td> <td>～10%</td> <td>10～30%</td> <td>30%～</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>200</td> <td>22</td> <td>8</td> </tr> </table> <p>○HP作成により引き合いが増加した件数</p> <table border="1"> <tr> <td>引合い件数増加割合</td> <td>～10%</td> <td>10～30%</td> <td>30%～</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>2,735</td> <td>572</td> <td>219</td> </tr> </table> <p>○売上が増加した組合員の割合</p> <table border="1"> <tr> <td>売上高増加割合</td> <td>～10%</td> <td>10～30%</td> <td>30%～</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>1,727</td> <td>222</td> <td>41</td> </tr> </table>	引合い件数増加割合	～10%	10～30%	30%～	組合員数	207	52	10	売上高増加割合	～10%	10～30%	30%～	組合員数	200	22	8	引合い件数増加割合	～10%	10～30%	30%～	組合員数	2,735	572	219	売上高増加割合	～10%	10～30%	30%～	組合員数	1,727	222	41	<p>【効率性】</p> <p>○補助金額(15年度実績):24,775千円</p> <p>○組合員のHP作成受発注増加による付加価値増加額:565,377千円</p> <p>○集客拡大による付加価値額の増大:約852,164千円</p>	<p>○会員組合のネットワーク構築(564組合:平成13年度実績)</p> <p>・目標達成度:13.5%</p> <p>中央会が本事業を含む支援等でHPを保有している組合数は全体で3,386組合(405組合含む)であり、目標値である25,100組合の13.5%と依然低い普及率となっている。組合におけるネットワーク構築(組合HPを含む。)のニーズは高いものがあるが、目標達成度が低いのが現状となっている。</p> <p>組合におけるIT化の促進を図るためには、資金的支援の拡大はもとより、ITコーディネータ等外部の情報専門家を活用した「情報化相談事業」(平成15年度全国で延べ302回実施)等を今後も積極的に展開していく必要がある。</p>
引合い件数増加割合	～10%	10～30%	30%～																																			
組合員数	207	52	10																																			
売上高増加割合	～10%	10～30%	30%～																																			
組合員数	200	22	8																																			
引合い件数増加割合	～10%	10～30%	30%～																																			
組合員数	2,735	572	219																																			
売上高増加割合	～10%	10～30%	30%～																																			
組合員数	1,727	222	41																																			
	<p>(4) 創業連携組織調査開発等支援事業(補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合等において、経営革新や新規分野展開などの諸問題に取り組み、解決を図るための調査研究事業等 <p>【総予算額】 781,967千円(平成15年度)</p> <p>【総執行額】 394,093千円(平成15年度)</p> <p>【事業実施期間】 平成12年度～</p>	<p>○組合等が抱えているさまざまな諸問題、あるいは活路開拓に資する明確な将来ビジョン作成を通じて組合等に対する意識喚起の向上を目指す。具体的には、補助対象組合等(目標値:250組合等)の向上を目指す。</p>	<p>○支援対象組合等</p> <p>○売上高等が増加した組合員の割合</p>	<p>○15年度支援対象組合等:208組合等(中央会会員の0.7%)(全国の組合の0.4%)</p> <p>○売上高等が増加した組合員の割合</p> <table border="1"> <tr> <td>売上高増加割合</td> <td>～10%</td> <td>10～30%</td> <td>30%～</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>3,349</td> <td>245</td> <td>220</td> </tr> </table>	売上高増加割合	～10%	10～30%	30%～	組合員数	3,349	245	220	<p>【効率性】</p> <p>○補助金額(15年度実績):394,093千円</p> <p>○新製品・新技術開発による付加価値増加額(新製品開発):114,713千円</p> <p>○新製品・新技術開発による付加価値増加額(販路開拓):106,519千円</p>	<p>○15年度支援対象組合等</p> <p>・目標達成度:83.2%</p> <p>支援対象組合等は14年度より増加したが、目標を達することはできなかった。しかし、真のやる気のある組合支援を図るため本事業は重要であり、引き続き本事業の普及促進を図っていく。</p>																								
売上高増加割合	～10%	10～30%	30%～																																			
組合員数	3,349	245	220																																			

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果								
			効果の把握の方法	把握した効果										
	<p>(5) 創業連携情報収集・発信事業(補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合等の連携組織全般に関する実態把握、連携事業成功例の収集・普及 ・労働事情実態調査、中小企業景況調査等の実施 ・組合活性化に資する各種情報誌の発行 <p>【総予算額】 13,063千円(平成15年度)</p> <p>【総執行額】 5,558千円(平成15年度)</p> <p>【事業実施期間】 平成12年度～</p>	<p>○組合等に対し中小企業施策に関する理解を深めてもらうとともに、様々な情報提供(目標値:延べ6調査28,000部以上の発行)を行う。</p>	<p>○組合等に対する全国中央会及び組合等諸制度に関する情報量</p> <p>○共同事業の取扱高(売上高)が増加した組合等の割合</p>	<p>○15年度組合等に対する情報量:延べ6調査、各種情報誌24,560部発行</p> <p>○共同事業の取扱高(売上高)が増加した組合等の割合</p> <table border="1"> <tr> <td>売上高増加割合</td> <td>～10%</td> <td>10～30%</td> <td>30%～</td> </tr> <tr> <td>組合等数</td> <td>3,986</td> <td>305</td> <td>128</td> </tr> </table>	売上高増加割合	～10%	10～30%	30%～	組合等数	3,986	305	128	<p>【効率性】</p> <p>○補助金額(15年度実績):5,558千円</p> <p>○経営革新による付加価値額増加額:8,435,619千円</p> <p>○販路開拓による付加価値額増加額:5,924,188千円</p>	<p>○15年度組合等に対する情報量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成度:87.7% ・15年度の各種情報誌発行部数は目標の90%弱に達しており、組合等に参考になる先進組合事例集を始め、各種有益な組合情報等を提供した。
売上高増加割合	～10%	10～30%	30%～											
組合等数	3,986	305	128											
	<p>(6) 新商品テクノフェア事業</p> <p>異業種交流活動を始めとする中小企業の創造的事業活動によって開発された新商品等の市場開拓を支援するため、財団法人中小企業異業種交流財団が実施する見本市等の開催。</p> <p>【総予算額】 37,253千円(平成15年度)</p> <p>【総執行額】 35,000千円(平成15年度)</p> <p>【事業実施期間】 平成7年度～平成15年度</p>	<p>○開発した新商品等の市場展開を効果的に推進させ、事業分野の拡大や新分野への展開を目指す中小企業者等を支援することにより、中小企業者等の新商品等の見本市等を開催することにより新商品等の販路開拓を支援し、取引量(取引総額、商談成立件数)の向上を目指す。</p>	<p>○見本市等における取引総額(223,352千円:平成14年度)</p> <p>○見本市等における商談成立件数(454件:平成14年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来場者アンケート 	<p>○見本市等における取引総額:278,836千円(平成15年度)</p> <p>○見本市等における商談成立件数:616件(平成15年度)</p> <p>○当展示会の印象について来場者アンケート「参考になった」との回答:58%</p>	<p>【効率性】</p> <p>○37,253千円(事業予算額)/616件(商談成立件数)=1件当たり経費約60千円</p> <p>○278,836千円(取引総額)/37,253千円(事業予算額)=事業費に対する効果約7.5倍</p> <p>○37,253千円(事業予算額)/90,667人(来場動員数)=1人当たり経費約411円</p>	<p>○実績に示すとおり、来場動員数及び来場アンケートの「参考になった」との回答は増加している。フェア開催を契機として販路開拓に結びついた1件当たりにより要した経費は、約6万円(平成15年度実績)で、平成14年度実績(約8万7千円)に比してコストダウンが図られている。しかしながら、昨今の経済情勢を反映し、商談成立件数は増加しているものの、取引総額は減少している。</p>								

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定				必要性及び効率性 に関する特記事項	評価の結果																		
			効果の把握の方法	把握した効果																						
	<p>(7) 意匠・デザイン保全事業</p> <p>・生活用品は、一般的に機能・構造・形状がシンプルなものが多いため、容易に模倣品が生み出されやすく、また、商品自体のライフサイクルが短いため、結果的に意匠権を始めとする工業所有権を取得することができない場合が多いことなどから、模倣品が流通しやすく、当該商品を開発した企業が大きな経済的被害を被る場合が多い。一方、生活用品の多くは中小零細企業において製造・販売されているが、これら企業は人的・財政的資源や工業所有権に係る知識・ノウハウに乏しいため、個別に模倣品対策を講じることが困難な状況にある。このため、政府として、組合等の連携組織を活用し、中小零細企業の取組の補完のため、意匠保全対策を実施する。</p> <p>【総予算額】 102,497千円（平成15年度）</p> <p>【総執行額】 102,497千円（平成15年度）</p> <p>【事業実施期間】 平成11年度～平成19年度</p>	<p>○意匠・デザイン保全事業に係る情報を、模倣輸入品防止マニュアルの作成やセミナー開催等を通じてより多くの中小企業者等に提供するとともに、外国意匠権・商標権登録の支援、デザイン保全登録の実施により、意匠・デザインの保全を図る。</p>	<p>○模倣輸入品防止マニュアルの作成</p> <p>○模倣品排除のためのセミナー開催</p> <p>○外国への意匠権・商標権登録</p> <p>○デザイン保全登録の実施</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成15年度</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>模倣輸入品防止マニュアルの作成</td> <td>1,000冊</td> <td>1,000冊</td> <td>1,200冊</td> </tr> <tr> <td>模倣品排除のためのセミナー開催</td> <td>3回/年 延べ157名</td> <td>4回/年 延べ137名</td> <td>4回/年 延べ180名</td> </tr> <tr> <td>外国への意匠権・商標権登録</td> <td>62件</td> <td>61件 ※</td> <td>65件</td> </tr> <tr> <td>デザイン保全登録の実施</td> <td>4業種74件</td> <td>4業種61件</td> <td>5業種100件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ うち、意匠：12件、商標：49件</p>		平成13年度	平成15年度	目標値	模倣輸入品防止マニュアルの作成	1,000冊	1,000冊	1,200冊	模倣品排除のためのセミナー開催	3回/年 延べ157名	4回/年 延べ137名	4回/年 延べ180名	外国への意匠権・商標権登録	62件	61件 ※	65件	デザイン保全登録の実施	4業種74件	4業種61件	5業種100件	<p>－</p>	<p>○17年度においては、従前から実施していた海外における情報収集等はJETRO等の機関を活用することとし、国内産地における模倣相談、模倣対策マニュアルの作成、セミナーの開催等国内における対策を重点的に実施する。</p> <p>18年度においては、より多くの中小事業者への本事業の普及を目指し、現地相談とセミナーの同時開催による相乗効果により集客数増加を図るとともに、内容についても企業が実際に行った模倣対策の実例を活用する等により実践的なものとする等充実を図る。</p>
	平成13年度	平成15年度	目標値																							
模倣輸入品防止マニュアルの作成	1,000冊	1,000冊	1,200冊																							
模倣品排除のためのセミナー開催	3回/年 延べ157名	4回/年 延べ137名	4回/年 延べ180名																							
外国への意匠権・商標権登録	62件	61件 ※	65件																							
デザイン保全登録の実施	4業種74件	4業種61件	5業種100件																							

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
			効果の把握の方法	把握した効果		
	<p>(8) 独立行政法人中小企業基盤整備機構(旧中小企業総合事業団)による高度化事業</p> <p>高度化事業は、中小企業者が事業協同組合等を設立し、市街地に散在する工場や店舗などを集団で移転し、公害等のない適地に工場・卸団地、ショッピングセンターを建設したり、商店街を街ぐるみで改造して街全体の活性化を図るために必要な資金の一部を、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)と都道府県とが財源を出し合って、長期・低利の融資を行う。</p> <p>貸付スキームとしては、単独の都道府県内で中小企業者が実施する高度化事業の場合には、中小機構が都道府県に必要な資金の一部を貸付け、これに当該都道府県が財源を追加して中小企業へ融資する方式(A方式)と、2以上の都道府県に所在する中小企業が実施する場合等、中小機構が関係都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受け、これに財源を追加して中小企業に融資する方式(B方式)とがある。</p> <p>【貸付規模(平成16年度)】 304億円</p>	<p>○各組合が融資対象となる施設を用いることを前提とした事業計画の実現</p> <p>○事業実施後における施策利用者の償還計画どおりの返済</p>	<p>○事業形態ごとに指標を設定(例えば、集団化事業にあつては、組員企業の売上高、付加価値額など、集積区域整備事業にあつては、施設利用者数、来街者数などを指標)</p> <p>○施策利用者(中小企業者)、地方自治体等を対象として、事業実施後の満足度等に関するアンケート調査及びヒアリングを実施</p>	<p><集団化事業></p> <p>○当初の目的の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業規模(生産量・取扱量)の拡大→7割弱が目標を達成 ・事業範囲(製品・取扱商品)の拡大→7割が目標を達成 ・雇用確保→9割弱の企業が目標を達成 ・操業・立地環境の改善→9割が目標を達成 ・団地進出後の信用力の増大、資金調達の円滑化→7割強の企業が効果を認める。 <p><商店街共同施設事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街への来街者数の変化について()内は平成12年に行った商店街実態調査) <ul style="list-style-type: none"> →増加した46.9%(5.1%)、減少した8.6%(82.4%) ・商店街の店舗数→増加した23.5%、減少した18.5% ・商店街の空き店舗数の変化について()内は平成12年に行った商店街実態調査) <ul style="list-style-type: none"> →増加した14.8%(48.2%)、減少した33.3%(8.9%) ・ソフトな共同事業への取組→活性化した65.4%、停滞した2.5% ・個店の改造や活性化→増加した58.0%、減少した1.2% ・環境施設(多目的ホール、イベント広場、駐車場)の利用状況 <ul style="list-style-type: none"> →計画を上回る活用27.3%、計画どおり活用63.6%、計画を下回る活用9.1% <p><工場共同化事業></p> <p>○当初の目標達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質の向上 →9割強が目標を達成 ・生産能力の拡大→9割弱が目標を達成 ・経営の合理化 →8割強が目標を達成 ・コストダウン →8割強が目標を達成 ・作業環境の改善→8割が目標を達成 ・経営体質の改善→7割強が目標を達成 <p><共同店舗事業></p> <p>○売上計画達成率(組合)</p> <p>運営が軌道に乗ると思われる開店3年目の売上計画以上の実績をあげた共同店舗は21.0%、売上計画の90%以上100%未満の実績をあげた店舗は22.6%。</p> 	<p>—</p>	<p>○高度化事業の利用実績は、現下の経済環境の影響等により新規案件が減っている状況であるが、旧中小企業総合事業団が事業形態ごとに実施した施策利用者に対するアンケート調査の結果によれば、事業実施後の目標達成状況は69%となっており、更なる改善の余地が認められる。</p> <p>このため、国は、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)の中期計画(計画期間:平成16年7月～平成21年3月)において、改善策を講じさせることとした。</p> <p>なお、中小機構の発足に際し、国は、利用者の利便性の向上を図るため、条件変更の弾力化や連帯保証制度の見直し、提出書類の削減などの措置を中小機構に講じさせたところ。</p>

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性 に関する特記事項	評価の結果
			効果の把握の方法	把握した効果		
				<安全衛生設備リース> ○計画の達成状況と効果 ・計画の達成状況については、「計画どおり整備できた+おおむね整備できた」とする回答が96.5% ・事業を実施したことによる保安効果については、「十分な効果があった+一定の効果があった」とする回答が98.8% <商店街整備等支援事業> ○目的達成度 ・まちづくり会社：「十分達成した+ある程度達成した」との回答は66.7% ・地方公共団体等 市町村：「十分達成した+ある程度達成した」との回答は66.7% 商工会・会議所：同 88.8% 商店街：同 45.5%		

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性 に関する特記事項	評価の結果
			効果の把握の方法	把握した効果		
	<p>(9) 独立行政法人中小企業基盤整備機構 (旧中小企業総合事業団)による高度化事業 関連(税制)</p> <p>高度化事業の関連税制は、償還余力が大きい 中小企業者に高度化実施事業のインセン ティブを与えるとともに、より効果的な支 援を行うため、様々な特例措置を設け高度化 事業に必要な資金負担の軽減を図るものであ る。</p>	<p>○各税制措置が目的と する土地、建物、施設 等の譲渡や設置件数が 増加すること</p>	<p>○各税目の利用実 績</p>	<p>○減税額(15年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所税の非課税: 1,122百万円 ・事業協同組合等の取得資産に対する不動産取得税の納付義務の免除: 153百万円 ・共同施設用建物に対する不動産取得税の軽減措置: 35百万円 ・共同利用のための機械・装置に係る固定資産税の課税標準の特例: 5百万円 ・団地造成事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例: 0百万円 ・事業用資産を買い換えた場合の課税の特例措置: 0百万円 	<p>—</p>	<p>○平成15年度の高度化 関連税制利用状況調査 の結果では、全体で約 13億円規模の利用があ り、高度化事業を実施 した中小企業者の資金 負担が軽減され、組合 等の共同事業の円滑な 運営に寄与している。 なお、近時の経済状況 を反映して大規模な投 資を必要とする「団地 造成事業のために土地 等を譲渡した場合の譲 渡所得の特例」及び 「事業用資産を買い換 えた場合の課税の特例 措置」については、実 績が上がっていない が、平成16年以降は、 持続的に経済成長が見 込める状況の中で、高 度化融資制度自体も利 用者の利便性の向上に 向けた制度改善を行っ ていること等から、今 後の活用が見込まれ る。</p>

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果																																										
			効果の把握の方法	把握した効果																																												
9	中小企業のIT化支援 ○以下の手段による	○中小企業がIT化を進めるに当たって、抱えている人材不足や資金不足等の経営資源の制約による障壁を取り除くことにより中小企業のIT化を促進する。	—	—	—	○e-Japan戦略の策定以来、各種施策の推進に加え、ブロードバンドの急速な普及、パソコン等の情報機器類の低価格化、操作性の向上などにより、中小企業におけるIT導入が着実に進展している。																																										
	(1) IT活用型経営革新モデル事業(補助) 中小企業のITを活用した経営革新を促進するため、地域でモデルとなり得る企業間連携ネットワークシステム等の開発・導入を行う中小企業者に対して経費の一部(補助率2分の1)を、各経済産業局(沖縄県は内閣府沖縄総合事務局)を通じて補助金を交付するとともに、その成果の普及活動を実施する。 【総予算額】 1,348,884千円 【総執行額】 1,111,265千円 【事業実施期間】 平成14年度～平成19年度	○中小企業のITを活用した経営革新を促進	○アンケート	○アンケート調査を実施結果：本事業で開発したシステムを導入したことにより経営革新効果があったとする企業の割合：71% <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募件数(件)</td> <td>466</td> <td>275</td> </tr> <tr> <td>採択件数(件)</td> <td>50</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>採択倍率(倍)</td> <td>9.3</td> <td>4.4</td> </tr> </tbody> </table> ・事後アンケート等によるシステム開発を実施した中小企業者の経営革新効果、満足度平成14年度・平成15年度補助事業者アンケート <table border="1"> <thead> <tr> <th>導入したことにより経営革新効果</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十分上がっている</td> <td>20.0%</td> <td>39.0%</td> </tr> <tr> <td>やや上がっている</td> <td>43.3%</td> <td>31.7%</td> </tr> <tr> <td>今後期待できる</td> <td>36.7%</td> <td>29.3%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>満足度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大変良かった</td> <td>81.1%</td> <td>89.1%</td> </tr> <tr> <td>どちらかと言えば良かった</td> <td>18.9%</td> <td>9.1%</td> </tr> <tr> <td>どちらかと言えば悪かった</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>大変悪かった</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>分からない</td> <td>0.0%</td> <td>1.8%</td> </tr> </tbody> </table>		平成14年度	平成15年度	応募件数(件)	466	275	採択件数(件)	50	62	採択倍率(倍)	9.3	4.4	導入したことにより経営革新効果	平成14年度	平成15年度	十分上がっている	20.0%	39.0%	やや上がっている	43.3%	31.7%	今後期待できる	36.7%	29.3%	満足度	平成14年度	平成15年度	大変良かった	81.1%	89.1%	どちらかと言えば良かった	18.9%	9.1%	どちらかと言えば悪かった	0.0%	0.0%	大変悪かった	0.0%	0.0%	分からない	0.0%	1.8%	【効率性】 ○予算：13億円(前身事業(12年度(初年度))の実績に基づきを投入した場合の経済効果の試算) ○直接経済効果：民間投資需要26億円、誘発就業者数240人 ○成果の事業化に伴う5年後の経済効果：34億円、誘発就業者数330人	○IT利活用を推進するに当たり、人材、資金、情報など経営資源が不足している中小企業は多く、このため、電子商取引の利活用を図るなど、競争力向上や経営革新への挑戦を行う中小企業のIT利活用の支援を行いつつ、ポストe-Japan戦略の状況を踏まえ、事業の促進を図る。また、今後は、市場の創出・活性化に向け、中小企業の事業活動支援との連携を進めるとともに、本施策を一層合理的に推進する観点から、中小企業政策、その他施策における本施策の位置付けの検討を行う。
	平成14年度	平成15年度																																														
応募件数(件)	466	275																																														
採択件数(件)	50	62																																														
採択倍率(倍)	9.3	4.4																																														
導入したことにより経営革新効果	平成14年度	平成15年度																																														
十分上がっている	20.0%	39.0%																																														
やや上がっている	43.3%	31.7%																																														
今後期待できる	36.7%	29.3%																																														
満足度	平成14年度	平成15年度																																														
大変良かった	81.1%	89.1%																																														
どちらかと言えば良かった	18.9%	9.1%																																														
どちらかと言えば悪かった	0.0%	0.0%																																														
大変悪かった	0.0%	0.0%																																														
分からない	0.0%	1.8%																																														

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
			効果の把握の方法	把握した効果		
	<p>(2) 戦略的情報化投資活性化支援事業(委託)</p> <p>経営革新にITを活用することの必要性に目覚めた経営者が、先進的なIT投資を通じてそのビジネスモデルの変革を達成することができるよう、経営者同士あるいは経営者と専門家のネットワーク形成支援、具体的なIT投資計画の立案及びその効果分析支援などに重点を置きつつ、以下の事業を実施する。</p> <p>a. IT投資の戦略策定の研修会(経営革新や情報化の進め方・手法を、参加者同士で意見交換しながら学ぶ研修会)</p> <p>b. IT投資事例の研究会の実施(先進的なIT投資の実施に向けて、業種・企業規模等の企業実態に応じた、具体的な投資手法やその効果の分析等を行うための研究会)</p> <p>c. 情報化診断ツールを活用した、IT化実施計画書の作成やRFP等の仕様書作成を支援する計画書策定コンサルティング事業の開催</p> <p>d. インターネット等を通じた情報化投資事例やそれを支援した専門家情報の提供</p> <p>e. 自社のIT投資効果を分析できるツールの作成</p> <p>f. 他社の参考となるIT化を実施した企業の事例を紹介するセミナー形式の発表会の開催</p> <p>【総予算額】 1,020,019千円</p> <p>【総執行額】 917,488千円</p> <p>【事業実施期間】 平成14年度～平成16年度</p>	<p>○経営革新にITを活用することの必要性に目覚めた経営者が、先進的なIT投資を通じてビジネスモデルの変革の達成</p>	<p>○事業への総参加者数</p> <p>○事業への参加の結果、新たな情報化投資を計画あるいは既存の情報化投資計画を見直した中小企業の割合(平成16年8月アンケート調査)</p> <p>○ITの戦略的な利活用やサポートする人材数(ITコーディネータ等)</p> <p>○参加企業経営者の評価(指導報告書)</p>	<p>○事業への総参加者数 : 24,836人(平成16年3月15日現在)</p> <p>○事業への参加の結果、新たな情報化投資を計画あるいは既存の情報化投資計画を見直した中小企業の割合(平成16年8月アンケート調査) : 略</p> <p>○ITの戦略的な利活用やサポートする人材数(ITコーディネータ等) : 5,440人(平成16年8月末現在)</p> <p>○参加企業経営者の評価(平成16年8月アンケート調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報化の取り組みが進展しているとき、ITSSPは参考になったか?(回答総数:476人) 参考になった:87% ・不参考:13% <p>○参加専門家の評価(指導報告書)(平成15年8月アンケート調査) : ITSSP事業の有効性(全体的評価)(回答数:171人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者にとって有効・大いに:127、普通:37、そうは思わない:5 ・ITCにとって有効 大いに:116、普通:47、そうは思わない:8 ・実施機関にとって有効 大いに:81、普通:75、そうは思わない:9 ・期間・回数が適切 大いに:56、普通:79、そうは思わない:29 ・参加企業経営者が適切 大いに:91、普通:56、そうは思わない:13 ・担当専門家が適材適所 大いに:107、普通:60、そうは思わない:1 ・運営が適切 大いに:86、普通:74、そうは思わない:3 	<p>—</p>	<p>○ITコーディネータ等の専門家を活用したITの戦略的な利活用や連携を通じて、新たな情報化投資を計画あるいは既存の情報化投資計画を見直した中小企業数を大幅に増加させるとともに、この中からIT投資の成功事例を輩出</p>

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定				必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果																														
			効果の把握の方法	把握した効果																																		
	<p>(3) 都道府県等中小企業支援センター等事業(補助) 都道府県(含む政令指定市)における中小企業支援事業の実施体制の中心として、都道府県等中小企業支援センター等が行う以下の事業に対して補助(補助率:2分の1、一部3分の1)する。 a. 創業者や経営の向上を図る中小企業者(以下、中小企業者等という。)を支援する相談窓口の設置、求めに応じた専門家の派遣。(窓口相談専門家にIT専門家も配置するとともに、求めに応じてIT専門家を派遣。) b. 中小企業者等から提出されるビジネスプラン等を事業可能性評価委員会で評価</p> <p>【総予算額】 22,575,877千円</p> <p>【総執行額】 14,206,106千円</p> <p>【事業実施期間】 平成12年度～平成17年度</p>	—	○窓口相談件数 ○窓口相談件数(うち、IT相談件数) ○研修等開催回数 ○研修等開催回数(実受講者数) ○専門家派遣件数 ○専門家派遣件数(うち、IT関連) ○事業可能性評価委員会における評価案件 ○都道府県等中小企業支援センター等事業を利用した企業に対する事後アンケート等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口相談件数</td> <td>85,174件</td> <td>118,408件</td> <td>136,312件</td> </tr> <tr> <td>(うち、IT相談件数)</td> <td>5,113件</td> <td>5,772件</td> <td>5,235件</td> </tr> <tr> <td>研修等開催回数</td> <td>1,866回</td> <td>1,925回</td> <td>1,896回</td> </tr> <tr> <td>(実受講者数)</td> <td>52,786人</td> <td>65,275人</td> <td>59,039人</td> </tr> <tr> <td>専門家派遣件数</td> <td>17,665件</td> <td>20,094件</td> <td>20,881件</td> </tr> <tr> <td>(うち、IT関連)</td> <td>2,155件</td> <td>2,742件</td> <td>2,789件</td> </tr> <tr> <td>事業可能性評価委員会における評価案件</td> <td>303回</td> <td>489回</td> <td>372回</td> </tr> </tbody> </table> <p>○都道府県等中小企業支援センター等事業を利用した企業に対する事後アンケート等による利用者の満足度: 「非常に満足」(36%)、「満足」(38%)、「普通」(24%)、「悪い」(2%)、「非常に悪い」(0%)</p>		平成13年度	平成14年度	平成15年度	窓口相談件数	85,174件	118,408件	136,312件	(うち、IT相談件数)	5,113件	5,772件	5,235件	研修等開催回数	1,866回	1,925回	1,896回	(実受講者数)	52,786人	65,275人	59,039人	専門家派遣件数	17,665件	20,094件	20,881件	(うち、IT関連)	2,155件	2,742件	2,789件	事業可能性評価委員会における評価案件	303回	489回	372回	—	○IT関連の相談及び専門家派遣は、平成12年度に比べ、相談件数については約4倍、専門家派遣については約3倍になっており、中小企業者のIT化は着実に進展しているものと思われる。
	平成13年度	平成14年度	平成15年度																																			
窓口相談件数	85,174件	118,408件	136,312件																																			
(うち、IT相談件数)	5,113件	5,772件	5,235件																																			
研修等開催回数	1,866回	1,925回	1,896回																																			
(実受講者数)	52,786人	65,275人	59,039人																																			
専門家派遣件数	17,665件	20,094件	20,881件																																			
(うち、IT関連)	2,155件	2,742件	2,789件																																			
事業可能性評価委員会における評価案件	303回	489回	372回																																			

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定				必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果																																						
			効果の把握の方法	把握した効果																																										
	<p>(4) 中小企業・ベンチャー総合支援センター事業(交付金) 地域ブロックにおいて、将来中小企業の活躍が見込まれる分野などに挑戦する潜在力のある先駆的な中小企業で、世界市場への進出・経営革新等を目指す中小企業及び自由な発想、創意工夫による新事業創出など全国的モデルとして高い波及効果が期待される中小企業等に対し技術開発からマーケティングまで一貫した総合的な支援を行う。 a. 中小企業・ベンチャー企業に対する長期的継続的な専門家派遣事業(求めに応じてIT専門家を派遣) b. 窓口相談事業(IT専門家も配置)</p> <p>【総予算額】 4,747,886千円</p> <p>【総執行額】 4,767,844千円</p> <p>【事業実施期間】 平成11年度～平成17年度</p>	—	<p>○窓口相談件数 ○窓口相談件数(うち、IT相談件数) ○研修等開催回数 ○研修等開催回数(実受講者数) ○専門家派遣件数 ○専門家派遣件数(うち、IT関連) ○インキュベーターマネージャー ○IT専門家派遣件数 ○企業等OB人材派遣事業 ○中小企業・ベンチャー総合支援センター事業の利用者における事後アンケート等による満足度等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口相談件数</td> <td>5,851件</td> <td>10,143件</td> <td>12,396件</td> </tr> <tr> <td>(うち、IT相談件数)</td> <td>375件</td> <td>411件</td> <td>466件</td> </tr> <tr> <td>講習会等開催回数</td> <td>78回</td> <td>117回</td> <td>145回</td> </tr> <tr> <td>(参加人数)</td> <td>(2,967人)</td> <td>(5,880人)</td> <td>(3,310人)</td> </tr> <tr> <td>専門家派遣件数</td> <td>2,500件</td> <td>3,403件</td> <td>4,166件</td> </tr> <tr> <td>(うち、IT相談件数)</td> <td>124件</td> <td>271件</td> <td>671件</td> </tr> <tr> <td>インキュベーターマネージャー</td> <td>6か所 216件</td> <td>8か所 415件</td> <td>12か所 583件</td> </tr> <tr> <td>IT専門家派遣件数</td> <td>124件</td> <td>271件</td> <td>671件</td> </tr> <tr> <td>企業等OB人材派遣事業</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>32企業</td> </tr> </tbody> </table> <p>○中小企業・ベンチャー総合支援センター事業の利用者における事後アンケート等による満足度等 ・アドバイスに対する満足度： 「非常に役に立った」(26.8%)、「やや役に立った」(36.3%)、「普通」(16.6%)「あまり役に立たなかった」(9.9%)、「役に立たなかった」(8.9%)、「無回答」(1.5%)</p>		平成13年度	平成14年度	平成15年度	窓口相談件数	5,851件	10,143件	12,396件	(うち、IT相談件数)	375件	411件	466件	講習会等開催回数	78回	117回	145回	(参加人数)	(2,967人)	(5,880人)	(3,310人)	専門家派遣件数	2,500件	3,403件	4,166件	(うち、IT相談件数)	124件	271件	671件	インキュベーターマネージャー	6か所 216件	8か所 415件	12か所 583件	IT専門家派遣件数	124件	271件	671件	企業等OB人材派遣事業	—	—	32企業	—	○IT関連の相談件数は平成12年度に比べ1.7倍、IT関連の専門家派遣件数については平成13年度に比べ5.4倍になっており、中小企業者のIT化は着実に進展していると思われる。
	平成13年度	平成14年度	平成15年度																																											
窓口相談件数	5,851件	10,143件	12,396件																																											
(うち、IT相談件数)	375件	411件	466件																																											
講習会等開催回数	78回	117回	145回																																											
(参加人数)	(2,967人)	(5,880人)	(3,310人)																																											
専門家派遣件数	2,500件	3,403件	4,166件																																											
(うち、IT相談件数)	124件	271件	671件																																											
インキュベーターマネージャー	6か所 216件	8か所 415件	12か所 583件																																											
IT専門家派遣件数	124件	271件	671件																																											
企業等OB人材派遣事業	—	—	32企業																																											

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定				必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果										
			効果の把握の方法	把握した効果														
	<p>(5) 支援センター等交流ネットワーク事業(交付金) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する3種類の中小企業支援センター等有する情報を集約化して一元的に検索できるポータルサイト(J-NET21)の設置運営を行うとともに、中小企業のIT支援を円滑に進めるために必要となるIT化事例のDB作成等を行う。また、CRD(中小企業信用リスク情報データベース)等を活用し客観的な財務分析が行える「経営実態把握サポートサイト(自己診断システム)」やM&Aマッチングサポートサイト(M&A情報のデータベース等)をJ-NET21上で公開する。特に中小企業が自社のIT化を推進する上で有効となるようなIT化による経営革新企業の成功事例の情報を発信する。</p> <p>【総予算額】 1,841,754千円</p> <p>【総執行額】 1,170,188千円</p> <p>【事業実施期間】 平成12年度～平成17年度</p>	<p>○中小企業が自社のIT化を推進する上で有効となるようなIT化による経営革新企業の成功事例の情報を発信</p>	<p>○登録情報数 ○ポータルサイトへのアクセス件数</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録情報数</td> <td>約43万件</td> <td>約100万件</td> <td>約100万件</td> </tr> <tr> <td>ポータルサイトへのアクセス件数</td> <td>約159万件</td> <td>約802万件</td> <td>約970万件</td> </tr> </tbody> </table>		平成13年度	平成14年度	平成15年度	登録情報数	約43万件	約100万件	約100万件	ポータルサイトへのアクセス件数	約159万件	約802万件	約970万件	<p>—</p>	<p>○ポータルサイトへのアクセス件数が増加していることが、中小企業のコンピュータ導入、インターネット利用が進んだことを反映していると考えられる。また、IT化に係る企業情報を含んだ情報のアクセスも併せて進展している。</p> <p>○中小企業者が経営に当たり、自社の財務データを当該サイトに入力するだけで、即時に財務状況と経営危険度を判断できる「経営自己診断システム」を平成16年3月より立ち上げており16年度末までに約14万件のアクセスの実績があり、ITを活用する環境は進展しているものと考えられる。</p>
	平成13年度	平成14年度	平成15年度															
登録情報数	約43万件	約100万件	約100万件															
ポータルサイトへのアクセス件数	約159万件	約802万件	約970万件															

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果																												
			効果の把握の方法	把握した効果																														
	<p>(6) 養成研修事業 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する以下の事業に対して交付する。 ・中小企業大学校(9校)において、創業、経営革新等多様な経営課題に対応し得る支援人材の養成研修や中小企業経営者等の経営管理能力の向上を図るための研修 ・研修事業のうち、IT関連の研修として、都道府県等の中小企業支援者を対象とする「業種別IT化の実態と支援のポイント」等、商工会、商工会議所等の中小企業支援機関向けに「電子商取引の実態と支援のポイント」等のテーマで研修を実施し、IT活用型による経営管理の合理化支援に必要な知識の習得のための研修を実施 ・また、中小企業の経営者又は管理者等を対象に「IT活用による顧客の心理とニーズの把握方法」等のテーマで研修を実施し、IT活用型経営手法の習得等のための人材育成を支援</p> <p>【総予算額】 8,558,733千円</p> <p>【総執行額】 7,161,384千円</p> <p>【事業実施期間】 昭和37年度～</p>	<p>○中小企業経営者等の経営管理能力の向上 ○IT活用型による経営管理の合理化支援に必要な知識の習得 ○IT活用型経営手法の習得</p>	<p>○研修応募者数、受講者数 ○Web活用遠隔研修の受講者 ○事後アンケート等による受講者の研修結果活用度、満足度</p>	<p>○研修応募者数、受講者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募者数</td> <td>15,771人</td> <td>15,069人</td> <td>16,973人</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>13,139人</td> <td>12,821人</td> <td>14,582人</td> </tr> <tr> <td>うち、IT研修</td> <td>1,136人</td> <td>1,313人</td> <td>1,279人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成15年度は、Web研修受講者を含む。 ・受講者で中小企業診断士となった者の数(S37～H15)：6,092人</p> <p>○Web活用遠隔研修の受講者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td>185人</td> <td>603人</td> <td>253人</td> </tr> <tr> <td>実施コース数</td> <td>1コース</td> <td>6コース</td> <td>6コース</td> </tr> </tbody> </table> <p>○事後アンケート等による受講者の研修結果活用度、満足度：(略)</p>		平成13年度	平成14年度	平成15年度	応募者数	15,771人	15,069人	16,973人	受講者数	13,139人	12,821人	14,582人	うち、IT研修	1,136人	1,313人	1,279人		平成13年度	平成14年度	平成15年度	受講者数	185人	603人	253人	実施コース数	1コース	6コース	6コース	<p>－</p>	<p>○IT利活用を推進するに当たり、人材、資金、情報など経営資源が不足している中小企業は多く、このため、電子商取引の利活用を図るなど、競争力向上や経営革新への挑戦を行う中小企業のIT利活用の支援を行いつつ、Post-Japan戦略の状況を踏まえ、事業の促進を図る。また、今後は、市場の創出・活性化に向け、中小企業の事業活動支援との連携を進めるとともに、本施策を一層合理的に推進する観点から、中小企業政策、その他施策における本施策の位置付けの検討を行う。</p>
	平成13年度	平成14年度	平成15年度																															
応募者数	15,771人	15,069人	16,973人																															
受講者数	13,139人	12,821人	14,582人																															
うち、IT研修	1,136人	1,313人	1,279人																															
	平成13年度	平成14年度	平成15年度																															
受講者数	185人	603人	253人																															
実施コース数	1コース	6コース	6コース																															

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
			効果の把握の方法	把握した効果		
	<p>(7) 中小企業技術基盤強化推進事業(補助)</p> <p>技能者の高齢化に伴う熟練技能の喪失による製造業の脆弱性等の懸念に対し、熟練技能者が持っている高度な「技能」をセンシング技術による分析を行い再現性のある技術に転換するため、IT(情報技術)を活用して技能の客観化・デジタル化・データベース化・ソフトウェア化を行う。また、CAD/CAE/CAM/CAEの共通フレームワークを構築し、デジタル化、データベース化された「技術」とあわせて実際のものづくり現場での活用を目指す。(補助率:定額)</p> <p>ア.加工全般にわたる技能の技術化に関する研究開発 広範囲な加工分野を対象に、加工間の情報連携を重視した情報集積、活用機能開発を行うとともに、中小製造業の自社開発システムとの連携を目標とした開発を進める。 イ.設計・製造支援アプリケーションのためのプラットフォームの研究開発 設計製造関連自社システムの開発や、市販システムのカスタマイズを容易に実行でき、それらのシステムを連繋して運用できる開発兼実行環境の研究開発を進める。</p> <p>【総予算額】 1,884,240千円</p> <p>【総執行額】 1,596,757千円</p> <p>【事業実施期間】 平成13年度～平成17年度</p>	<p>ア.加工全般にわたる技能の技術化に関する研究開発 ○成型、除去、付加に分類する一般機械部品の主要な加工分野でのデータ取得:それぞれの分野で20件 ○改質加工でのデータ取得:10件 イ.設計・製造支援アプリケーションのためのプラットフォームの研究開発 ○ソフトウェア開発における工数削減:50%</p>	<p>○熟練技能者が持っている高度な「技能」をセンシング技術による分析を行い再現性のある技術へ転換する</p>	<p>ア.加工全般にわたる技能の技術化に関する研究開発 ○データ収集成型分野:1,522件 ○データ収集除去分野:1,040件 ○データ収集付加分野:800件 ○データ収集改質加工分野:23件 イ.設計・製造支援アプリケーションのためのプラットフォームの研究開発 ○予定より前倒しで開発が進められており、中間段階の目標はおおむね達成(製品の設計や加工工程の設計を行うための設計用アプリケーションの開発を実施し、約120個のコンポーネント(部品)の開発を完了するとともに、コンポーネントを組み合わせる基盤となるプラットフォームの開発を完了)</p>	<p>—</p>	<p>○IT利活用を推進するに当たり、人材、資金、情報など経営資源が不足している中小企業は多く、このため、電子商取引の利活用を図るなど、競争力向上や経営革新への挑戦を行う中小企業のIT利活用の支援を行いつつ、Post-Japan戦略の状況を踏まえ、事業の促進を図る。また、今後は、市場の創出・活性化に向け、中小企業の事業活動支援との連携を進めるとともに、本施策を一層合理的に推進する観点から、中小企業政策、その他施策における本施策の位置付けの検討を行う。</p>

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
			効果の把握の方法	把握した効果		
	<p>(8) 地域IT推進協議会支援事業(補助) 地域の特性をいかした地場レベルでの連携の推進を図っていくため、都道府県等(都道府県・政令市)と産業界等の関係機関で構成する「地域推進協議会」が行う以下の事業に必要な経費の一部を都道府県等に対して補助(補助率2分の1)する。</p> <p>a. IT活用促進情報収集・提供事業 ITを活用した情報の共有化等の先進事例、IT導入等の効果等活用状況に関する調査を行い、中小企業者等に対して調査報告書の配布や交流会・成功事例発表会等により情報提供する。</p> <p>b. 連携型交流等促進事業 地域の中小企業者を構成員とする交流会を開催し、ITの活用方法、導入に当たっての問題点等について検討を行う。また、IT導入の成功事例紹介などによって、地域の中小企業者のIT活用に対する問題意識の喚起、問題点の絞り込み等を行う。</p> <p>c. 活用計画策定支援事業 ITを活用して地域の連携を図ろうとする中小企業を中心とした団体等に対して、IT、技術、経営等の専門家から構成される委員会を通じて、事業の実施に向けたITを活用して行う共同受注や共同購入等の助言を行う。</p> <p>【総予算額】 60,000千円</p> <p>【総執行額】 21,754千円</p> <p>【事業実施期間】 平成14年度</p>	<p>○地域IT推進協議会支援事業への参加者数：4,000人(目標)</p> <p>○連携型交流等促進事業の参加者の満足度：80%(目標)</p>	<p>○地域IT推進協議会支援事業への参加者数：4,000人(目標)</p> <p>○連携型交流等促進事業の参加者の満足度：80%(目標)</p> <p>○地域IT推進協議会の事業への参加者数、支援対象者(団体数)</p> <p>○連携型交流等促進事業の参加者の評価</p> <p>○IT活用計画策定支援事業の支援対象団体の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域IT推進協議会支援事業への参加者数：11,569人 ・連携型交流等促進事業の参加者の満足度：75.6% ・地域IT推進協議会の事業への参加者数、支援対象者(団体数) ○参加者数：延べ11,569人 <ul style="list-style-type: none"> ア IT活用促進情報収集・提供事業：8,540人 イ 連携型交流等促進事業：2,100人 ウ IT活用計画策定支援事業：929人 ○支援対象者数(団体数)：12道府県市 ・連携型交流等促進事業の参加者の評価：「満足した」と回答した参加者：75.6%(N=978人) ・IT活用計画策定支援事業の支援対象団体の評価：「満足した」と回答した参加者：77.8%(N=45人) 	<p>—</p>	<p>○IT利活用を推進するに当たり、人材、資金、情報など経営資源が不足している中小企業は多く、このため、電子商取引の利活用を図るなど、競争力向上や経営革新への挑戦を行う中小企業のIT利活用の支援を行いつつ、Post-Japan戦略の状況を踏まえ、事業の促進を図る。また、今後は、市場の創出・活性化に向け、中小企業の事業活動支援との連携を進めるとともに、本施策を一層合理的に推進する観点から、中小企業政策、その他施策における本施策の位置付けの検討を行う。</p>

整理 番号	政 策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性 に関する特記事項	評価の結果
			効果の把握の方法	把握した効果		
	<p>(9) 中小企業向けe-Learning事業(補助) 中小企業のIT化推進に向け、全国中小企業団体中央会が日本商工会議所及び全国商工会連合会と協力して行う、地理的・時間的制約から決められた時間や場所で座学研修を受けることが難しい中小企業者、特に小規模企業者向けに、会社や自宅でインターネットを通じて行われる実践的電子商取引の研修(中小企業向けe-Learning事業)に対して補助(補助率:10分の6)する。</p> <p>【総予算額】 389,512千円</p> <p>【総執行額】 191,800千円</p> <p>【事業実施期間】 平成14年度～平成15年度</p>	○実践的電子商取引の研修の実施	○年間約10万人の中小企業経営者に対し、研修機会を提供	○受講者数:1,282人 ○受講者の評価:受講者のうち、平成14年度中に受講を終了した29人に対してアンケート調査を実施。 ア.各単元や確認問題の内容について ・非常に勉強になった(45%、13人) ・まあまあ勉強になった(55%、16人) イ.ライブ講座の内容について ・非常に勉強になった(41%、12人) ・まあまあ勉強になった(59%、17人) ウ.疑似体験サイトの内容や構成等について ・非常に良かった(4%、1人) ・まあまあ良かった(59%、17人) ・あまり良くなかった(33%、10人) ・どちらともいえない(4%、1人)	<p>【必要性】 ○e-Japan重点計画(平成13年3月29日IT戦略本部)</p>	○IT利活用を推進するに当たり、人材、資金、情報など経営資源が不足している中小企業は多く、このため、電子商取引の利活用を図るなど、競争力向上や経営革新への挑戦を行う中小企業のIT利活用の支援を行いつつ、ポストe-Japan戦略の状況を踏まえ、事業の促進を図る。また、今後は、市場の創出・活性化に向け、中小企業の事業活動支援との連携を進めるとともに、本施策を一層合理的に推進する観点から、中小企業政策、その他施策における本施策の位置付けの検討を行う。

整理番号	政策 (施策及び施策に含まれる手段たる事業)	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果																														
			効果の把握の方法	把握した効果																																
10	人権啓発活動支援対策 ○以下の手段による	○中小企業者等に対して、人権尊重の理念を普及させ、理解を深めてもらうことにより、人権意識の涵養を図る。	—	—	—	○平成14年度から平成15年度にかけて、全体として講演会等の開催件数、参加者数は増加しており、中小企業者等に対する人権啓発の機会は拡大している。さらに、平成15年度事業の参加者に対するアンケート調査では、全体の約92パーセントが「人権に対する認識が深まった」と回答していることから、本事業の目的である「人権意識の涵養」について、一定の成果が上がっている。																														
	(1) 人権啓発支援事業 中小企業者等に対して、広く人権についての理解を深めてもらうため、人権啓発シンポジウム等の開催、人権啓発パンフレット等の作成・配布、人権啓発のために必要な方策等に関する調査研究等により人権啓発を図る。 【総予算額】 259,788千円（平成14年度～平成15年度） 【総執行額】 159,597千円（平成14年度～平成15年度） 【事業実施期間】 平成14年度～平成20年度	○人権啓発	○講演会等の参加者に対するアンケート調査	○地方公共団体向け：中小企業者等に対する人権啓発のための事業（講演会等）を、地方公共団体に委託 <table border="1" data-bbox="1104 719 1543 922"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講演会の参加者数</td> <td>4,455人</td> <td>4,912人</td> </tr> <tr> <td>開催件数</td> <td>45件</td> <td>41件</td> </tr> <tr> <td>講演会等の内容がよかった（※1）</td> <td>75.4%</td> <td>71.1%</td> </tr> <tr> <td>人権意識が深まった（※2）</td> <td>89.0%</td> <td>90.3%</td> </tr> </tbody> </table> ○民間経済団体向け：中小企業者等に対する人権啓発のための事業を、民間経済団体等に委託して実施。 <table border="1" data-bbox="1104 1002 1543 1204"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講演会の参加者数</td> <td>3,838人</td> <td>4,337人</td> </tr> <tr> <td>開催件数</td> <td>21件</td> <td>27件</td> </tr> <tr> <td>講演会等の内容がよかった（※1）</td> <td>77.7%</td> <td>82.7%</td> </tr> <tr> <td>人権意識が深まった（※2）</td> <td>88.7%</td> <td>93.3%</td> </tr> </tbody> </table> ※1 講演会等の参加者の評価（内容について良かったと答えた人数／アンケート回収数） ※2 講演会等への参加によって、人権に対する認識が深まったと考える参加者の比率等（人権への理解が深まったと答えた人数／アンケート回収数）		平成14年度	平成15年度	講演会の参加者数	4,455人	4,912人	開催件数	45件	41件	講演会等の内容がよかった（※1）	75.4%	71.1%	人権意識が深まった（※2）	89.0%	90.3%		平成14年度	平成15年度	講演会の参加者数	3,838人	4,337人	開催件数	21件	27件	講演会等の内容がよかった（※1）	77.7%	82.7%	人権意識が深まった（※2）	88.7%	93.3%	【必要性】 ○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	○地方公共団体向け、民間経済団体向けともに、平成15年度は平成14年度と比較して、参加者数が増加し、講演会による人権意識の深まりが見られていることから、「人権意識の涵養」に関して一定の効果が図られている。
	平成14年度	平成15年度																																		
講演会の参加者数	4,455人	4,912人																																		
開催件数	45件	41件																																		
講演会等の内容がよかった（※1）	75.4%	71.1%																																		
人権意識が深まった（※2）	89.0%	90.3%																																		
	平成14年度	平成15年度																																		
講演会の参加者数	3,838人	4,337人																																		
開催件数	21件	27件																																		
講演会等の内容がよかった（※1）	77.7%	82.7%																																		
人権意識が深まった（※2）	88.7%	93.3%																																		